



The Japanese
Red Cross
College of Nursing

年 報

平成22年度・平成23年度

自己点検・評価報告書

日本赤十字看護大学

刊行にあたって

平成 22 年度・23 年度の年報を遅ればせながらここに刊行できることとなりました。2 年間分を併せての刊行です。今回の特徴は、①大学の現状を目標に照らして自己点検し達成度を評価する、次年度に持ち越す目標を確認するといった PDCA サイクルでの記述に徹すること、②ホームページ上で公開している大学基礎データや教員業績等は掲載せず、ページ数を削減するスリム化を図ったことです。

さて、この 2 年間私たちは大変大きな変化と試練に直面してきました。平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分大地震と巨大津波、そして原発事故、東日本大震災です。死者は 1 万 5 千人を超え、行方不明者も 2 千 7 百人を超えています。そして、発災後 1 年 9 カ月を超えた今も仮設住宅や借り上げ住宅での避難生活を送っている方々は 30 万人を超えていると見られます。改めて犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、復興再建に向けての困難な道のりを歩むすべての方々のご努力に敬意を表明いたします。

この大震災は赤十字看護大学としての本学にとっても、改めて赤十字の使命、赤十字看護教育のあり方を再考する機会となったのは言うまでもありません。災害時の看護援助は、災害看護学という 1 学科目群で教えれば済むというものではない、専門分野を問わず看護学科目すべてに含まれるべきものであることを、私たちは貴重な教訓として学びました。さらに、災害時の急性期支援だけでは不十分であること、より長期的な視点や災害発生前の備えの取り組みの重要性の認識も深まりました。

このように書いてきますと、改めて年報は刊行の遅れは致命的であることが思い知らされます。年度内に編集作業を終えるためには、編集委員会も含め全体としての仕事負担を少なくして実を上げることを考える必要があります。そのためには、ページ数だけではなく、仕事そのもののスリム化の徹底が重要です。各章を担当する委員会、部署が点検・評価を組み入れた業務内容にしていくこと、年報を別の仕事にしないという意識改革が求められます。各委員会等は計画的に年度初めに目標を確認し、達成に必要な方策を検討決定し、実施していくなかで必要なデータを整理し、年度末には評価をすることです。今回は編集委員会が紙面のスリム化を図ったと聞いています。次回は各担当者が最初からそのつもりで臨み、24 年度年報を経過も結果もスマートでスリムなものなることを願っています。

真に重要な大学の取り組み、大学の将来像を描きその将来像との関連での現状と評価など、限られた年報紙面に何を掲載すべきか、といったさらに重要な議論が待っていることを認識して終えることとします。

平成 24 年 12 月 26 日

日本赤十字看護大学学長 高田 早苗

目 次

I. 学部・大学院	1
A. 理念・目的	2
B. 教育研究組織	7
C. 教育内容・方法	9
D. 学生の受け入れ	40
E. 広報活動	52
F. 研究活動・研究環境	63
G. 施設・設備	68
H. 社会貢献・地域交流	73
I. 学生生活	84
J. 管理運営	106
K. 財務	116
L. 事務組織	120
M. 点検・評価	124
N. 情報公開・説明責任	126
II. 図書館	129
A. 図書・図書館の整備	130
B. 情報インフラ	137
III. 看護実践・教育・研究フロンティアセンター	145
A. センターの目的と運営	146
B. センターの事業	147

I . 学部・大学院

A. 理念・目的

看護学部

1. 理念および教育目的・目標

■平成21年度から持ち越した目標

- ①理念等が現状にあっているかどうか点検・評価を継続する。

■平成22年度

【現状説明】

a. 学部の理念

本学部は、世界のあらゆる人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道 (Humanity) を実現しようと努力する人間を育てる。

b. 学部の教育目的と目標

教育目的

赤十字の理念に基づき、幅広い教養と豊かな人間性を培うとともに、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる人材を育てることを目指す。

教育目標

- (1) 人間がそれぞれに固有の価値をもったかけがえのない存在であることを理解するために必要な知識と感性を培うとともに、他者とかかわりあうための基礎的能力を養う。
- (2) 看護専門職者としての責任を自覚し、誇りをもって実践することができる知識と技術を身につけるとともに、人間的成長を目指す。
- (3) 保健・医療・福祉における健康に関連した諸問題を発見し、解決できる基礎的能力を養う。
- (4) 保健・医療・福祉の場における倫理的諸問題と取り組み、人々の尊厳と権利を擁護する基礎的能力を養う。
- (5) さまざまな領域の専門家との連携のもとに、学際的な活動を展開し、新たなコミュニティの創成に貢献できる基礎的能力を養う。
- (6) 国際的な視野をもち、変化する社会の中でのみずからの役割を認識し、看護実践を通じて国際貢献することのできる基礎的能力を養う。
- (7) 将来、看護の実践・教育・研究の発展に資することのできる基礎的能力を養う。

c. 学部卒業生の特性

- (1) 一人ひとりの人間をそれぞれ総合的に理解する能力をもつ。
- (2) 健康に関する諸問題の解決に必要な知識・技術を学び、実際に応用する能力をもつ。
- (3) 保健医療における現実的な諸問題を科学的に分析検討し、具体的な解決方法を考察する能力をもつ。
- (4) 保健医療の場における倫理的諸問題に対処し、患者の尊厳と権利を擁護する能力をもつ。
- (5) 他の領域の専門家と密接に協力し合い、必要に応じて調整的な機能を果たす能力をもつ。
- (6) 国内外の変化する社会において、看護の担うべき役割を認識し、将来、看護学の発展に寄与する能力をもつ。

【点検・評価】

学部の理念等は明確であり適切に設定されている（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

①平成24年度からの新カリキュラムに合わせて理念および教育目的・目標の検討を行う。

■平成23年度**【現状説明】****a. 学部の理念**

学部の理念について検討した結果、次のように改訂した。

学部の理念

本学部は、人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道(Humanity)」の実現にむけて努力する人間を育てる。

b. 学部の教育目的と目標

教育目的・目標の検討を行った結果、次のように改訂した。

教育目的

赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。

教育目標

- (1)人間がそれぞれに固有の価値をもったかけがえのない存在であることを理解するために必要な知識と感性を培うとともに、他者とかかわりあうための基礎的能力を養う。
- (2)看護専門職者としての責任を自覚し、誇りをもって実践することができる知識と技術を身につけるとともに、人間的成長を目指す。
- (3)保健・医療・福祉における健康に関連した諸問題を発見し、解決できる基礎的能力を養う。
- (4)保健・医療・福祉の場における倫理的諸問題と取り組み、人々の尊厳と権利を擁護する基礎的能力を養う。
- (5)さまざまな領域の専門家との連携のもとに、学際的な活動を展開し、新たなコミュニティの創成に貢献できる基礎的能力を養う。
- (6)国際的な視野をもち、変化する社会の中でのみずからの役割を認識し、看護実践を通じて国際貢献することのできる基礎的能力を養う。
- (7)将来、看護の実践・教育・研究の発展に資することのできる基礎的能力を養う。

c. 学部卒業生の特性（ディプロマポリシー）

従来の「期待される学部卒業生の特性」を見直し、以下の「ディプロマポリシー」を制定した。

(1)関係を築く力

- ①一人ひとりの人間を総合的に理解することができる。
- ②異なる文化、価値観をもつ人々を、かけがえのない人間として尊重する態度を身につけている。
- ③自己の考えを相手に分かるように主張できるだけでなく、他の人たちそれぞれの独自性を認めつつ、相互に高めあい、支えあう関係を築く能力を身につけている。

(2)擁護する力

- ①人間の尊厳と権利を倫理的な視点から擁護する能力を身につけている。

②一人ひとりの人間の意思と独自性を尊重し守るための能力を身につけている。

(3) 探求する力

①健康上の諸課題に気づく能力を身につけている。

②健康上の諸課題をさまざまな角度から分析する能力を身につけている。

③健康上の諸課題に対処するための方法を、根拠に基づいて検討する能力を身につけている。

④看護の実践、研究に必要な知識・技術を探求する基礎的な能力を身につけている。

(4) 実践する力

①健康レベルに応じた諸課題への対処に必要な知識・技術を学び、実践する能力を身につけている。

②環境や状況に応じた看護を実践する能力を身につけている。

③災害等の危機的な状況下に生じる健康問題を理解し、援助活動に必要な知識・技術を身につけている。

④看護を受ける人の持つ力を活かして実践する能力を身につけている。

⑤自らの行った実践を振り返り、評価する能力を身につけている。

(5) 連携する力

①変化する保健医療福祉システムに即して看護の機能や看護職の役割を果たす能力を身につけている。

②他の専門職の機能や役割を理解し、必要に応じて調整的な機能を果たすための基礎的な能力を身につけている。

③地域社会のなかで、さまざまな人々と連携し、健康上の諸課題に対応するためのネットワークの一員として協働する能力を身につけている。

(6) 国際貢献する力

①国際的な視野に立って、健康上の諸課題を理解することができる。

②本学で培った知識・技術を活かして、国際貢献する基礎的な能力を身につけている。

(7) 成長する力

①専門職としての自らを評価し、必要とされる課題を見いだす能力を身につけている。

②国内外の社会変化を的確に把握し、その中で求められる役割に対応できる基礎的な能力を身につけている。

③専門職として実践、研究、教育を行うために、自らの可能性を追求し、人間として成長し続ける能力を身につけている。

④同僚や後輩など専門職同士で共に教え学びあい、成長し合う姿勢を身につけている。

(8) 変化を生み出す力

①変動する社会に常に関心を持ち続け、種々の状況下での人々の健康へのニーズを発見する能力を身につけている。

②より良い社会の実現にむけて新たな看護を創り出そうとする姿勢を身につけている。

【点検・評価】

教務委員会が中心となって、平成24年度からスタートする新カリキュラムに合った学部の理念および教育目的・目標、デプロマポリシーの検討を開始し、追加・修正を行った（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①新しい学部理念、教育目的等が新カリキュラムと整合的か検証を行う。

2. 学部理念等の周知と検証の方法

■平成21年度から持ち越した目標

- ①周知と検証の方法が適切かどうか点検・評価を継続する。

■平成22年度

【現状説明】

学外への周知方法は主に大学案内やホームページである。大学案内は毎年改訂し入学希望者だけでなく全国の高等学校や医療機関等にも配布している。この他、定期的に発行している学報で掲示する場合もある。学内では、学生便覧に理念等を掲げ、在学生や教職員に周知を図っている。

周知の検証方法としてはオープンキャンパス参加者アンケートにより、理念等の理解度を聞いている。新入生に対しては、入学後アンケートで同様に尋ねている。また、教務委員会においてカリキュラムと理念等との整合性等について問題がないか検討を行っている。

【点検・評価】

周知と検証の方法は適切である（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①周知と検証の方法が適切かどうか点検・評価を継続する。

■平成23年度

【現状説明】

平成22年度に同じ。

【点検・評価】

周知と検証の方法は適切である（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①周知と検証の方法が適切かどうか点検・評価を継続する。

大学院看護学研究科

1. 研究科の目的

■平成21年度から持ち越した目標

- ①目的が現状にあっているかどうか点検・評価を継続する。

■平成22年度

【現状説明】

研究科の目的は、「赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献すること」と、大学院学則第1条で定めている。

修士課程の目的は、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」（大学院学則第5条）である。

博士後期課程の目的は、「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」（同第6条）である。

【点検・評価】

研究科の目的は明確であり適切に設定されている（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

①目的が現状にあっているかどうか点検・評価を継続する。

■平成23年度

【現状説明】

平成22年度に同じ。

【点検・評価】

研究科の目的は明確であり適切に設定されている（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①目的が現状にあっているかどうか点検・評価を継続する。

2. 研究科の目的の周知と検証の方法

■平成21年度から持ち越した目標

①周知と検証の方法が適切かどうか点検・評価を継続する。

■平成22年度

【現状説明】

学外への周知方法は主に大学院案内とホームページである。大学院案内は毎年改訂し、入学希望者だけでなく全国の看護系大学や医療機関などに配布している。学内へは、シラバスに研究科の目的を掲げ、院生や教職員に周知を図っている。周知の検証方法としては、大学院説明会の参加者アンケート、指導を希望する教員との受験前面談等を利用している。また、研究科教務委員会において、カリキュラムと目的との整合性等について問題がないか検討を行っている。

【点検・評価】

周知と検証の方法は適切である（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

①周知と検証の方法が適切かどうか点検・評価を継続する。

■平成23年度

【現状説明】

平成22年度に同じ。

【点検・評価】

周知と検証の方法は適切である（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①周知と検証の方法が適切かどうか点検・評価を継続する。

B. 教育研究組織

看護学部

1. 学部の教育研究組織

■平成21年度から持ち越した目標

①定員不足の領域の教員を補充する。

■平成22年度

【現状説明】

看護学部看護学科の教育研究組織は、教養教育科目、専門基礎科目、看護専門科目から構成される。教養教育科目を担当する専任教員は、教授2・准教授1・講師1の合計4である。専門基礎科目を担当する専任教員は、教授3である。看護専門科目を担当する専任教員は、教授11・准教授16・講師12・助教8・助手13の合計60である。

平成22年度は、前年度と比較して、国際・災害看護学領域の教授1を補充した。

【点検・評価】

地域看護学領域の教授1は欠員のままである（目標は未達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

①定員不足の領域の教員を補充する。

■平成23年度

【現状説明】

看護学部看護学科の教育研究組織は、教養教育科目、専門基礎科目、看護専門科目から構成される。教養教育科目を担当する専任教員は、教授1・准教授2・講師1の合計4である。専門基礎科目を担当する専任教員は、教授3である。看護専門科目を担当する専任教員は、教授13・准教授10・講師14・助教7・助手11の合計55である。

平成23年度は、前年度と比較して、基礎看護学領域と精神保健看護学領域の教授各1を拡充した。

【点検・評価】

地域看護学領域の教授1は欠員のままである（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①定員不足の領域の教員を補充する。

大学院看護学研究科

1. 研究科の教育研究組織

■平成21年度から持ち越した目標

①定員不足の領域の教員を補充する。

■平成22年度

【現状説明】

研究科（修士課程）看護学専攻の教育研究組織は、基礎看護学・がん看護学領域が教授1・准教授2・助手1、成人看護学領域が教授2・准教授1、精神保健看護学領域が教授1・准教授1・助手1、小児看護学領域が教授1・准教授2、老年看護学領域が教授1・准教授1・助手1、地域看護学領域が教授1・准教授1、看護教育学領域が教授1・准教授1、看護管理学領域が教授1・准教授1、国際看護学領域が教授2、共通1の合計25である。一方、国際保健助産学専攻の教育研究組織は、教授3・准教授3・講師4の合計10である（このほかに兼任教員が6）。

研究科（博士後期課程）の教育研究組織は、基礎、成人、精神保健、母性、小児、老年、地域、教育、管理の9領域である。

【点検・評価】

特になし。

【平成23年度に持ち越す目標】

特になし。

■平成23年度

【現状説明】

研究科（修士課程）看護学専攻の教育研究組織は、基礎看護学・がん看護学領域が教授1・准教授2、成人看護学領域が教授2・准教授1、精神保健看護学領域が教授1・准教授1、小児看護学領域が教授1・准教授2、老年看護学領域が教授1・准教授1、地域看護学領域が教授1（兼）・准教授1、看護教育学領域が教授1・准教授1、看護管理学領域が教授1・准教授1、国際看護学領域が教授3・講師1、共通2の合計25である。一方、国際保健助産学専攻の教育研究組織は、教授3・准教授3・講師2の合計8である（このほかに兼任教員が6）

【点検・評価】

地域看護学領域の教授は欠員のままである。

【平成24年度に持ち越す目標】

①定員不足の領域の教員を補充する。

C. 教育内容・方法

看護学部

1. 教育課程等

a. 学部・学科等の教育課程

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①新カリキュラムでも課題として残った選択科目の少ない点と過密な時間割の改善について、カリキュラム検討委員会で議論を行う。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 21 年度から実施した新カリキュラムは、学校教育法第 52 条および大学設置基準第 19 条、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づいて構成されている。さらに、学則第 1 条に定められた教育目標に基づき、赤十字の人道の理念に基づいた総合的な判断力、豊かな人間性、倫理的判断力、国際的な視野、看護の実践に必要な基礎的能力、研究に必要な基礎的能力を育成することが特色である。

その新カリキュラムの要点は以下の通りである。

全般：

- ・教育理念と目的に沿った課程の実施に向けて、これにあたっては全体の枠組みを見直し、科目間の重複と欠落をなくし、選択科目を拡充することによって、学生の自主的な履修計画が図れるようにした。必要な科目については引き続き少人数による教育を継続した。

基礎・教養科目：

- ・選択科目を増加させ、領域間における選択科目数のばらつきをなくした。
- ・科目の学年進行を学生のレディネスに応じて調整した。

赤十字・国際・災害科目：

- ・多様な国際体験を可能にする海外研修プログラムを開発した。
- ・赤十字の特色を活かした教育内容の充実・再編を図った。

専門科目：

- ・専門科目は重複部分や欠落部分を減らし、選択科目の拡充を行った。
- ・平成 21 年実施予定の指定規則改正への対応として、在宅看護論に関する科目編成と必要な実習場の開拓、指導体制の確立を行った。
- ・引き続き、看護実践能力の育成に向けて演習や実習の指導体制を充実させた。

新カリキュラムの運用を通して、①時間割の組み方及び運用が過密である、②医学系の科目の強化の必要性などの課題は明らかであったが、加えて看護系大学協議会からの看護実践能力育成のためのコアカリキュラムを踏まえたカリキュラムの再検討が必要となった。さらに、保健師の資格取得のための実習受け入れ制限が決定したことによって、カリキュラム全体の見直しが必要となった。

新カリキュラムの運用途上であるが、これらの状況から完成年度を待たずに、新たなカリキュラム検討が必要となり、「カリキュラム検討プロジェクトチーム」を平成 22 年度に発足させた。そして、平成 22 年度は、教育理念、目的、ディプロマポリシーの検討を行った。その上で、カリキュラム構造の検討を行った。

【点検・評価】

平成 21 年度より開始された新カリキュラムの評価を行い、「カリキュラム検討プロジェクトチーム」による新たなカリキュラム構築の検討が開始されたことは評価できる。新たなカリキュラムに向けて教育理念、目的、ディプロマポリシーが検討されたが、具体的なカリキュラム内容の検討が継続課題である（目標は未達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①過密な授業スケジュールを改善する。
- ②医学科目を強化する。
- ③コアカリキュラムを視野に入れたカリキュラムの見直しを行う。
- ④保健師資格取得に関するカリキュラムの見直しを行う。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

「カリキュラム検討プロジェクトチーム」によって、平成 24 年度開始の新カリキュラムを構築した（目標達成）。また、新カリキュラムの基礎となる教育理念、目的、ディプロマポリシーを再検討し修正した。新カリキュラムの運用・評価の検討は今後の課題である。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①新カリキュラムの運用・評価に関する検討を行う。
- ②新カリキュラムにおける履修モデルの検討を行う。
- ③旧カリキュラムとの移行期における課題を検討する。

b. カリキュラムにおける高・大の接続

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①高等学校での履修状況を踏まえて入学前導入教育（主に英語・数学・化学・生物）を実施する計画を検討する。

■平成 22 年度

【現状説明】

前年度に引き続き、高校から大学への円滑な移行を促すため、英語科目の能力別クラス分けを行い、能力に合わせた内容の授業を行った。生物学や化学を担当教員は、高等学校で未履修であっても理解できる授業を継続して行った。推薦入学の学生に対して、推薦する課題図書を提示して、大学生活に向けた準備を促した。

【点検・評価】

英語の能力別クラスや生物・化学の授業の工夫は評価できる。しかし、入学前導入教育（主に英語・数学・化学・生物）の実実施計画の検討は継続課題となった（目標は未達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①高等学校での履修状況を踏まえて入学前導入教育を実施する計画を検討する。

■平成 23 年度

【現状説明】

入学前導入教育の手始めとして、推薦入学が決定した学生に対して、入学前学習指導を行う「入学予定者説明会」を学生生活委員会との共催で1月に開催した。1名を除く対象者全員に入学前の学習項目を具体的に提示できた。また、高等学校での履修状況を踏まえたレメディアル教育として新カリキュラムにおいて「数学Ⅰ、Ⅱ」を設け、一定基準に満たない学生は必修とした。

【点検・評価】

推薦入試の学生に限定してではあるが、入学前導入教育を導入できた（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①入学前学習指導、および高等学校での履修状況を踏まえたレメディアル教育の運用・評価に関する検討を行う。

c. カリキュラムと保健師・助産師・看護師国家試験

■平成 21 年度から持ち越した目標

①看護師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験の合格率を100%に近づける。そのための方略として、受験ガイダンスについては、新3年生、新4年生にふさわしい内容とすること、大学院国際保健助産学専攻2年生に対しても実施すること、国家試験対策講座の方法については、学生の経済的負担なく参加できるように計画すること、学生個々に対する支援について、学年担任や卒業研究担当教員、その他の教員が連携して支援すること、を実現する。

■平成 22 年度

【現状説明】

本学では、4年以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得することで、看護師と保健師の国家試験受験資格を取得することができる。助産師国家資格を取得する課程は、大学院国際保健助産学専攻の中に置かれ、平成21年度からは学士課程で開講されなくなった。

平成22年度の国家試験の合格率は、看護師100%、保健師92.3%、助産師92.3%であった。

国家試験対策委員会を中心として、以下のような国家試験対策を実施した。

- ①アチーブメントテストの実施：3・4年生に対して実施。前年度までの既習内容に対する学生個々の到達度の確認（全体結果、学生個別結果の集計・出力）、学生に対する学習の進め方についての解説
- ②模擬試験結果による学生個々の把握
- ③模擬試験結果から本学の全体傾向の把握および教員会議での報告
- ④予備校講師による受験ガイダンスおよび対策講座
- ⑤国家試験対策講座：本学教員による6回の特別講義
- ⑥「国試サポーターの会」による学生からの相談活動

【点検・評価】

平成22年度の国家試験の合格率は、看護師国家試験、保健師国家試験ともに全国平均を上回り、看護師では100%であった（目標達成）。

アチーブメントテストについては、平成22年度に作成した出力システムによって全体結果、学生個別結果の出力を簡便化し、学生への結果還元を早期に実施できた。また、全体結果の説明と今後の学習の進め方についての解説を取り入れた。

受験ガイダンスは4年生と3年生に加え、国際助産学専攻の学生に対しても実施した。国家試験対策講座は、昨年度では4分野であったが、今年は2分野を拡充し行った。特に、教員の協力の下、模擬試験の結果から、学生の弱点と思われる領域・分野を重点的に実施した点は評価できる。

また今年度より、予備校講師による対策講座の一部と模試に関しては保護者会から助成を受けたことで、学生の受講料や受験料の自己負担も軽減された。

教員によるオフィスアワーは平成22年度に実施したが、学生の利用数は少なかった。来年度は不合格者に対しても連絡をとり、支援していく方法を検討する。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①看護師国家試験、保健師国家試験の合格률을100%に近づける。そのための方略として、模試の結果を活用した個別指導を充実させ、不合格者に対する連絡・支援を充実させる。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 23 年度の国家試験の合格率は、看護師 100%、保健師 94.8%（前年比 2.5%増）で、いずれも全国平均より高い。

国家試験対策委員会を中心として、実施した国家試験対策は 22 年度に示した①～⑥を同様に実施した。①アチーブメントテストの実施、②模擬試験結果による学生個々の把握、③模擬試験結果から本学の全体傾向の把握および教員会議での報告、④予備校講師による受験ガイダンスおよび対策講座、⑤国家試験対策講座：本学教員による 6 日間の特別講義、⑥「国試サポーターの会」による学生からの相談活動である。

【点検・評価】

平成 22 年度の国家試験の合格率は、看護師国家試験 100%（目標達成）、保健師国家試験は全国平均を上回ったが目標は未達成である。アチーブメントテストは、結果還元時に学習の進め方について解説を実施したこともあり、学習の動機づけになっていると学生の評価を得ている。受験ガイダンスは、国際助産学専攻の学生に対しても昨年同様に実施した。教員による国家試験対策講座は、6 分野（看護関係法規、人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進、地域看護学各論・保健福祉行政論、母性看護学、精神保健看護学）を行った。模擬試験の結果から、学生の弱点と思われる領域・分野と学生の要望を考慮しての実施となった点は評価できる。今年度も保護者会からの助成を得ることができ、予備校講師による対策講座の一部と看護師および保健師模擬試験に関しては学生の受講料や受験料の自己負担が軽減された。

教員によるオフィスアワーを実施したが、学生の利用数は昨年度と同程度で多くなかった。模試の結果を活用した個別指導を引き続き充実させる必要がある（目標未達成）。研究Ⅱ（授業科目名）に取り組む学生には指導教員から支援できたが、研究Ⅱに取り組んでいない学生への支援がどの程度実施されたかの把握ができていなかった。前年度の保健師国家試験の不合格者に対しての連絡は、事務から送付する書類に同封して模試情報等を連絡する対策を取った（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①看護師国家試験の合格率は100%を維持し、保健師国家試験合格率のいっそうの向上を目指す。その方略として、国家試験対策者および各領域の教員による模試の結果を活用した個別指導を充実させること、個人情報保護に対応した不合格者支援の方策を検討し実施すること、3年次学生を対象とした低学年模試の業者活用を検討すること。

d. カリキュラムにおける臨床実習

■平成21年度から持ち越した目標

- ①今年度以降、都内の保健所実習の人数制限がなされる予定であり、将来的に「レベルIV実習」をどのように履修させるのかを検討する必要がある。

■平成22年度

【現状説明】

都内保健所実習の人数制限がなされることに伴い「レベルIV実習」の方法を検討した。レベルIV実習を、保健所実習10日間コースと5日間コースの2つから選べるようにし、5日間コースでは保健所以外の施設で実習ができるようにした。平成22年度入学生までは、いずれのコースを選択しても、保健師受験資格を得ることができる。平成26年度以降は、都内の保健所実習の受け入れ人数が1大学20人に制限される予定である。このことを踏まえ、平成23年度入学生からは、保健師受験資格が得られる学生は20名の選抜制とすることを決定した。

【点検・評価】

カリキュラムの中で段階的・構造的に実習時期が配置されていることは、学生が段階的に学習することを助け、その時期に応じた成長を育むことにつながっている。都内の保健所実習の人数制限がなされることに伴い、「レベルIV実習」の方法を保健所実習期間で2コースに分けて、選抜制とすることを決定した。すでに入学している学生に対して、いずれのコースを選択しても、保健師受験資格を得ることができるように工夫したことは評価できる。さらに、平成26年度以降の保健所実習の人数制限を踏まえて、次年度入学生のレベルIV実習を検討したことにより、次年度以降の入学生に対して20名の選抜制になることをあらかじめ周知できることにつながった（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①実習中に大震災が起きたときのガイドラインを検討する。
②平成23年度入学生よりレベルIV実習が20名の選抜制になることに伴う注意事項を、年度始めのガイダンスで学生に周知させる。

■平成23年度

【現状説明】

実習中に大地震が起きたときのガイドラインを検討した。実習中の学生は実習病院の管轄に入りその指示に従うことになった。

保健師受験資格が得られるレベルIV実習に行く学生20名の選抜方法を決定した。この選抜方法と注意点については、4月の履修ガイダンスで学生に連絡した。

平成24年度入学生より新カリキュラムの実習が適応され、2年次のレベルII実習（平成25年度より開始）の期間が5週間に延長する。新カリキュラムレベルII実習に関するプロジェクト会議を、平成23年1月から開始し、実習内容の検討を行っている。

【点検・評価】

実習中の大地震発生に対応したガイドラインを作成した（目標達成）。レベルⅣ実習の選択制に伴う選抜方法等を学生に周知させた（目標達成）。新カリキュラムにおける実習に関して、実習開始2年前からプロジェクト会議で検討を行っていることは評価できる。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①平成25年度から実施する新カリキュラムのレベルⅡ実習に関する指導方針や指導要領については、平成24年度中に検討を終えて完成させる。
- ②平成26年度から開始される新カリキュラムのレベルⅢ実習に関しては、平成24年度中にプロジェクト会議を発足し検討を開始する。
- ③実習指導者の質を確保するという意味から、大学と実習施設が協働した実習指導者研修会のプロジェクトを立ち上げる。

e. 授業形態と単位の関係

■平成21年度から持ち越した目標

- ①大学全体として、単位数に必要なコマ数が試験時間を除いて確保されるように、夏休み期間の短縮や祝日の授業開講を検討する必要がある。

■平成22年度

【現状説明】

授業科目は、本学学則第27条により1単位は45時間の学修を必要とする授業内容をもつことを原則とし、講義・演習（1単位15～30時間）、実験・実習および実技（1単位30～45時間）の時間数はこれまでと変更はない。平成22年度は、教務委員会が各科目担当教員に対して「単位数に必要なコマ数を、試験時間を除いて確保するように」と勧告し、祝日に授業をすることを検討した。結果として、祝日に授業をせずとも、必要なコマ数を確保することができた。

【点検・評価】

試験を除いて単位数に合った授業のコマ数が確保するようにとの勧告や、祝日に授業を開講することの検討がなされ、コマ数を確保する努力がなされた（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①引き続き単位数に必要な授業時間数を確保する。

■平成23年度

【現状説明】

平成22年度に同じ。

【点検・評価】

単位数に必要な授業時間数は確保されている（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①引き続き単位数に必要な授業時間数を確保する。

f. 単位互換、単位認定等

■平成21年度から持ち越した目標

- ①「異文化とケア」を国際看護学演習参加者の必修授業科目として展開し、また国際看護学演習の海外準備講座としても位置づける。選考試験の担当、受け入れの役割分担などの体制構築については、今後も検討する機会を持つ。また派遣学生は、次年度の

スウェーデンからの交換学生の総合実習にSAとして参加しサポートする。SAについては経済的保障を行う。

■平成 22 年度

【現状説明】

他大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学の1年次に入学した場合、その履修単位について教育上有益と認めるときは、60単位を超えない範囲で単位認定している。編入生の既修得単位認定については、平成17年度の改正カリキュラムにのっとった教育課程によって、履修科目が当該授業科目に相当することを前提に、合計81単位を上限として認定している。

認定は、学生から申請のあった科目のシラバスを、本学の当該授業科目もしくはそれに相当する科目を担当している教員が点検し、内容を確認の上、既修得単位として認定できるかを検討し、教務委員会での審議の上、教授会で決定している。

平成22年度は、学部1年生8名が認定された（認定単位数は、8単位・9単位が各1名、20単位が3名、24単位・26単位・27単位が各1名）。3年次編入生は3名が認定された（認定単位数は、4単位・6単位・7単位が各1名）。

【点検・評価】

単位認定は、科目担当者による検討、教務委員会での審議、教授会での決定を経ており、適切に実施されている。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①学生が単位認定制度を理解し十分かつ適切に活用できるよう引き続き助言を行う。

■平成 23 年度

【現状説明】

1年生の単位認定数と単位認定手続きの手順については、平成22年度と同様である。平成23年度は、学部1年生3名が認定された（認定単位数は、16単位・17単位・19単位が各1名）。3年次編入生に該当者はなかった。

編入生の既修得単位認定については、昨年度と比べ「看護援助学」のみ1単位増え、合計82単位を上限とすることが教務委員会で決まった。

平成22年度に、保健師資格による養護教諭2種免許申請に際しても、教育職員免許法施行規則第66条の6で指定された科目の単位を修得したことの確認が必要であるとする取扱いとなったため、編入3年入学時に申請しなかった科目の認定申請を平成23年度に限り受けつけた。これに該当した編入4年生3名が認定され、単位数はそれぞれ2単位、2単位、4単位であった。

【点検・評価】

編入生に対して、改正カリキュラムの反映により、昨年度より1単位多い単位が認定されるようになったことは、さらに学生の負担を軽減するものになったと評価できる。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①平成 24 年度より新カリキュラムが開始されるため、学生が単位認定制度を理解し、十分かつ適切に活用できるようさらに助言を行う。

g. 開設授業科目における専・兼比率等

■平成 21 年度から持ち越した目標

①看護専門科目は可能な限り専任教員が教育に当たり、学生の人的学習環境を確保する。

■平成 22 年度

【現状説明】

教養教育科目及び専門基礎科目の総時間数のうち専任教員が担当する割合は48.9%（前年比1.7%減）、看護専門科目の総時間数に占める専任教員の割合は99.1%（前年0.6%増）であった。

ここ数年、基礎科目における兼任講師の割合は約50%である。隔年で講師会を開催し、特にカリキュラム改正時には、本学の方針、カリキュラム改正の意図やその特徴を伝え、学生の学習状況についての情報交換や意見交換を行う等、交流を図っている。

【点検・評価】

看護専門科目の総時間数に占める専任教員の割合は、過去6年間95%以上を維持し、今年度はさらに99.1%となり、学生の人的学習環境としては望ましいと評価できる（目標達成）。

兼任講師との講師会で学生の学習に対する情報交換や意見交換が行われており、一定の評価はできる。しかし、日常的な教育の場面で交流する機会が持てないことが今後の課題である。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①各年開催の講師会以外でも約50%を占める基礎科目の兼任講師との情報交換や意見交換の機会が作れるよう検討する。

■平成 23 年度

【現状説明】

教養教育科目及び専門基礎科目の総時間数のうち専任教員が担当する割合は47.6%（前年比1.3%減）、看護専門科目の総時間数に占める専任教員の割合は97.0%（前年比2.1%減）であった。

教養基礎科目において、兼任講師の担当時間数が増加しつつあり、平成 22 年度より 50%を上回っている。専門科目では平成 23 年度に兼任講師の担当する割合が増えたが、それでも過去 3 年の平均では 2.17%である。兼任講師に対しては、隔年開催の講師会で情報・意見交換を行う機会を設けている。

【点検・評価】

専門科目は可能な限り、専任教員が教育に当たるという目標は達成されている。教養科目においても多様な兼任講師による選択科目が配置されている。講師会以外での意見交換の機会についてはまだ結論は出ていない。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①兼任講師の割合が 50%を超えたことを見据え、隔年開催の講師会での情報・意見交換をより活発化させる。

2. 教育方法等

a. 教育効果の測定

（1）教育上の効果を測定するための方法の有効性

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①現在、専任・兼任講師が隔年を基本に任意で行っている授業評価を、全教員に毎年実施する体制を整備する。
- ②授業評価以外の授業改善方法、授業評価をFDへ活用していく方法について検討する。

■平成 22 年度

【現状説明】

(a) 成績評価の工夫

教育上の効果を測定するため、知識の理解を目的にした講義科目の場合には筆記試験やレポートを用いている。筆記試験では記述式の他、多肢選択式客観試験も取り入れている。基礎看護技術などの演習科目の場合は、制限時間内に提示された課題が正確に行えるかを測定する技術試験を取り入れている。実習科目では、知識の理解、技術の実施も含めて、基礎的な看護実践能力の獲得を目的にしているため、総合的なパフォーマンスを評価する必要があり、記録やレポートだけでなく、自己評価表や教員による観察など、多面的な評価を行っている。評価の観点は事前に学生に周知している。

(b) 授業評価の実施

前年度までは、教員が申請した教科についてのみ行っていた授業評価を、平成 22 年度からは原則として全教員が最低 1 科目は受けることとした。評価項目は 5 項目であり、各項目を 15 点満点とした。専任教員 39 人（延べ 56 授業）、兼任講師 32 人（延べ 45 授業）、演習として専任教員 8 人（延べ 14 授業）について実施し、全体の集計結果では、講義、演習ともに平均 12 点以上の高い評価だった（表 C-1）。

表 I-C-1 平成 22 年度授業評価結果

	平成 22 年度/講義(回収率 82.3%)			平成 22 年度/演習(回収率 90.1%)		
	有効数	平均得点	標準偏差	有効数	平均得点	標準偏差
a. 教育技術	6, 238	12.70	2.26	1, 038	13.26	2.14
b. 教育内容	6, 245	12.75	2.40	1, 040	13.12	2.45
c. 授業の進行・展開	6, 241	13.10	1.93	1, 039	12.75	2.41
d. 熱意・相互作用	6, 222	13.05	2.13	1, 036	13.43	2.25
e. 学生の自己評価	6, 236	13.59	1.57	1, 033	12.12	2.59

(c) アチーブメントテストの実施

平成 19 年度から、4 年生を対象に 3 年生までの学習内容についての理解度を測定するために、アチーブメントテストを実施してきた。平成 20 年度からはこれを 3 年生にも拡大し、2 年生までの学習内容についてのアチーブメントテストも実施している。平成 22 年度も同様に 4 月のガイダンス期間に実施し、学生が自らの達成状況を把握して 1 年間の学習課題を明確化できるよう活用を促している。

【点検・評価】

成績評価は講義科目、演習科目、実習科目の特性を踏まえて適正に行われている。学習目標の到達度を判定する基準は教員間で合意ができており、また、評価の観点を事前に学生に周知していることは教育効果を期待できる工夫であり評価できる。

講義、演習について授業評価を実施していることは、教育効果を多面的な観点から測定する上で有効である。特に、今年度は全教員が最低1科目授業評価を実施したところ、講義・演習共に回収率が80%を超えていることは学生の意見が反映された結果であるといえる（目標達成）。また、評価点が12点を超えていることは、学生のニーズを踏まえた授業を大学全体として展開できている結果であると評価できる。さらに、例年と比べ、演習における学生の自己評価が12点以上

と上昇したことは、学生の意欲を引き出す工夫ができた授業としても一定の評価ができるだろう。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①全教員が授業評価を毎年実施することについて再評価を行い、体制を整備する。
- ②授業評価以外の授業改善方法、授業評価をFDへ活用していく方法について検討する。

■平成23年度

【現状説明】

(a) 成績評価の工夫

平成22年度に同じ。

(b) 授業評価の実施

平成22年度と同じく全教員が最低1科目の授業評価を実施し、講義科目は、専任教員38人（延べ55授業）、兼任講師32人（延べ47授業）、演習科目は、専任教員9人（延べ16授業）について実施した。結果は、講義、演習ともに回収率は前年度と比べて低くなっているものの、全体としては平均12点以上の高い評価だった（表C-2）。

表 I-C-2 平成23年度授業評価結果

	平成23年度/講義(回収率77.6%)			平成23年度/演習(回収率82.9%)		
	有効数	平均得点	標準偏差	有効数	平均得点	標準偏差
a. 教育技術	5,519	12.98	2.18	1,014	13.97	1.58
b. 教育内容	5,540	12.94	2.39	1,012	13.96	1.57
c. 授業の進行・展開	5,521	13.29	1.94	1,011	13.50	1.81
d. 熱意・相互作用	5,515	13.27	2.09	1,005	14.03	1.55
e. 学生の自己評価	5,512	13.73	1.59	997	13.05	2.22

(c) アチーブメントテストの実施

平成22年度に同じ。

【点検・評価】

学習目標の到達度の判定基準は教員間で合意ができており、成績評価は適正に行われている。前年度同様、評価点が12点を超え、演習については13点を超えており、学生のニーズに添った教育を展開できていると一定の評価ができる。しかし、回収率が前年度と比べ減少しており、この点については全教員最低1科目評価を行うということへの学生の負担も予測される。今後、カリキュラム全体が新カリキュラムへと以降するなかで、引き続き授業評価方法の評価を行うとともに、評価を担う学生の負担軽減についても合わせて検討していくことが望まれる。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①新カリキュラムに合わせた授業評価方法の評価・検討を行い、体制を整備する。
- ②引き続き授業評価以外の授業改善方法、授業評価をFDへ活用していく方法について検討する。

b. 成績評価法

■平成21年度から持ち越した目標

①GPAの導入や90点以上の新たな評価段階を設けるなど、成績評価基準の見直しを行う。

■平成22年度

【現状説明】

(1) 厳密な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価は、各科目担当教員が、シラバスに掲載された学習目標の到達度を、平常点および試験やレポート等に基づいて判断し、成績評価を出している。その際、3分の2以上の出席がないと、定期試験の受験は認められない。

平成22年度から、それまでのA、B、C、Dの4段階評価から、S、A、B、C、D、の5段階に変更された。これまではA評価の幅が100～80点と大きかったため、より精密に学生の成績を評価することを目指して、S評価を導入した。D評価の科目は不合格となるが、担当教員が必要と認めた場合に限り再試験が行われる（再試験合格者の評価はC）。また、病気その他やむを得ない理由で試験に欠席した者に対して追試験が行われる。試験の受験資格のない者（出席不足等）や試験を放棄した者は不合格となり、学生に配布する成績通知書にはXと記載される。

実習の成績評価は、講義および演習科目と同じ5段階で示され、出席状況（5分の4以上の出席が必要）や実習での学習状況、自己評価、ケース発表、レポート等、多角的に評価を行っている。単位認定についても同様である。

他の大学および短期大学を卒業もしくは中途退学して第1学年に入学した者で、その履修単位を60単位以内で認定された場合の成績は、上記の4段階ではなく一律に「認定」としている。

担当教員の成績評価は学務課へ提出され、教務委員会での確認後、教授会において単位認定が承認される。

(2) 履修科目の登録上の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

履修科目の上限設定は現在のところ実施していない。

(3) 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

(a) 実習履修条件制の設置

実習毎に実習参加のための履修要件を明確化し、条件に満たない場合は実習参加を認めない「実習履修条件」の制度を導入した。この制度は、改正カリキュラムが導入された平成21年度から全学的に実施された。

(b) 卒業直前の看護技術練習等

卒業直前の4年生の希望者を対象に、看護技術のレベルアップのための練習ができるように、看護実習室を開放して設備を整え、教員・ティーチングアシスタント（TA）が指導に当たっている。

平成22年度は3月7日から11日までの計5日間で延べ74人の学生が参加した。申込用紙を配付し事前説明を行うことで、大勢の参加が得られている。今年度は21年度同様に就職支援講義を2日間実施し、基礎的知識の確認も行った。技術項目のシーツ交換と移乗、2項目のうち最低1項目を必修とし新たに設定した。これは臨床側の習得希望を反映させ、必修項目を設定した。

【点検・評価】

成績評価は適正に行われていた。さらに今年度は、教員間で検討した結果、成績評価の基準を従来の4段階評価から5段階評価へと変更したことにより、学生の到達度をより明確に判定できるようになった（目標達成）。また、卒前技術演習では、学生の参加数も増加

傾向にあり、学生の技術面での不安を軽減し、技術向上に役だっていると評価できる。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①昨年改訂した成績基準の 5 段階評価がどのような効果をもたらしたのかについて教員間で検討していく。

■平成 23 年度

【現状説明】

(1) 厳密な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

平成22年度に同じ。

(2) 履修科目の登録上の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性

平成22年度に同じ。

(3) 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

(a) 実習履修条件制の設置

平成 22 年度に同じ。

(b) 卒業直前の看護技術練習等

平成 23 年度は 3 月 5 日から 9 日までの 4 日間（前年比 1 日減）の実施であったが、学生への情報提供を早期に行い周知を図ったため、参加延べ人数は 88 名（前年比 14 名増）であった。

【点検・評価】

成績評価は適正に行われていた。5 段階評価としたことで、学生の成績がより明確な形で評価されることになった（目標達成）。

年度の成績は、翌年度の開始時に学年担当から学生に手渡されるが、その際、学生からの申し出により成績評価が変更されるケースが数例あった。その時の申請書類等は未整備の状態である。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①年度末の教授会での単位認定後に、成績評価が変更する場合の手続きを明確化する。

c. 履修指導

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①平成22年度は、引き続き、履修指導時の学生への丁寧な説明とその後のきめ細やかなフォローを要する一方、全保護者への成績通知を含めた情報提供や交換の機会を強化する。
②留年が確定したり、履修状況に不安がある学生については、学生本人の承諾を得て、保護者との面談を引き続き実施し、保護者も含めたサポート体制を整えていく。

■平成22年度

【現状説明】

(1) 学生に対する履修指導の適切性

履修科目の登録に関する情報は、授業開始前（4月初旬）のガイダンス時に学務課教務係が全学生に対して学生便覧・シラバス集・時間割等、履修関係の書類を配付し説明している。

履修する授業科目は原則として、年次毎に登録されている授業科目の中から選択する（ただし上級年次配当の授業科目は履修できない）。受講を希望する学生は、1回目の授業に出席し、授業内容を吟味して履修科目を決定し、受講科目届けに必要事項を記入して、所定日に学務課教務係

に提出する。届出以後も、所定の期間内で履修変更をすることが可能である。

授業開始前（4月初旬）のガイダンス時には、各学年担当より、「実習履修条件」制度を含めて履修指導を行い、学生へ周知徹底を図った。

（2）留年者に対する教育上の措置の適切性

本学では学年制を取っていないため留年はないが、授業の履修状況から4年間では卒業が困難となりそうな時点で、学年担当の教員が学生を呼び出し、状況を把握しながら問題の改善に向けての支援を行なっている。

平成22年度も、まず教務委員会において不合格となった学生個々の履修状況を把握し、それぞれの履修計画案を立案した。それを各学年担当教員と共有し、4月の履修前に、学年担当が学生と面接し、個々の学生への履修指導を行った。また不合格となった科目について、学生がなるべく卒業年次内で再履修できるように、時間割や実習配置を工夫した。

保護者に対しては、保護者会を開催して履修状況を説明し、個別面接を希望する保護者に学生の履修を含めた学習全般の相談に応じた。また、履修状況から4年で卒業できないことが確定した学生の保護者に対して、学生の了解を得た上で個別面接を実施して学生への支援を要請した。

【点検・評価】

ガイダンス時に全体に履修を説明行い、不合格となった科目を持つ学生に関しては、学年担当より個別指導を実施したことにより、学生の混乱はなく、再履修に向けて学習への動機付けになっていると評価できる（目標達成）。また留年になりそうな学生への学内のサポート体制も軌道に乗り、保護者を含めての連携がとれるようになったことは評価できる（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①留年確定や履修状況に不安がある学生への全学的なサポート体制をさらに強化していく。

■平成 23 年度

【現状説明】

（1）学生に対する履修指導の適切性

平成22年度に同じ。

（2）留年者に対する教育上の措置の適切性

平成22年度に同じ。

【点検・評価】

教務委員会と学年担当教員との連携体制が確立しており、不合格科目を抱えた学生に対する個別指導がきめ細かく行われているため、学生が個々の履修計画をスムーズに立案でき、学習への意欲を失うことはなかった（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①平成 24 年度から大幅なカリキュラム改訂が行われるため、不合格科目を抱える学生が不利益を被らないよう、履修上の配慮を行う必要がある。

d. 教育改善への組織的取り組み

（1）教員会議

■平成 21 年度から持ち越した目標

特になし。

■平成 22 年度

【現状説明】

教員会議は、教育及び研究活動の促進に関する協議を行い、教員組織の運営を円滑にするために、月に 1 回開催されている。講義、演習、実習中の学生の教育成果や課題などについて情報交換した。

【点検・評価】

月 1 回開催される教員会議により、教員間での学生への理解は深まり、演習・実習・学垣による学生への関わりに生かし、より効果的な教育に役立っている。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①教員会議の開催を継続する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

月 1 回開催される教員会議により、教員間での学生への理解は深まり、演習・実習・学垣による学生への関わりに生かし、より効果的な教育に役立っている（目標達成）。一方で、教員会議で扱う内容については、今後検討することが課題となった。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①教員会議で共有する情報や開催方法について検討する。

(2) 教育改善のためのワークショップ (FD)

■平成 21 年度から持ち越した目標

①FD は、最近の医療および看護の変化に伴う情報を得て教育に生かせるよう、適時・適切な時期に開催していく。また、学生の変化により教育も難しくなっているため、学生の特色を踏まえた内容の FD も考えていく。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 22 年度は 4 回開催した。テーマは、「患者・学生の安全を守るために教員としてできること」(学内講師、参加者 58 名)、「平成 18 年度～21 年度の本学の実習体制の評価」(学内講師、参加者 65 名)、「メンタルヘルスの問題を抱える学生への対応について」(学外講師、参加者 68 名)、「学士課程における看護学教育のモデル・コア・カリキュラムの動向、および特定看護師(仮称)検討の動向」(学内講師、参加者 56 名)である。

【点検・評価】

外部講師を招いてメンタルヘルスに問題を抱える学生への対応についての講義を受け、学生の特色を踏まえた教育指導についてディスカッションした。また、最近の看護学教育を取り巻く動向について学内教員による講義を受け、大学・大学院の教育体制について、共通理解を深め、意見交換をすることができた(目標達成)。一方で、FD の開催回数が多くなる傾向があり、スケジュール調整などが煩雑になり、企画・開催の統括責任をどこにおくかという点については課題となった。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①平成 24 年度開始新カリキュラムの準備に関する FD 開催が必要である。

②平成 22 年度は FD の開催回数が増える傾向にあり、スケジュール調整などが困難または煩雑になったため、企画・開催の統括責任の一元化が課題となった。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 23 年度は、平成 24 年度開始の新カリキュラムに対するワークショップを 2 回開催した。テーマは、「新教育課程（カリキュラム）について－取り組み経過、教育目標・目的、カリキュラムマップと構造、科目配置」（学内講師、参加者 61 名）、「カリキュラムポリシーとカリキュラム構造、ディプロマポリシー、実習体制について」（学内講師、参加者 25 名）である。また、統括責任者を学部長に一元化し FD の企画調整を行った。

【点検・評価】

今年度の FD ワークショップは、平成 24 年度から実施される新カリキュラムにおいて本学が目指す教育の理念、目的、目標、卒業生の特徴を、学内外の教職員で共有して理解を深め、より効果的な教育の具現化に向けた意見交換と準備が行えたことは評価できる（目標達成）。また、学部長が統括責任者となって FD の企画・開催調整を行ったことにより、適切かつ効果的に開催された（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①平成 24 年度カリキュラム進行に伴って、引き続き必要なワークショップを開催する。

（3）実習指導を語り合う会

■平成 21 年度から持ち越した目標

特になし。

■平成 22 年度

【現状説明】

教育の質の向上と教員同士の相互支援を目指して、看護学実習での教員の悩みや困難さを職位や領域を越えて自由に語り合う「実習指導を語り合う会」を 2 回開催した（参加者は 23 名と 22 名）。企画運営は実習委員会が中心となり教員の自主的参加により行っている。

【点検・評価】

開催趣旨の通り、職位や領域を越えて看護学実習での教員の悩みや困難さを自由に語り合い、教育の質向上と教員同士の相互支援の場になっていると評価できる。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①実習を語り合う会の開催を継続する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 23 年度も年に 2 回開催した（参加者は 22 名と 24 名）。

【点検・評価】

例年通り、教育の質向上と教員同士の相互支援の場になっており、開催時期も適切であったと評価できる（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①実習を語り合う会の開催を継続する。

(4) シラバスの作成と活用状況

■平成 21 年度から持ち越した目標

①シラバスに、成績評価について具体的な配分がわかるように数値で記載する。

■平成 22 年度

【現状説明】

シラバス作成・編集作業はインターネット上で行い、シラバスの活用の促進と作業の効率化を図っている。各科目の成績評価については、具体的な配分がわかるように数値で記載した。

【点検・評価】

今年度も、インターネット上シラバス作成・編集を継続して作業の効率化を図ることができていた。教育内容や数値表記した成績評価配分が明示され、学生にとってより分かりやすいシラバスとなった（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①例年通りに実施する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

例年通り、インターネット上でのシラバス作成・編集により効率化を図ることができた。教育内容や数値を表記した成績評価の配分が明示され、学生に分かりやすいシラバスとなった（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①シラバスに掲載する情報をさらに精選、検討する。

(5) 学生による授業評価の活用状況

■平成 21 年度から持ち越した目標

特になし。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 22 年度から専任教員・非常勤講師ともに、必ず 1 科目の授業評価を受けるものとした。平成 22 年度は講義科目について、専任教員担当 39 科目、非常勤講師担当 32 科目で実施し、演習科目については 8 科目で実施した（前述の表 C-1 参照）。

講義科目の授業評価は、評価表の配布数 7,629、回収数 6,281、回収率は 82.3%であった。全体の集計結果は、各評価項目 15 点満点で、すべてのカテゴリーで全体平均 12 点以上の非常に高い評価だった。

演習科目の授業評価では、評価表の配布数 1,163、回収数 1,048、回収率は 90.1%で、回収率は講義科目よりも高かった。全体の集計結果は、各評価項目 15 点満点で平均 12 点以上の非常に高い評価だった。

学生の自己評価について、事前学習や復習といった内容が項目に含まれているため、平成 21 年度は 11.80 であったが、平成 22 年度は 12.12 と高くなっていた。

学生による授業評価結果の開示については、現在、学報を通じて実施しているが、今後

はホームページ等で広く公開していくことを検討することも必要である。

【点検・評価】

学生による授業評価については15点満点で12点以上(講義科目)、13点以上(演習科目)であり、昨年の授業評価の結果に対して各教員が授業の工夫を行い改善していることがうかがえる結果となった。演習科目における学生の評価も高くなり、事前学習や復習といった学習活動への取り組みが向上したと評価できる。一方、授業評価の活用や情報開示については、今後の課題であり、年報を活用する方法などの検討が必要である。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①授業評価の活用や情報開示については、今後の課題であり、年報を活用する方法などの検討が必要である。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度は講義科目について、専任教員担当38科目、非常勤講師担当33科目で実施し、演習科目については14科目で実施した(前述の表C-2参照)。

講義科目の授業評価では、評価表の配布数7,202、回収数5,589、回収率77.6%であった。全体の集計結果は、各評価項目15点満点で、すべてのカテゴリーで全体平均12点以上の非常に高い評価だった。

演習科目の授業評価では、評価表の配布数1,227、回収数1,017、回収率は82.9%で、回収率は講義科目よりも高かった。全体の集計結果は、各評価項目15点満点で平均13点以上の非常に高い評価であった。

学生による授業評価結果の開示については、過去に学報に掲載したこともあるが、今年度は開示しなかった。

【点検・評価】

昨年通りに専任教員、非常勤講師ともに、必ず1科目の授業評価を実施でき、ほぼ均等に評価資料を得ることができていた。

学生による授業評価については15点満点で12点以上(講義科目)、13点以上(演習科目)であり、昨年の授業評価の結果に対して各教員が授業の工夫を行い改善していることがうかがえる結果となった。演習科目における学生の評価も高くなり、事前学習や復習といった学習活動への取り組みが向上したと評価できる。

一方、授業評価の活用や情報開示については、今後の課題であり、年報を活用する方法などの検討が必要である(目標は未達成)。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①授業評価の活用や情報開示については、ホームページや年報を活用する方法などの検討が必要である。

○. 授業形態と授業の方法

(1) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

■平成21年度から持ち越した目標

- ①学生にとって過重負担にならずに学習効果を高めるために、授業形態と方法の検討を進めていくことが必要である。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 22 年度は、演習を含む基礎ゼミは前期 13 クラス・後期 11 クラスに、看護専門科目の多くと研究方法論は 2 クラスに、語学は 4 クラスに分けて授業を行った。基礎ゼミや看護方法学などの教科目では、小グループによる主体的相互学習形態を積極的に取り入れた。学生の個別性を重視し人間性を育む教育を実施している。

実習では、学生 5 人～7 人に対し教員 1 人で構成される小グループを中心に指導している。学生数の増加後も 1 グループの学生数は変えずに、グループ数と実習施設を広げることで対応した。実習前後には大学側と施設側の話し合いを定期的にもち、相互協力のもとで指導の質の確保に努めた。

【点検・評価】

授業評価の「教育内容」「授業の進行・展開」の「わかりやすさ」や「興味があるもの」について平均 4.0 以上（5 点満点）の評価を得ており、授業形態と授業方法についてはおおむね適切に行われていると考えられる（目標達成）。実習においても少人数に 1 人の教員がかかわることで、学生の進捗や特徴に合わせた指導を行うことができていると考える。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①学生にとって過重負担にならずに学習効果を高めるために、授業形態と方法の改善を継続する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度と同様に、クラス分けや実習グループの構成を行った。

【点検・評価】

平成 22 年度と同様に、授業評価の「わかりやすさ」や「興味があるもの」は平均 4.0 以上であり、授業形態と授業方法の改善は評価されていると考える（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①旧カリキュラムと新カリキュラム（平成 24 年度から適用）の両方において、学生にとって過重負担にならずに学習効果を高めるための授業形態と方法の改善を継続する。

（2）多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①多様なメディアを活用した授業の導入状況を把握する。

■平成 22 年度

【現状説明】

授業での情報機器・マルチメディアの利用状況は、「コンピュータ利用」78%（前年比 11% 減）、「LAN・インターネット利用」41%（前年比 2% 増）、「資料のネットワークによる配信」23%（前年比 11% 増）、「映像・音声メディアの利用」73%（前年比 19% 減）であった。

【点検・評価】

授業におけるマルチメディア利用状況について今年度もアンケートを実施した（目標達成）。しかし、利用経験の有無のみを尋ねているだけで、その頻度については問うていない。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①アンケートのあり方について検討する。
- ②多様なメディアを活用した授業の導入を促進する。

■平成 23 年度

【現状説明】

外国人教師による LS（リスニング・スピーキング）の授業では、映像・音声メディアの利用率は 100%であった。また、一部の W（ライティング）クラスでも同媒体を活用した授業が展開されていた。

【点検・評価】

今年度は、授業における情報機器・マルチメディアの利用状況についてのアンケートは実施しなかった（目標は未達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①語学教育におけるマルチメディア活用 FD の実施を検討する。

大学院看護学研究科

1. 教育課程等

a. 教育課程

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①平成 21 年度に改訂された災害看護学、看護教育学、看護管理学の 3 領域の教育課程を円滑に運用する。
- ②国際保健助産学コースが新カリキュラムの評価を行い円滑な運用を目指す。
- ③大学院の教育課程全体について教育目的との関連で円滑に運用できているか評価する。

■平成 22 年度

【現状説明】

（1）教育課程の改訂

平成 22 年度は、修士課程の看護教育学領域と看護管理学領域に実践コースが新設され、国際看護学領域が国際・災害看護学領域と改編された。そのために修士課程看護学専攻の教育課程の一部変更を行った。看護教育学領域と看護管理学領域の実践コースは、新しい課題に対応できるような高度な理論と実践力を兼ね備え、組織の中で中核的な役割を果たすことができるような専門職の育成を目的とし、1 年間の休職で履修可能な実践志向のプログラムとした。博士後期課程の教育課程に変更はなかった。

（2）研究科の教育内容と学部の教育内容との関係

学部では、基礎ゼミ、レポート作成、研究方法論 I・II、研究 I・II などを通して、研究に必要な基礎的能力を養い、看護学実習によって看護に関する諸現象を観察し記述する力を育成している。また、学部カリキュラムとの関連で、国際看護学領域を国際・災害看護学領域として再編し、災害看護学の講義、演習、実習科目を教授できるような教育課程を導入した。担当教員が必要と認めた場合は、修士課程の学生に学部の専門教育科目を履修させることができる。

（3）修士課程と博士課程の教育内容の関係

平成 22 年度も、修士課程で基本的な研究能力を身につけた後、博士後期課程に進学し、自立

した看護学の研究・開発ができる専門家を目指して学ぶ学生が複数いた。

(4) 学位授与までのプロセス

変更はなかった。

【点検・評価】

看護学専攻の「実践コース」については、現職のままの在学を可能にした実践志向のプログラムを導入し、現任教育の機会を拡大した点では評価できる。また、看護教育学領域については、看護教員養成講習会及び教務主任養成講習会として厚生労働省から認定を受け、看護管理学領域については、日本看護協会の認定看護管理者の認定審査の資格を得られることも現職者のキャリア支援に貢献するものとする。

国際保健助産学専攻の「実践コース」は、助産師国家試験の受験資格を得るために、カリキュラムが過密にならざるを得ず、今後の検討が課題である。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学の3領域の新たな教育課程のカリキュラム評価を行いながら円滑な運用を目指す。
- ②国際保健助産学コースは、平成 21 年度から導入したカリキュラムの完成年次となるため、そのカリキュラム評価を行う一方、平成 23 年 1 月 6 日に改正された保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正を受けて、新たなカリキュラムを検討する。
- ③日本看護系大学協議会で高度実践看護師制度推進委員会が専門看護師教育課程の教育内容等について検討を行っているので、その動向を見極めて今後の方向性を検討する。

■平成 23 年度

【現状説明】

(1) 教育課程の改訂

改訂は行わなかった。

(2) 研究科の教育内容と学部の教育内容との関係

平成 22 年度に同じ。

(3) 修士課程と博士課程の教育内容の関係

平成 22 年度に同じ。

(4) 学位授与までのプロセス

修士課程は平成 22 年度に同じ。博士後期課程もプロセスは平成 22 年度と同じであるが、平成 23 年度から審査学位論文審査及び最終試験について、主査 1 名（研究指導教員）の他、副査 4 名（1 名の主研究指導教員含め 3 名の副研究指導教員他）によって厳正に行った。副査は学外から専門家を招聘したケースもあった。

【点検・評価】

看護学専攻の「実践コース」では第 1 期の修了生を出したが、修了生の学修状況からみて妥当なカリキュラムであるといえる。また、看護教員養成講習会及び教務主任養成講習会として厚生労働省から認定を受けている看護教育学領域においては、必要な科目を履修し単位を取得した者に対して、それぞれ教務主任、専任教員としての資格が付与された（目標達成）。

国際保健助産学専攻実践コースの場合、助産師国家試験の受験資格を得るためにカリキュラムが過密になっている現状について検討することが喫緊の課題である（目標は未達成）。

さらに、全国規模で大学院が量的拡大する中で、本学研究科の教育理念・目的の達成を目指し

ながら、修学を希望者のニーズに応えるカリキュラムとその運用の検討が必要である（目標は未達成）。学部の Diploma Policy を踏まえて研究科における Diploma Policy も検討し、修了生の実態から教育課程を評価することも必要である。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①新カリキュラムを導入した国際保健助産学コースは、カリキュラムの完成年次となるため、そのカリキュラム評価を行う。
- ②日本看護系大学協議会の高度実践看護師制度推進委員会で検討された専門看護師教育課程の教育内容等を踏まえ、本学研究科の方向性を検討する。

b. 授業形態と単位の関係

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①看護学専攻及び国際保健助産学のコースが増加し、学生にとっては選択肢が広がっている。学生にとって理解しやすいようなカリキュラム構造として提示し、必要な単位が個々のニーズに従って修得できるよう履修ガイダンスを丁寧に行う等さらに工夫する。

■平成 22 年度

【現状説明】

（1）授業科目の特徴

看護学専攻には、基礎、がん、小児、成人、老年、精神保健、地域、看護教育、看護管理、国際・災害の 10 領域がある。このうち小児、成人、精神保健、基礎の 4 領域が、日本看護系大学協議会により、「小児看護」「成人看護（慢性）」「精神看護」「がん看護」「クリティカルケア」の専門看護師教育課程として認定されている。

国際保健助産学専攻には、社会で効果的に助産活動を展開していく高度な専門職業人と、世界の情勢を見つめ研究的視点をもって指導的立場で自立的に活動できる看護・助産の人材を養成する「論文（研究）コース」と、助産ケアを必要とする人々の生活に直接関わって支援していく人材を養成する「実践コース」がある。実践コースでは、所定の科目を受講し単位を修得すれば助産師国家試験受験資格を取得できる。

修士課程には、各領域の専門科目のほかに、全領域共通科目として「人間総合講座」「看護科学特講」「看護研究特講」「コンサルテーション論」「情報科学特講」がある。このうち「人間総合講座」は、看護学の高度専門教育におけるリベラル・アーツの重要性についての認識から設けられた本学独自の授業科目である。

（2）授業科目の単位計算法

修士課程の修了要件は、修士課程に 2 年以上在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格することである。ただし、優れた業績を上げたものについては 1 年以上在学すればよいとされている。

修士課程で専門看護師の申請を希望する学生は、当該領域における専門科目を 18 単位以上、共通科目 10 単位以上を修得することとしている。

博士後期課程の修了要件は、同課程に 3 年以上在学し、所定の科目を 8 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査および最終試験に合格することである。ただし、優れた業績を上げた者については、2 年以上の在学期間で足りるものとしている。

【点検・評価】

平成 22 年度から、受講生の単位取得時の評価基準を変更し、受講生による授業評価を開始した。新評価基準は、これまでの ABCD の 4 段階評価から、S 評価 (90 点～100 点) を加えて 5 段階とし、受講生個々の状況をより適切に評価できるようにした授業評価は、大学院科目担当の教員ごとに一科目を選定する方式で実施した。また、担当教員の業績欄に受講生からの授業評価を取り入れることについて検討を開始した。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①「受講生による担当教員の行う授業への評価」を担当教員毎の業績欄に取り入れる。

■平成 23 年度

【現状説明】

(1) 授業科目の特徴

平成 22 年度に同じ。

(2) 授業科目の単位計算法

平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

大学院用シラバスの活用、看護学の探求の基礎となる共通科目の設置・充実化、専攻課程、専門看護師教育課程、国際保健助産学専攻等の多様な専門教育課程の拡充を図っている。また、平成 22 年度から開始した「受講生による担当教員の行う授業に対する評価」を継続実施し、担当教員の業績欄に取り入れる等の結果のフィードバックを開始した (目標達成)。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①「受講生による担当教員の行う授業に対する評価」を継続し、その評価の受講生へのフィードバックの方法を改善するための検討を行う。

c. 単位互換、単位認定等

■平成21年度から持ち越した目標

- ①他大学院との単位互換制度について検討し、博士課程での国際的な研究交流などを促進する。

■平成22年度

【現状説明】

他大学院における履修科目の単位互換や単位認定について大学院学則第8章第30条および第40条において定めているが、平成22年度は該当例がなかった。

【点検・評価】

日本赤十字学園には本学を含め 4 つの大学院 (博士後期課程は本学のみ) があるが、単位互換や単位認定は行っておらず検討課題である。国内外の大学院との教育研究交流の活性化に向け、授業時間の調整や単位化を図るなどの検討を要する。協定を結んでいるスウェーデン赤十字看護大学および米国コロラド大学とは学部の教育交流実績があるものの、博士課程での研究交流は行われていない点も課題である (目標は未達成)。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①他大学院との単位互換制度について検討し、博士課程での国際的な研究交流などを促進する。

■平成23年度

【現状説明】

「東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科と日本赤十字看護大学大学院看護学研究科との

間における大学院学生交流に関する協定書」を取り交わし、両大学院の学生が相手大学大学院の授業科目を聴講し、単位を認めることについて合意に達した。

【点検・評価】

東京医科歯科大学大学院と協定を結んだが、本大学院生が東京医科歯科大学大学院の授業科目を聴講し、単位を修得する一方向の交流となっており、相互の交流とはなっていない（目標は一部達成）。海外の大学院との研究交流はまだ実現できていない（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ① 其他大学院や日本赤十字学園内大学院との単位互換制度を検討する。
- ② 博士課程での国際的な研究交流を促進する。

d. 社会人学生への教育上の配慮

■平成21年度から持ち越した目標

- ① 看護教育学、看護管理学において社会人学生が学びやすいような教育課程の案を作成したので、次年度はこれを運用し、評価する。さらに社会人学生が学びやすくなるような教育上の課題を明確にする。

■平成22年度

【現状説明】

博士の学位を授与した者4名のうち、論文博士の制度（学位規則第4第2項）により博士の学位を授与した者はいなかった。科目等履修生制度を利用した社会人の科目等履修生は11名（前年比1名増）、履修科目数は24（前年比9科目増）であった。研究科研究生制度を利用した社会人研究生の前期の入学者数は2名（前年比4名減）・在籍総数11名（前年比2名減）、後期の入学者数1名（前年比1名減）・在籍総数は10名（前年比4名減）であった。

【点検・評価】

看護管理学コース、看護教育学コースを設置したことで2年目に職場に復帰しながら学修を進めることができ、社会人の学修の機会が増えた（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ① 社会人学生が学びやすくなるよう教育上の課題を明瞭にする。

■平成23年度

【現状説明】

博士の学位を授与した6名のうち論文博士はいなかった。科目等履修生制度を利用した社会人の科目等履修生は8名、履修科目数は17であった。研究科研究生制度を利用した社会人研究生は、前期が2名（在籍総数10名）、後期が0名（在籍総数9名）であった。

11月に「大学院における検討課題と将来構想」をテーマとしたFDが行われ、社会人学生の受け入れと学習環境を整える必要性について議論がなされた。その後、「研究科構想プロジェクト」が立ち上がり、社会人のための履修モデルと時間割の検討が行われ、具体的な案が示された。

【点検・評価】

社会人学生のための具体的な履修モデルと、それに伴う大学院時間割の再検討する必要が示されたことは、社会人学生の教育上の課題が明確となり、社会人学生が学びやすいような環境を整えることに向かっている（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①検討した社会人学生の履修モデル案について大学院担当教員への承認を得て周知を図る。
- ②この履修モデル案が実現可能となるような時間割変更を行う。

2. 教育方法等

a. 教育効果の測定

(1) 教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①看護学専攻及び国際助産学専攻の大学院修士修了生の研究成果報告を把握する。
- ②修了生で専門看護師や助産師資格を得た人の活動状況を把握する。

■平成 22 年度

【現状説明】

博士後期課程の院生に対して、論文の学会誌などへの報告を課していることは、院生の研究成果の最新情報を把握することのみならず、院生自身の研究姿勢が養われると共に研究に対する意識を向上させ、研究成果の発表を促進することに繋がっている。

修士課程国際保健助産学専攻実践コース第 3 回生が修了し、助産師の国家試験に 1 名が不合格となった。全員合格を達成できるような教育対策が課題である。

【点検・評価】

修士課程についても、CNS としての活動状況などの状況把握をさらに詳細に行うと同時に、修士論文の学会発表などについても情報を把握し、院生に伝えることは動機付けとなるので、領域毎に把握し、研究科委員会で情報を保管するしくみをつくるのが課題である(目標は未達成)。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①修士課程修了生の CNS 活動状況や学会発表などについて領域毎に把握し、研究科委員会で情報を保管するしくみをつくる。
- ②修士課程国際保健助産学専攻実践コースにおいて、全員合格を達成できるような教育対策を検討する。

■平成 23 年度

【現状説明】

博士後期課程の院生に対して、前年度同様に、論文の学会誌などへの報告を課している。

修士課程国際保健助産学専攻実践コース第 4 回生が修了し、助産師国家試験に 1 名が不合格となった。

【点検・評価】

修士課程についても、CNS としての活動状況などの状況把握をさらに詳細に行うと同時に、修士論文の学会発表などについても情報を把握し、現院生に伝えることは動機付けとなるので、領域毎に把握し、研究科委員会で情報を保管するしくみをつくるのが課題である(目標は未達成)。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①修士課程の活動状況の詳細、修士論文の学会発表等について把握する。
- ②国際保健助産学専攻の助産師国家試験の全員合格を目指した対策を実施する。

(2) 修了者の進路状況

■平成 22 年度

【現状説明】**(a) 修士課程修了者の進路状況**

看護学専攻修了者20名の進路状況は、赤十字関連施設（病院等）4名（20%）、赤十字以外の施設8名（40%）、教育機関等5名（25%）、その他3名（15%）であった。国際保健助産学専攻修了者17名の進路状況は、赤十字関連施設（病院等）6名（35.3%）、赤十字以外の施設9名（52.9%）、進学1名（5.9%）、その他1名（5.9%）であった。

(b) 博士後期課程修了者の進路状況

博士後期課程修了者5名の進路状況は、赤十字以外の施設（病院等）2名（40%）、教育機関等2名（40%）、その他1名（20%）であった。

【点検・評価】

領域の指導教員による進路・就職指導や、必要に応じた学務課学生係の窓口対応、就職情報室の整備等により、修了者への進路指導は効果的に行われている。

【平成23年度に持ち越す目標】

①効果的な進路指導を継続する。

■平成23年度**【現状説明】****(a) 修士課程修了者の進路状況**

看護学専攻修了者30名の進路状況は、赤十字関連施設（病院等）11名（36.7%）、赤十字以外の施設8名（26.7%）、教育機関等8名（26.7%）、進学1名（3.3%）、その他2名（6.7%）であった。国際保健助産学専攻修了者14名の進路状況は、赤十字関連施設（病院等）9名（64.3%）、赤十字以外の施設4名（28.6%）、教育機関等1名（7.1%）であった。

(b) 博士後期課程修了者の進路状況

博士後期課程修了者3名の進路状況は、赤十字以外の施設（病院等）1名（33.3%）、教育機関等2名（66.7%）であった。

【点検・評価】

修了者の希望に添った進路指導が効果的に行われている（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①効果的な進路指導を継続する。

b. 成績評価法**(1) 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性****■平成21年度から持ち越した目標**

①論文審査の基準の運用やその適切性について、さらに検討を進める。

■平成22年度**【現状説明】**

大学院学則第32条に基づき、修士課程・博士後期課程ともに、授業科目の成績評価は各授業科目の単位認定者の責任において、A（100～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下、不合格）の4段階評価によって行われている。各授業科目の成績評価基準および評価の観点や方法は「大学院シラバス」の履修要項に明記されている。なお、平成23年度から、90点以上をS評価として追加した5段階評価とすることに決定した。

【点検・評価】

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法が適切に行われている。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①90 点以上を S 評価とする新評価法の円滑な運用が課題である。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度に同じ。平成 23 年度より 5 段階評価を実施した。

【点検・評価】

S 評価(90 点以上)が導入されたが、その実際の運用について、各領域間での意見交換がなされていない(目標は未達成)。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①S 評価(90 点以上)の運用について研究科教務委員会で情報交換を行い、必要に応じて研究科委員会に議題として提示する。

c. 研究指導等

■平成 21 年度から持ち越した目標

①大学院での授業評価を実施し、評価方法の妥当性などについて更に検討を進める。

②学生個々に対する研究指導の適切性について更に検討を進める。

■平成 22 年度

【現状説明】

(1) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

修士課程および博士後期課程での教育は、授業科目の講義、演習および実習、学位論文の作成などに対する指導によって行われている。

修士課程看護学専攻では、1年後期までに自らが履修希望した専門分野、共通科目の大部分を履修し終え、2年次の4月に研究計画書を発表会にて公表する。修士論文の提出は、例年1月中旬となっている。研究科委員会において修士論文審査委員を選出し、定められた日程に審査及び最終試験を行い、研究科委員会で合否判定を行う。最終稿は製本され、図書館に保存される。

国際保健助産学専攻は平成19年度に開設された。本専攻の論文コースでは、看護学専攻と同じく1年後期までに専門分野、共通科目の必要科目を履修し、2年次も同様に学位論文が作成・発表・審査される。実践コースは、1年前期までに助産学に関する基礎的科目を履修し、1年後期の9月と2月に計3単位の実習を履修する。また1月下旬には研究計画書発表会が行われる。2年次は9月までに計6単位の実習を各々実習場にて行う計画となっている。論文コース・実践コースともに、学位論文を作成するが、実践コースは先に述べたとおり、課題研究と称して、論文コースの論文とは異なる審査基準、審査方法で合否判定を行う。論文コースに関しては看護学専攻に準じて、修士論文審査と合否判定を行う。

博士後期課程においては、1年以上在学し、4単位以上を修得した学生は、定められた期日(年4回)に研究計画書を提出し、研究計画審査委員会の審査を受けることができる。研究計画審査委員会は、正・副研究指導教員と、博士学位論文審査委員会が指名した教授3名の計5名をもって構成する。研究計画審査委員会は、研究計画について審査を行い、審査報告書を研究科長に提出する。その後学生は、必要な助言を適宜正・副研究指導教員に受けながら博士論文を作成する。

学位の審査を希望する者は、所定の期日（年2回）に審査願及び審査申請書類6部を研究科長に提出し、専門審査を受ける。研究科委員会において博士學位論文審査委員を選出し、定められた日程に審査を行い、研究科委員会で合否判定を行う。なお、1年次と2年次の年度末には、所定の期日（原則として2月上旬）に自己の研究テーマに則した研究報告書を正副研究指導教員に提出する。なお、正研究指導教員は、入学した時点で研究科委員会の承認を経て決定される。副研究指導教員については、学生の研究テーマを検討のうえ正研究指導教員が適任者1名を推薦し、研究科委員会での承認を経て決定される。

平成22年度は、学年暦に則って滞りなく上記の教育・研究指導が展開され平成23年3月8日に修士論文発表会が開催されたが、3月11日に発生した地震のため、3月14日の博士論文発表会、3月16日の学位授与式については中止となった。それに伴い、3月24日に修士課程修了生37名、博士後期課程修了生3名に対し、学位記の授与を行った。

（2）学生に対する履修指導の適切性

大学院の全学生に対して、例年1年前期の1週目をガイダンス期間とし、学務課教務係が履修方法に関する説明を行っている。その後、授業開始から1週間までのオリエンテーション期間に、学生は履修しようとする科目の講義に試行的に参加する。その試行的参加の結果および研究指導教員の指導に基づき、学生は前期に履修する科目を決定し、所定の期日（例年4月中旬）に受験科目届を学務課に提出する。後期についても同様のプロセスを経て後期に履修する科目を決定し、所定の期日（例年10月上旬）に受験科目届を学務課教務係に提出する。

専門領域の変更を希望する学生は、入学年度の6月下旬までに前・新研究指導教員に相談の上、所定用紙にその理由を記し、文書で研究科長に提出すること、その後、研究科委員会の審議を経て学生に結果が通知されることが周知されている。

なお、『大学院シラバス』の「Ⅱ. 履修要項」に、課程修了の要件、履修手続、授業時間、研究フィールド活動及び実習の手続き、科目一覧、専門看護師科目、専門領域変更方法、課程修了の認定基準、研究計画書の提出・発表手順、学位論文の申請・手続き等が明示されている。

（3）指導教員による個別的な研究指導の充実度

修士課程は入学後の研究科委員会において入学者選抜試験で志望し合格した領域の研究指導教員に決定する。その指導教員が学生の授業科目の選択指導や論文指導を行う。国際保健助産学専攻は、平成22年度、研究コース5名と実践コース30名で構成されており、同専攻内の教員が学生の指導にあっている。

博士後期課程は入学後の研究科委員会において入学者選抜試験で志望し合格した領域の正研究指導教員に決定する。正研究指導教員は、半年間学生の授業科目の選択指導や論文指導を行い、学生の研究テーマにふさわしい副研究指導教員を決定している。

修士課程・博士後期課程ともに、正研究指導教員は、学生の履修する授業科目の選択や研究活動を指導するほか、修了後の進路等の個別的な相談にも応じている。また、研究テーマや研究方法等の専門性に応じて適宜その分野に明るい教員が研究指導に加わる。

【点検・評価】

東日本大震災の影響により、博士論文発表会および修士・博士學位記授与の日程が変更された以外は、滞りなく教育・研究指導が展開された。ガイダンスの充実が図られ、大学院シラバスの内容も充実され、履修に関して学生が理解しやすい環境を整えられたことは評価できる。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①修士課程での実践コース履修学生が増えており、次年度には看護学教育・看護管理学の実践コースの論文審査も加わるため、修士論文審査が円滑に行われるよう検討する。

■平成 23 年度

【現状説明】

(1) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

平成23年度、学年暦に則って滞りなく上記の教育・研究指導が展開され、平成24年3月6日に修士論文発表会、3月13日に博士論文発表会が開催された。3月16日には修士課程修了生30名（看護学専攻）、14名（国際保健助産学専攻）に対し修士の学位記が授与された。博士後期課程については、修了生3名、および研究生3名に対し（うち1名は9月修了）、博士の学位記の授与を行った。論文指導体制、教員配置については22年度と同様に行った。

(2) 学生に対する履修指導の適切性

大学院の全学生に対する履修方法ガイダンスが定着し、授業開始から1週間までのオリエンテーション期間の講義への試行的参加、研究指導教員の指導に基づく履修科目の決定のプロセスが滞りなく実施された。23年度は専門領域の変更希望者はなかった。

(3) 指導教員による個別的な研究指導の充実度

修士課程・博士後期課程ともに、正研究指導教員は、学生の履修する授業科目の選択や研究活動を指導するほか、修了後の進路等の個別的な相談にも応じている。また、研究テーマや研究方法等の専門性に応じて適宜その分野に明るい教員が研究指導に加わっている。

【点検・評価】

平成23年度も滞りなく教育・研究指導が展開された。初めて看護学教育・看護管理学の実践コースの論文審査が実施され審査論文数が増加したが、円滑に行われたことは評価できる。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①修士課程看護学専攻では、実践コースのように修士課程 2 年目には勤務を続けながら履修する形態も可能になるように、履修しやすい時間割の工夫などを検討する。

d. 国際保健助産学専攻実践コースの教育・研究指導

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①平成 21 年度から実施したカリキュラム評価を行う。具体的には新カリキュラムでの教育内容の成果と改善点を明らかにすべく、教員への調査や学生への聞き取り等を行う。
②学生数の増大に応じて実習施設の拡大や海外での実習・研修体制の充実を図る。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 21 年度より開始した新カリキュラムに沿って教育・研究指導を実施した。助産実践コースの修了要件は、修士課程の 30 単位以上と助産師学校養成所指定規則に定められた 23 単位を合計して 53 単位以上を修得することである。

大学院助産実践コースにおける教育・研究指導体制として、専任の教授 1 名、准教授 2 名のほかに、学部と兼任している教授 1 名、講師 1 名が分担し、学内演習・臨地実習に際しては、助教、助手が指導に携わった。

助産師としての高度な実践能力を修得させるべく、日本赤十字社医療センターや武蔵野赤十字病院などの施設において実習を実施している。講義・演習で習得した理論と知識、技術の修得を

さらに促すため、効果的な臨地実習を目指し、特に実習Ⅰの前半においてはメンター制実習を実施した。国際保健助産実習は、院生5名、引率教員1名体制でカンボジアにて実施した。

平成22年度、研究コース4名と実践コース13名に学位が授与された。また、助産師国家試験については、実践コース履修者12名が合格し助産師資格を取得し、1名が不合格であった。

【点検・評価】

平成21年度カリキュラム改正目的の一つでもあった実習強化の点から、助産学実習Ⅰにおいてはメンター制、バディ制実習を実施し、臨床指導者と学生の緊密な教育的関係強化、および学生間のピアサポートの点から充実が図られたことは評価できる。

学生数の増大に合わせた実習施設の維持・確保については、主たる実習病院1、地域中核病院5、地域診療所5、助産所7、海外実習見学・実習施設6か所と十分な施設を得ることができた(目標達成)。また、それぞれ臨床指導者を中心とした学習支援体制のもとで教育が実施できた。

この他、教育目的・目標に掲げられている「高度な国際的専門職業人の育成」と教育内容の整合性についての検討、および授業と実習の過密さの改善に向けての検討を行い、教育目的・教育目標・獲得する能力の見直し、科目内容の調整を行ったことは評価できる。

助産師国家試験全員合格を目指した具体的対策が必要である。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①平成21年度から実施したカリキュラムに対する評価をもとに、平成24年度新カリキュラム改正に向けてカリキュラム案を作成する。
- ②修士課程30単位、助産師教育課程23単位、合計53単位という多数の単位を履修する学生の負担の軽減を図るとともに、教育的効率的運用を検討する。
- ③助産師国家試験受験準備対策を検討し、実施する。

■平成23年度

【現状説明】

教育・研究指導スタッフは平成22年度に同じ。

課題研究指導については、リプロダクティブ・ヘルス演習・実習の展開を、臨地実習と学内ゼミを組み合わせ、研究課題・研究テーマの焦点化を促した。また、個別ゼミと小グループゼミ、全体ゼミを組み合わせ、研究指導を実施し、研究プロセスを促した。

国家試験対策として、2種類の学外模擬試験への参加を促し、学内においては後期よりオフィスアワーを設定し、3名の教員が過去問題・ミニテスト等を活用し小グループ制指導を行った。

前期の講義・演習で習得した理論と知識、技術に定着を図り、助産学実習Ⅰをスムーズに開始するために、学内技術演習実習前オリエンテーション(1W)の充実を図った。実習においてはメンター制、バディ制を継続した。

平成23年度国際保健助産実習は、院生4名、引率教員1名体制でカンボジアにて実施した。

平成23年度は、研究コース1名、実践コース履修者13名全員に学位が授与された。また、助産師国家試験については実践コース履修者12名が合格して助産師資格を取得した。1名が不合格となった。

平成24年度新カリキュラム改正に向けて、教育目的、目標の再検討、カリキュラム作成作業を行った。ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野、国際保健助産学分野、の大幅変更はせず、実践助産学分野を基礎助産学6単位、実践助産学6単位(2単位増加)、応用助産学3単位(助産管理1単位増加)、助産学実習11単位(2単位増加)、合計28単位(5単位増加)とした。

【点検・評価】

カリキュラム改正趣旨と本学の教育目標のもと、助産診断・技術、助産管理、助産実習を強化した平成24年度新カリキュラムを作成し文科省に申請した（目標達成）。

修士課程30単位、助産師教育課程23単位、合計53単位の運用に関して、教育内容の精選、自己学習、グループワーク学習時間を正規授業時間に組み込むなどして、教育の質を維持しながら、学生の負担の軽減を図ったが、さらなる負担軽減と効率化が必要である（目標一部達成）。

助産実践コースにおける、実践力の強化と研究能力の育成という2つの課題を、限られた年限の中でどのように達成するのか、については継続的に検討する必要がある。

助産師国家試験受験対策を実施したことにより、学生の学力と受験準備性の向上に寄与したと考えられる一方で、オフィスアワーを活用せず自習していた学生への対応が十分でなく、不合格者を出す結果となった。来年度に向けて、学生の自覚、自主的学習を促すとともに、学生のレベル査定に基づいた個別的な教員のサポートを充実させる必要がある（目標一部達成）。

その他、国内・カンボジアでの実習場の変更に伴い、新規施設を確保して実習の質を担保した。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①次年度新規目標：平成24年度新カリキュラムの教育的、効果的、効率的運用を図る。
- ②助産実践コースにおいては、カリキュラム数の増加（23単位から28単位）に伴い、実践力強化、研究能力育成の2課題の達成のバランスを検討し、学生の学習の向上と負担軽減をさらに検討する。
- ③助産師国家試験受験準備を充実させ、国家試験100%合格を達成する。
- ④実践力の強化に向け実習施設、指導者とのさらなる連携を図り教育環境を向上させる。

e. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

■平成21年度から持ち越した目標

- ①大学院教育に特化したFDワークショップを実施する。
- ②今年度試用した大学院用の授業評価票を活用し授業評価を実施する。

■平成22年度

【現状説明】

研究科委員会が月1回、必要に応じて臨時委員会を設け、大学院における教育・研究指導の改善について検討している。

平成22年度は、大学院教育に特化したFDワークショップを4回行った。そのテーマは、「学部・大学院の教育体制について」「競争的研究費の獲得戦略」「Refworks 利用講習会」「Cochrane Library 利用講習会」であった。

平成22年度のシラバスには、授業スケジュールおよび成績評価の項目が、従来の表記内容よりも具体的に記された。

大学院の授業評価については、平成21年度の検討を経て、平成22年度から本格的に導入し、看護学専攻24科目、国際保健助産学専攻10科目で実施された。評価表の配布数333、回収数314、回収率は94.3%であった。全体の集計結果は、各評価項目15点満点で、すべてのカテゴリーで全体平均12点以上の非常に高い評価だった。

【点検・評価】

大学院教育に特化したFDワークショップを開催し、大学院教員の研究基盤整備を促して大学

院生への教育指導の質向上を目指したことは評価できる（目標達成）。

シラバスの充実、ホームページでの公開などに加え、今年度試用した大学院用の授業評価票を活用し授業評価を実施できた（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①大学院教育に特化したFDワークショップを引き続き実施する。
- ②大学院用の授業評価票を活用し授業評価を継続的に実施する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 23 年度に実施した大学院教育に関するFDのテーマは、「大学院における検討課題と将来構想」「医学中央雑誌、J-Dream II 利用講習会」「CINAHL、Cochrane Library 利用講習会」「CINAHL、Cochrane Library の利用法」「Refworks 利用講習会」「Refworks 利用講習会」「Refworks のバージョンアップに伴う利用法」であった。

シラバスには授業スケジュールと成績評価項目を従来よりも具体的に表記するようになった。

大学院の授業評価は、平成 22 年度から本格的に導入し、看護学専攻 22 科目、国際保健助産学専攻 5 科目で実施した。評価表の配布数 233、回収数 215、回収率は 92.3%であった。全体の集計結果は、各評価項目 15 点満点で、教育内容、授業の進行・展開、熱意・相互作用スコアは平均 12 点以上の高い評価ではあったが、平成 22 年度と比べ各項目とも約 0.3 ポイント低下し、学生の自己評価は平成 22 年度 12.0 から平成 23 年度 11.73 へと低下した。

【点検・評価】

FD については、大学院の現状分析、課題抽出が行われ、次年度からの改革の土台となる議論が行われたことは評価できる。また、情報検索に関する基礎力強化のためのセミナーが継続開催されていることも評価できる（目標達成）。

大学院用の授業評価票を活用し授業評価が次年度から継続して実施されたことは評価できた（目標達成）。次年度以降、学部の授業評価活用方法と併せて、授業評価のさらなる活用方法と公開方法が検討されることが必要である。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①大学院教育に特化したFDワークショップを引き続き実施する。
- ②大学院の授業評価を継続的に実施し、その活用方法と公開方法を検討する。

D. 学生の受け入れ

看護学部

1. 学生の受け入れ

a. 入学者受け入れ方針

■平成21年度から持ち越した目標

- ①高等学校科目との整合性を図ったアドミッションポリシーを策定する。

■平成22年度

【現状説明】

平成18年策定のアドミッションポリシー（1. 人間の尊厳を第一に考える人、2. 人とかかわりあうことに喜びを見いだせる人、3. 看護に関する学問・実践の楽しさや深さを学びたい人）に、入試種別ごとに求めている能力の説明を追加した。例えば、公募制推薦入試の場合、「総合的な基礎学力および学習意欲については、高等学校長の推薦と高等学校での成績および人物評価に基づき審査するとともに、さらに学力検査（国語・現代文）によって読解力を、面接試験によってコミュニケーション能力や問題解決能力を審査します」といった内容である。

【点検・評価】

アドミッションポリシーの内容を追加して、大学案内、募集要項、ホームページ等に掲載することができた（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①新アドミッションポリシーの広報を積極的に行う。

■平成23年度

【現状説明】

平成22年度に同じ。

【点検・評価】

内容を追加したアドミッションポリシーが志願者にわかりやすいとの評価を受けている（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①新アドミッションポリシーの広報を継続する。

2. 学生募集方法と入学者選抜試験の種類と方法

a. 学生募集方法

■平成21年度から持ち越した目標

特になし。

■平成22年度

【現状説明】

（1）一般入試

高等学校卒業生（見込み者含む）を対象に、オープンキャンパス、外部進学説明会、進学情報

誌等への大学情報の掲載、ホームページ等を活用して学生募集を行った。

(2) 大学入試センター利用入試

平成23年度入試から新規導入するセンター利用入試の募集方法は一般入試と同様に行った。

(3) 推薦入試

指定校推薦入試の場合は、年度始めに入試委員会で指定校を決定し、6月入試委員の教員が各指定校を訪問し、進路指導担当者に直接説明を行い、在校生徒へ周知をお願いした。

支部長推薦入試の場合は、日本赤十字社第2ブロック（関東・甲越地区）の9支部1施設がこの推薦入試の学生募集を行うが、本学でもホームページやオープンキャンパス、外部進学説明会等でも広報した。

公募推薦入試の場合は、過去5年間の入試に2名以上の出願があった高等学校に大学案内と募集要項を送付し募集した。その他、ホームページやオープンキャンパス等でも広報した。

(4) 3年次編入学入試

全国の赤十字看護専門学校に大学案内や募集要項を送付し募集した。その他、ホームページやオープンキャンパス、赤十字新聞や同窓会報等でも広報した。

【点検評価】

入試種別に応じた学生募集を多面的に行った。学生募集で活用する大学案内には、最新情報や受験生にとって親しみやすい記事（例えば、在学生からの一言やメッセージなど）が掲載され、充実したものとなった（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①多様な入試に応じた学生募集を継続する。

■平成23年度

【現状説明】

平成22年度に同じ。

【点検評価】

入試種別に応じた学生募集を多面的・効果的に行った（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①多様な入試に応じた学生募集を継続する。

b. 入学者選抜試験の種類と方法

■平成21年度から持ち越した目標

- ①より多様な学生を集める方略として、大学入試センターの活用を検討する。

■平成22年度

【現状説明】

(1) 一般入試

平成23年度の一般入試は、A日程（募集人員50名）とB日程（募集人員10名）の2種類を実施した。「A日程」は、まず1次試験において英語と、数学・生物・化学のうち1科目選択の2科目を試験科目とし1次合格者を発表してから、2次試験において国語（現代文）と面接を行い最終的な合格者を選抜した。「B日程」は、面接を行わず英語と国語の2科目だけの試験で合格者を選抜した。

(2) 大学入試センター利用入試

新規導入の大学入試センター利用入試は、募集人員5名で、試験科目は英語（リスニング除く）

と数学Ⅰ・数学Aが必修で、数学Ⅱ・数学B・化学Ⅰ・生物Ⅰから1科目選択である。センター試験の結果だけで合格者を選抜した。

(3) 推薦入試

指定校推薦入試は、本学に一定数以上の合格者を出し、入学実績のある高等学校の生徒で、成績概評が3.8以上の者を対象に、面接試験による選抜を行った。

支部長推薦入試は、まず第1段階として、日本赤十字社第2ブロック（関東・甲越地区）の9支部1施設が小論文や面接で合格者を決定した上で、本学が第2段階として、国語と面接により最終的に合格者を選抜した。

公募推薦入試は、高等学校卒業見込み者を対象に、成績概評がAもしくはB上位者（評定平均が4.0以上）の者に対して、国語と面接の試験を行い合格者を選抜した。

(4) 3年次編入学入試

3年次編入学入試は、定員は10名で、英語Ⅰと国語（現代文）の試験および面接により合格者を選抜した。

【点検評価】

大学入試センター利用入試を新規に導入できた（目標達成）。試験種類別の入学試験の妥当性については継続して検討していく必要がある。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①平成24年度募集において大学入試センターを共同実施できる大学を探し、大学入試センターにおける入試業務を実施する。
- ②入学試験種別および入試成績（学科、面接）と入学後の成績との関連を検討し、入学試験の改善に資することを目的とする。とくに入学者選抜試験の種別の妥当性を検証する。
- ③教職員の入試業務体制を整備する。
- ④指定校推薦入試の妥当性について検討する。
- ⑤一般入試AとBは受験生に重複も多く、学生の能力の担保、受験生の受験チャンスの拡大、出題の負担、業務の負担などを考慮した検討を始める。

■平成23年度

【現状説明】

(1) 一般入試

平成22年度に同じ。

(2) 大学入試センター利用入試

平成22年度に同じ。

(3) 推薦入試

平成22年度に同じ。

(4) 3年次編入学入試

志願者を増やすために、試験科目から英語を除き、試験日を9月から11月に変更した。

【点検評価】

大学入試センターは、近隣の國學院大学と共同開催となった（目標達成）。本学から10名の教員が出校して、2日間の業務を担当した（1日5名ずつ）。

入試種別および入試成績（学科、面接）と入学後の成績との関連については検討されなかった。試験別の入学試験の妥当性についてはさらに継続した検討が必要である（目標は未達成）。

教職員の入試業務体制を整備するために、実行部位に業務役割調整担当を設けた。この担当者によって、一人あたりの入試業務の負担を均衡化するように調整した（目標達成）。

指定校について検討した結果、新たに2校を追加した（目標達成）。

一般入試Bを廃止し、センター利用入試を拡大する案として、文系重視型、理系重視型、総合重視型の3案が検討され、平成24年度から導入することになった（目標達成）。

大学入試センター利用に関しては近接する國學院大学との共同開催3年次編入入学入試の改革により志願者が26名（前年比10名増）となった。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①大学入試センターを利用した新たな3つのコースについて、応募状況、受験生の成績、大学への歩留率などの視点からみていく。
- ②大学入試センター試験の継続的な実施にあたり、入試委員会委員以外の教職員へも内容の引き継ぎができるように、担当者の振り分けを長期的に計画する。
- ③教職員の入試業務体制を整備するために、専門部会を設ける。
- ④本学における学部対象の全ての入学試験（11月入試、2月入試、ならびに大学入試センター）の出題について、担当者、選抜試験科目、出題内容や出題範囲の適正さなどについて検討する。
- ⑤将来の入学試験問題の在り方について、新学習指導要領に即して検討する。

3. 入学者選抜の仕組み

■平成21年度から持ち越した目標

- ①教職員の入試業務体制を整備する。

■平成22年度

【現状説明】

入試委員会は入試全般を企画運営し、入試実施要項、試験監督要領、面接要領を作成している。入試実施に当たっては、全教職員からなる入試実行部会を組織し、入試日程案および業務分担案を教授会に提案し承認を得ている。

入試実施体制は、問題作成委員と面接委員、および入試全般を企画運営する入学者選抜試験委員会によって構成されている。

問題作成委員は、学内および学外から入試委員長が候補者案を作成し、学長の承認を得て決定し、学長名で委嘱している。

面接は、集団面接と個人面接の組み合わせあるいは個人面接のみで行い、1面接室に3名の面接委員が担当する。面接委員は、准教授以上の教員の中から入試委員長が委員候補者案を作成し、学長の承認を得て決定している。委員名は非公開で、本人にだけ文書で通知をしている。面接委員は、入試の当日、面接ガイダンスを行い、面接上の諸注意を促したうえで評価の視点や評価基準などを確認して、大きな偏りが起こらないように共通理解を図っている。

各入試の実施前には全教職員を構成員とする入試実行部会が開催され、共通理解が得られるようにする。入試当日は、役割に応じて作成した入試実施要項、試験監督要領、面接要領に基づいて行っている。

合否判定は、まずコンピュータ集計された選択科目の得点の偏りを統計的に是正した後、

面接点と総合得点に基づいて合否判定案（合格者数および補欠者数）を入試委員会が作成し、それをもとに教授会が審議し決定する。入試の公正さを確保するため、採点から合否判定までのすべての過程において、学生を特定できるのは受験番号だけである。合格発表は、ホームページや電話応答システムサービスとした。

【点検・評価】

受験生の現状に合わせ試験監要領をより詳細な内容とし、公平性・厳格性を保てるようにした（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①面接の円滑な実施にむけて面接委員を増やすために候補者を講師以上に拡大する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度と同様の入学者選抜の仕組みを継続しつつ、面接の円滑な実施のために面接委員の候補者を講師以上に拡大して選定し、学長の承認を得て決定した。

平成 23 年度から大学入試センター試験を導入した。初年度のため、入試委員会の委員が担当者となり、近隣の大学と共同実施した。

【点検・評価】

面接委員の講師以上に拡大することで面接がスムーズに実施できた（目標達成）。

大学入試センター試験の実施においては、担当委員は近隣の大学との打ち合わせや事前のオリエンテーションを行い、問題なく実施できた。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①大学入試センター試験の継続的な実施にあたり、入試委員会委員以外の教職員へも内容の引き継ぎができるように、担当者の振り分けを長期的に計画する。

4. 入学者選抜方法の検証

■平成 21 年度から持ち越した目標

①入学試験種別の入学試験成績（学科、面接）と入学後の成績との関連を検討し、入学試験の改善を図る。入学者選抜試験の種別の妥当性を検証する。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 23 年度入学者選抜試験では、平成 22 年度から引き続いて、試験科目名称は、資料読解を国語（現代文）に、試験種別の名称は、一般入学者選抜試験（前期日程）を一般入学者選抜試験（A 日程）に、一般入学者選抜試験（後期日程）を一般入学者選抜試験（B 日程）に変更し実施した。

志願者数増加の対策として、平成 22 年度入試から一般入学者選抜試験（B 日程）では、面接（集団・個人）を実施しないことになった。その結果、社会人受験者が例年と比べて 1.1 倍に増加し、合格者の 8 割が社会人となった。

入学者選抜方法の検証としては、国語（現代文）と英語において、難易度等を調査し、今後の出題傾向の検討をした。

【点検・評価】

社会人受験者の増加に対応した受験形態および試験科目の検討が必要である。

入試科目の得点に関するデータを問題妥当性の検証資料として役に立てている。一般入試の試験科目のうち英語及び国語は複数の出題者が問題作成時にその妥当性の検証を行っている（目標達成）。しかし、その他の科目については事前の検証を行っていない（目標は未達性）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①国語（現代文）や英語以外の科目でも問題の妥当性を検討するシステムを構築する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 24 年度入学選抜試験では、平成 23 年度と同様の一般入学選抜試験（A 日程）、一般入学選抜試験（B 日程）に加え、大学入試センター利用型試験を導入した。センター利用型入試では、5 名の募集枠に対し 9.7 倍の倍率の受験があった。40 名を合格者とし、最終的な入学者は 2 名であった。また、一般入学選抜試験（B 日程）では、入学者 5 名のうち社会人は 2 名であった。

【点検・評価】

大学入試センター利用型試験での受験者や入学者の傾向を引き続き把握して実施方法の検討を行っていく必要がある。また、一般入学選抜試験（B 日程）における社会人合格者・入学者の傾向についても引き続き把握していく。

一般入試の試験科目のうち英語及び国語以外の科目については事前の検証のためのシステム構築には至っていない（目標は未達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①国語（現代文）、英語以外の科目でも、問題の妥当性を検証するシステムを構築する。

②平成 24 年度からの高校の学習指導要領の変更に伴い試験科目の名称や範囲を検討する。

5. 定員管理

■平成 21 年度から持ち越した目標

①適切な定員管理を継続する。

■平成 22 年度

【現状説明】

学部の入学定員は 1 学年 130 名、3 年次編入学者の定員は 1 学年 10 名である。平成 23 年度入試による入学者は 145 名、3 年次編入学者は 8 名である。定員に対する入学者の割合は、1 年生が 1.12、編入生 0.8 である。平成 23 年度における学生収容定員（540 名）に対する在籍者数（591 名）の比率は 1.09 である。

【点検・評価】

収容定員に対する入学者の割合は妥当な範囲内である。収容定員に対する在籍者の割合も 1.1 以内であり適切に定員管理が行われている（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①適切な定員管理を継続する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 24 年度入試による入学生は 139 名、3 年次編入学者は 10 名である。定員に対する

入学者の割合は、1年生が1.07、編入生1.00である。平成24年度における学生収容定員（540名）に対する在籍者数（587名）の比率は1.08である。

【点検・評価】

収容定員に対する入学生および在籍者の割合は、いずれも1.0以内であり適切に定員管理が行われている（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①適切な管理を継続する。

6. その他入学者選抜試験に係る内容

a. 入学後成績追跡調査

■平成21年度から持ち越した目標

- ①入学者成績追跡調査は、データ蓄積のため次年度も実施する。

■平成22年度

【現状説明】

試験種類別の入試結果と入学後の成績との関連を調べた結果、差は見いだされなかった。

【点検・評価】

調査が実施できた（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①調査を継続する。

■平成23年度

【現状説明】

調査は実施しなかった。

【点検・評価】

調査は実施できなかった（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①複数の受験種別の入学後の成績について検討する。

b. 一般入学者選抜試験成績開示

■平成21年度から持ち越した目標

- ①一般入試不合格者のうち、希望者を対象に成績開示を実施する。

■平成22年度

【現状説明】

入学者選抜に係る個人別成績開示を求める動きが年々各大学で行われていることから、平成23年度看護学部一般入学者選抜試験（A日程・B日程）で実施することになり、「日本赤十字看護大学入学者選抜試験に係る個人別成績開示事務取扱要領」を制定した。制定後、平成23年度募集要項に明記し、本学ホームページ等に請求方法・受付期間について告知した。実際には、受付期間内で受験者10名より開示請求があり、取扱要領に基づき成績の開示を行った。

【点検・評価】

成績開示後、申込方法・期間や結果通知方法・内容に対する不服申し立て、問い合わせ

等は無く、受験生においては概ね納得が得られているものと見受けられる（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①引き続き受験者からの開示請求に対し迅速かつ誠実な対応を心掛ける。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

特に問題なく実施できた（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①引き続き受験者からの開示請求に対し迅速かつ誠実な対応を心掛ける。

7. 科目等履修生制度

■平成 21 年度 から持ち越した目標

- ①科目等履修生制度を継続する。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成22年度の科目等履修生への学部開講科目は、48科目（一般教養29科目、看護専門科目19科目）すべて広尾キャンパスでの開講となった。科目等履修生数は1名（前年比1名減）である。

【点検・評価】

科目等履修生の人数が減少してきているが、看護専門科目だけでなく関連基礎科目や一般教養科目も開講し、現役看護師や看護師経験者に生涯学習の機会を提供している（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①科目等履修生制度を継続する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成23年度の科目等履修生への学部開講科目は44科目（一般教養29科目、看護専門科目15科目）である。科目等履修生数は0名（前年比1名減）である。

【点検・評価】

平成23年度の履修者はいなかったが、現役看護師や看護師経験者たちに多様な生涯学習の機会を提供している（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①科目等履修生制度を継続する。

大学院看護学研究科

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

■平成21年度から持ち越した目標

- ①修士課程看護学専攻看護教育学、看護管理学実践コースの特徴をアピールし、安定的に応募者を確保する。定員に満たない場合には、9月、3月入試以外にも追加募集を行う。

- ②修士課程国際保健助産学専攻実践コースは、引き続き在学3・4年生、卒業生や大学院説明会参加者に対するアピールを積極的に行う。

■平成22年度

【現状説明】

入試に関する諸事項は、定例（原則月1回）の研究科入学者選抜試験委員会で検討・審議し、研究科委員会で決定している。また、選抜試験ごとに事前に実行部会を開催し、関係する教職員の共通理解を図り、実施に当たっては入試実施要項、試験監督要領、面接要領を作成している。

平成23年度入試には修士課程看護学専攻35名（前年比同）、国際保健助産学専攻25名（前年比3名減）、博士後期課程10名（前年比2名増）が受験した。試験は、例年どおり9月に入試を行い、定員に満たなかった領域は二次募集を行い、3月に第二次入試を実施した。また、看護教育学、看護管理学領域の実践コースについては12月に入学試験を実施し、国際・災害看護学領域においては3月にA0入試を実施した。平成23年度国際保健助産学専攻では、学内選考を7月に実施した。博士後期課程の入試は原則として年2回であり平成23年度においても9月と3月に実施した。

【点検・評価】

修士課程看護学専攻看護教育学、看護管理学実践コースの開設2年目であるが、若干定員に満たなかった。今後も安定的に志願者を募ることができるかどうかという課題がある（目標は未達成）。また、看護学専攻の領域によっては、9月の選抜試験時期において志願者のない領域もあり、オープンキャンパスの内容や他の広報手段、卒業生への広報などを検討し、志願者確保に努める必要がある。修士課程国際保健助産学専攻実践コースでは、在学3・4年生に対するコースの説明やアピール、オープンキャンパス時の工夫が功を奏し、志願者が確保された（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①平成24年度入試では、さらに修士課程看護学専攻看護教育学、看護管理学実践コースの特徴をアピールし、安定的に応募者を確保する。定員に満たない場合には、9月、3月入学試験以外にも、11月の学部推薦入学試験と同時期に追加募集を行い選抜試験を実施する。
- ②修士課程国際保健助産学専攻実践コースは、引き続き在学3・4年生、卒業生に対するアプローチ、大学院説明会参加者に対するアピールを積極的に行う。

■平成23年度

【現状説明】

平成24年度入試は、修士課程看護学専攻34名（前年比1名減）、国際保健助産学専攻26名（前年比1名増）、博士後期課程12名（前年比2名増）が受験した。試験は、例年どおり9月に入試を行い、定員に満たなかった領域については二次募集を行い、3月に第二次入試を実施した。

【点検・評価】

修士課程国際保健助産学専攻実践コースでは、在学3・4年生に対するコースの説明やアピール、オープンキャンパス時の工夫が功を奏し、志願者が確保された（目標達成）。しかし、修士課程看護学専攻看護教育学、看護管理学実践コースの応募者が確保できていない（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①平成25年度入試では、もっと修士課程看護学専攻看護教育学、看護管理学実践コースの特徴を（働きながら学ぶことができる点など）アピールし、安定的に応募者を確保する。
- ②修士課程国際保健助産学専攻実践コースは、引き続き在学3・4年生、卒業生に対するアプローチ、大学院説明会参加者に対するアピールを積極的に行う。

2. 国際保健助産学専攻におけるアドミッション・オフィス方式（AO）入学者選抜試験

■平成21年度から持ち越した目標

- ①アドミッション・オフィス方式入学者選抜試験の入学者の学習状況と志願者の推移から、平成24年度入試で継続するか否か決定する。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

平成20年度入試より平成21年度入試まで、国際経験のある受験生に向けてアドミッション・オフィス方式の入学者選抜試験を導入したが、平成22年度入試以降、実施していない。

【点検・評価】

現状としては、国際経験のある受験生の大半が社会人入学者選抜試験を利用しており、平成22年度入試より志願者数が漸増し25名を超えている。こうした傾向から、アドミッション・オフィス方式の入学者選抜試験の必要性は低いと判断し、平成25年度入試でも実施しない。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①アドミッション・オフィス方式の入試を継続するか否か、引き続き検討する。

3. 門戸開放

■平成21年度から持ち越した目標

- ①個別入学資格審査のあり方を検討する。

■平成22年度

【現状説明】

修士課程では、3年課程の看護短期大学あるいは看護専門学校を卒業し、①保健師もしくは助産師の資格を有する者、②看護教員養成課程を修了した者、③認定看護師の資格を取得した者のうちのいずれか1つの条件を満たしたうえで、看護職としての実務経験5年以上の者は、個別受験資格審査を免除し、大学を卒業した者と同等の学力があると認め、社会人入学者への門戸を拡大している。しかし、平成23年度入試の志願者は0（前年比3名減）であった。

国際保健助産学専攻実践コースの場合は、上記に加え、日本赤十字社関連施設勤務者で2年以上の実務経験を有する者を対象とした社会人赤十字特別推薦のほか、国際救援もしくは国際協力経験のある者を対象とした社会人赤十字国際救援特別、社会人国際協力要員特別を設けている。

社会人赤十字特別推薦は、社会人赤十字国際救援特別および社会人国際協力要員特別では3年課程の看護短期大学あるいは看護専門学校を卒業し、以下の①から④のうちのいずれか1つ、すなわち①保健師の資格を有する者、②看護教員養成課程を修了した者、③認定看護師の資格を取得した者、④国際救援経験がある者、という条件を満たしたうえで、看護職としての実務経験5年以上の者は、個別受験資格審査を免除し大学を卒業した者と同等の学力があると認めている。

【点検・評価】

個別入学資格審査について平成23年度入試の志願者は0名であったことと、大学院受験者減少から、今後門戸開放について検討していく必要がある（目標は未達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①個別入学資格審査のあり方を検討する。

■平成23年度

【現状説明】

平成22年度に同じ。平成24年度入試の志願者は2名（前年比2名増）であった。

【点検・評価】

個別入学資格審査は書類審査だけの判定であり学力検査等は実施していない。また、各種学校出身者に関しては5年以上の看護職の実務経験があっても入学資格審査を受けることができない。大学院志願者が減少し、他の看護系大学院においても、個別入学資格の実施方法（学力試験の実施、出願資格等の緩和）を見直ししているケースが多い。平成25年度入試に向けて本学も検討する必要がある（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①個別入学資格審査のあり方を検討する。

4. 定員管理

■平成21年度から持ち越した目標

- ①修士課程看護学専攻は、本年度から定員倍増になったことから、次年度も応募者の安定を図ると同時に、適切な管理を継続する。
- ②修士課程国際保健助産学専攻は、昨年度までと同様に適切な管理を継続する。
- ③博士課程後期課程は、3年次以降の在籍者が増加しないように適切な管理を継続する。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度の入学者数は対定員数の比率で見ると、修士課程看護学専攻が1.0、国際保健助産学専攻が1.1、博士後期課程は0.8であった。在籍者数の比率は、修士課程看護学専攻が1.2、国際保健助産学専攻が1.2、博士後期課程は1.3であった。

【点検・評価】

修士課程においては1.1と適切な定員管理となっている。後期博士課程における在籍者数と学生収容定員数の比率は、平成20年度1.5、平成21年度1.4、平成22年度が1.3と改善傾向にある（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①修士課程、博士後期課程の各専攻において適切な定員管理の継続を図る。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度の入学者数では、修士課程看護学専攻の入学者数は29名で定員30名を下回った。対定員数の比率では、国際保健助産学専攻1.1、修士課程看護学専攻1.0であった。博士後期課程（定員5名）の入学者は2名で対定員数の比率は0.4であった。

【点検・評価】

修士課程看護学専攻および博士後期課程において、入学者数が定員を下回った。特に博士後期課程においては対定員比率0.4で、前年度0.8から大幅に減少した。ただし、在籍者総数とその収容定員に対する比率で見ると1.0であり、年々改善される傾向にある（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①引き続き、修士課程、博士後期課程の各専攻において適切な定員管理の継続を図る。

- ②入学者選抜者試験の試験日程の検討を行い、大学院受験者数の増加を図る。
- ③修士課程看護学専攻において、個別入学試験審査を活用した受験者数増加を図る。

5. 科目等履修生制度

■平成21年度 から持ち越した目標

- ①科目等履修生制度を継続する。
- ②研究生の背景や状況に応じた研究指導・支援体制を強化する。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度の科目等履修の大学院開講科目は41科目（すべて講義科目）であり、本大学院修了生を対象とした専門看護師教育課程科目（一部演習を含む）も含まれる。科目等履修生数は11名（前年比同数）である。研究生の入学者数は3名（前年比5名減）で、在籍者総数は21名（前年比6名減）あった。

【点検・評価】

修士課程における科目履修制度では、毎年10名程の一定の履修生を受け入れており、看護師等の生涯学習のみならず修士課程修了生が更に専門性を高めていく機会も提供できている（目標達成）。研究生入学者と在籍者の人数は過去3年間で徐々に減少してきているが、多様な背景を持った学生の学位取得と研究活動に一定の貢献をし、また学位取得に向けた研究指導が奏功しているものと評価できる（目標達成）。

【平成23年度に持ち超す目標】

- ①科目等履修生制度を継続する。
- ②研究生の背景や状況に応じた研究指導及び支援体制を充実させる。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度の科目等履修の大学院開講科目は40科目（すべて講義科目）である。科目等履修生数は8名（前年比3名減）であった。研究生の入学者数は2名（前年比1名減）で、在籍者総数は19名（前年比2名減）であった。

【点検・評価】

科目等履修生制度を継続し看護師の生涯教育と修士課程修了生が更に専門性を高めていく機会を提供している（目標達成）。研究生入学者と在籍者の人数は過去3年間で徐々に減少してきているが、年間20名程の在籍者数（延べ数）があり、多様な背景を持った学生の学位取得と研究活動に一定の貢献をし、また学位取得に向けた研究指導が奏功されている（目標達成）。

【平成24年度に持ち超す目標】

- ①科目等履修生制度を継続する。
- ②研究生の背景や状況に応じた研究指導及び支援体制を充実させる。

E. 広報活動

看護学部

1. 志願者への広報活動

a. オープンキャンパス

■平成21年度から持ち越した目標

①オープンキャンパスの開催時期は、受験生の参加動向をみて、参加しやすい時期を選ぶ。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度は、前年度参加者の少なかった9月の開催は見送り、年3回（6月12日、8月7日・21日）の開催にした。参加者総数は1,189名（保護者等を除く）と前年度に比べ13名の減少で、6月の大学祭との同時開催は前年より約60名増となった。8月開催時、保護者説明会の時間を60分に倍増して実施した。全体説明会では「在学生からのメッセージ」を取り入れ、入学後の学生生活の様子がより伝わりやすく工夫した。

武蔵野キャンパスでは寮・施設見学を8月に1回のみ実施したが、参加者は12名のみであった。

【点検・評価】

9月開催をなくしたが参加者総数にほとんど影響はなかった。6月の大学祭との同時開催は、参加者数が増加し受験生に評価されていると思われるので、今後も例年継続していきたい。8月開催では前半の参加者が多く、志望校選択の時期が早まっていることが推測できるため、7月の開催が必要であろう（目標は未達成）。保護者説明会の時間を増やしたことで、教職員個別相談コーナーでの参加者の初歩的質問が激減し、より具体的・詳細な質問をしたい保護者のニーズ応えることができた。22年度の新しい試み（保護者説明会の時間拡大、全体説明会の「在学生からのメッセージ」）はアンケート結果からは好評であった。

武蔵野キャンパスの寮・施設見学は22年度も参加者が少なく、費用対効果が低い。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①8月前半の開催は7月後半に実施時期を早める。
- ②武蔵野キャンパスの寮見学の時期や方法を再検討する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度は、東日本大震災の影響による節電等のため午前中2時間の短縮開催とした。その代わりに入試解説（英語・国語）を9月に追加実施した。開催時期は、前年度の点検・評価に基づき、7月後半に1回開催した（目標達成）。参加者総数は1,488名（保護者等を除く）で、前年度より286名の増加となった。

武蔵野キャンパスにおける寮・施設見学は、前年度の点検・評価に基づき、夏季休暇中の随時個人見学方式に切り換え、オープンキャンパスのプログラムからは外した（目標達成）。

【点検・評価】

平成23年度で3回目となる大学祭との同時開催は、受験生等に大学や学生の様子がよく理解で

きると好評であるが、大学祭のプログラムの都合上、会場の確保が難しかった。短縮プログラムにより保護者説明会が実施できず教職員個別相談コーナーが混雑した。施設見学を学生及び教職員によるガイド付で実施したところ、全参加者の7割が希望したためツアー中混雑が見られた。改善が求められる。アンケート結果では参加者の8割が好評価と判定している。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①大学祭の企画の会場とオープンキャンパスの企画の会場が重ならないように、事前に大学祭実行委員会と協議を行う。
- ②参加者が混雑しないようにプログラムを工夫する。

b. 外部における進学相談会、高等学校への派遣模擬講義

■平成21年度から持ち越した目標

- ①外部の進学相談会での広報活動を引き続き充実させる（保護者へのアピール力を高める）。
- ②高校への派遣模擬講義は、本学への志願者の多い高校を中心に、希望にそえるように派遣教員の日程調整を行う。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度、予備校が開催した進学相談会で本学教職員が相談にのった高校生等は603名、高校での模擬講義の参加生徒数は280名であった。

【点検・評価】

例年、進学相談会主催の予備校からの入学者が多く、予備校への広報活動の効果は大きい。進学相談会には保護者同伴や保護者のみの参加者が増えているため、保護者への対応にも力をいれていく必要がある（目標は未達成）。派遣模擬講義は看護学の教員の派遣希望が多いが、高等学校からの希望日程と本学の看護学実習期間と重なることが多く、要望に十分にこえられていないことが課題である（目標は未達成）。この点を補うために高校生向公開授業で看護学の授業の公開を増やすことを検討する。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①予備校の進学相談会での広報活動において、高校生等だけでなく保護者への大学広報を充実させる。
- ②高校生向け公開授業の看護学関連科目を拡充する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度、予備校が開催した進学相談会で本学教職員が相談にのった高校生等は635名、高校での模擬講義の参加生徒数は173名であった。保護者への大学広報において奨学金制度や特待生制度などの経済的支援について説明を強化した（22年度から持ち越した目標の達成）。公開授業科目に看護学関係の科目を増やすことができた（21年度から持ち越した目標の達成）。

【点検・評価】

予備校の進学相談会での被相談者数は増加したが、模擬講義参加者数は減少した。後者の理由は、派遣希望日の実習等と重なり本学教職員の都合がつかなかったためである（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①外部の進学相談会で保護者に配布できるような資料の作成を検討する。

②模擬講義を希望する高校との日程調整を可能な限り行う。

c. 本学訪問生徒への対応

■平成21年度から持ち越した目標

①引き続き平日の本学訪問者への対応を行い、大学での学生生活を広報する。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度における修学旅行・研修などでの本学訪問校2件・生徒数12名、個人・グループでの訪問生徒数86名、合計98名で、前年比12名の減少であった。訪問生徒からは、「学校生活全般」「赤十字の活動」「カリキュラム」「実習」「取得可能な資格」「入学者選抜試験」「奨学金」「卒業生の就職先」「特待生制度」「海外における活動状況」等に関する質問が多かった。訪問生徒への対応は主に学務課入試広報係が行ったが、より詳細な教育内容等については広報委員の看護系教員が説明するなど、訪問生徒のニーズに合わせて対応した。

【点検・評価】

高校生が参加しやすい時期にオープンキャンパスを開催することで、オープンキャンパス以外の訪問者数が減少していると思われる（目標達成）。しかし、平日の自由な時間帯で訪問を希望する者も少なからず存在しており、大学訪問ならではの体験（例えば、学食体験）や学内見学ができるため継続する価値はある。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①引き続き平日の訪問生徒を受け入れる。
- ②高校生向けのナーシング・サイエンス・カフェを開催し、気軽に大学内の雰囲気や大学生との交流する機会を設け、本学の特色をアピールしていく。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度の前半、東日本大震災の影響で集団・個別ともに学校訪問を制限し、オープンキャンパスの開催時間も午前に変更し短縮した。このため訪問制限解除後、個人訪問者数が増え、最終的には111名と前年比13名の増加であった。

新たな企画として、高校生向けのナーシング・サイエンス・カフェを開催した。これは、東日本大震災での赤十字活動が注目を浴びたことから、災害看護を中心にプログラムを構成した。学部生の災害サークルメンバーがティーチングアシスタントをしながらグループに分かれて、AED・三角巾の使い方・災害メイクの体験学習を行った。その後、グループごとにお茶を飲みながら大学生活に関する質疑応答を行い、学部生と交流をする機会をもった。

【点検・評価】

大学訪問はオープンキャンパスや外部進学説明会とは異なる大学の広報活動として継続の意義がある（目標達成）。新企画のナーシング・サイエンス・カフェに対して、参加者からは「看護の授業の一環が体験できて良かった」「大学生から直接大学のことを聞くことができて良かった」などの意見が多く、好評であった。本学の特色のひとつである災害看護を参加者にアピールすることができたといえる（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①引き続き平日の訪問生徒を受け入れる。

- ②ナーシング・サイエンス・カフェをもっと高校生等に知ってもらうために、大学祭やオープンキャンパスの期間中に実施できないか検討する。

d. 高等学校・大学の連携

(1) 高校生向公開授業

■平成21年度から持ち越した目標

- ①高校生向け公開授業は、参加者が受講しやすいように、公開時期の通年化、公開科目数の増加、積極的な広報活動を実現する。

■平成22年度

【現状説明】

実施2年目の平成22年度は、前期9科目・後期8科目の合計17科目を公開し、参加者は延べ36名であった。

【点検・評価】

開講授業科目数と受講生徒数のいずれも平成21年度より増加した(目標達成)。受講者の授業評価はいずれも高く、その体験も影響してか、実際に本学を受験し入学した学生もいる。しかし、看護の専門科目の少ないことが課題である。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①看護の専門科目の公開授業科目数を増やし、積極的に広報する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度は、前期12科目・後期13科目の合計25科目を公開し、年間の受講者数は30名弱であった。22年度は当日のキャンセルが多かったことから、申込用紙の記載事項を詳細化、受講者のスケジュール事前確認、欠席連絡の徹底を呼び掛ける等、出席率の向上に努めた。高等学校の授業や部活動等の兼ね合いからか、4時限目や5時限目の科目に申込が多く、早い時限の科目には申込者が少なかった。

【点検・評価】

看護の専門科目の公開授業科目数を増やすことができた(目標達成)。東日本大震災の影響により春季の受講申込は少なく、年間の受講者も22年度に比べ10名ほど減少した。しかし、昨年度の懸案事項であった無断欠席は、事前連絡の徹底を予め呼びかける事によりほとんど無くなり、出席率は上昇した。また、複数科目・複数回の申込が多く、1名あたりの受講申込科目数は22年度より増加した。授業内容に対する評価は概ね好評であり、オープンキャンパスや入学者選抜試験時の志願者アンケートの中には、公開授業の内容で本学への受験・入学を決めたという受講者も散見された。実際、受講者の半数以上が11月の推薦入学者選抜試験ないし2月の一般入学者選抜試験に出願している。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①受講中の災害を想定した受講者の避難経路確認等の安全確保や高等学校・保護者との連絡体制整備も検討し、安心して受講できるようにする。

(2) 高等学校との連携授業

■平成21年度から持ち越した目標

- ①高校との連携授業に関しては、高校生向け公開授業を拡充し、その中の妊婦体験を含む関連科目を高校生に受講してもらう。

■平成22年度

【現状説明】

例年行ってきた東京女学館高等学校と足立特別支援学校普通科職業コース対象にした妊婦体験授業は、実施時期が本学の実習期間と重なるため平成22年度は実施しなかった。その代わり東京女学館には妊婦体験授業に必要な教材（妊婦ジャケット、新生児人形、胎児人形、出産のビデオ）を貸し出した。

【点検・評価】

高等学校側の希望する時期が本学の実習期間中であったため、担当教員や院生の負担を考慮して実施を見送らざるをえなかった（目標は未達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①連携授業に代わる高校生向け公開授業の科目を拡充し、その中で妊婦体験を含む関連科目を高校生に受講してもらう。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度も特別支援学校及び隣接の高等学校との連携授業は実施しなかった。また、新規募集も兼ねてホームページ、近隣の高等学校への呼び掛け等を行ったが、実施にはいたらなかった。

【点検・評価】

実習期間以外で連携授業を実施するとなると実施時期が限定されるため実現が難しい（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①連携授業から高校生向け公開授業に重点を移す。ただし、連携授業の要請があった場合は実施する。

e. 赤十字支部・病院会場ガイダンス

■平成21年度から持ち越した目標

- ①「もっとクロス！」事業拡充のため赤十字支部・病院会場ガイダンスを実施する。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度は、新規に赤十字支部・病院を会場としたガイダンスを7月20日から8月11日にかけて実施した。開催時間は2時間で、前半の1時間は本学大学案内DVDを使用しながら大学紹介を行い、後半の1時間は参加者からの個別相談に応じた。参加者数は10名であった（その内訳は、埼玉県支部1名、栃木県支部4名、千葉県支部3名、山梨赤十字病院なし、古河赤十字病院2名）。

【点検・評価】

赤十字支部・病院会場ガイダンスは、本学から説明や相談に出向くため受験生等にとっては利便性が高く好評であった（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①赤十字支部・病院と協力しガイダンスの実施を継続する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度は、7月に5支部（内3支部2病院）で実施した。開催時間や内容は22年度と同様である。参加者数は4名であった（その内訳は、埼玉県支部2名、栃木県支部なし、千葉県支部1名、山梨県支部（台風のため中止）、水戸赤十字病院1名、古河赤十字病院なし）。

【点検・評価】

参加者が4名と少なく、一日がかりで出張する担当者にとって負担が大きい（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①支部・病院、大学によるガイダンスの広報を積極的に行う。

2. 大学内外への広報活動

a. 学報

■平成21年度から持ち越した目標

①学報の内容を、学生、受験生、卒業生、保護者にとって魅力的なものにする。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度に発行した学報14号は、特集1「ホームカミング・デー 開催報告」で、2人の修了生による「私の仕事 私の活動」の発表内容の紹介と参加在学生の感想を紹介した。また、特集2「国際交流」で、スウェーデン赤十字大学との交流として教員2人の出張報告と学生2人の交換留学報告、および本学卒業生の海外活動としてスマトラ島沖地震・津波災害復興事業への保健要員としての派遣体験と青年海外協力隊参加体験を掲載した。特集以外の記事は、卒業生・在校生に向けてのOG訪問、研究室訪問、新任教職員紹介、平成22年度の年間行事、学部・大学院・認定看護師教育課程の入学者選抜試験日程、公開講座、オープンキャンパスおよびホームカミング・デーのお知らせなどで構成した。

学報は、学内に設置し在学生在がいつでも自由に手に取って読むことができる。また、オープンキャンパスや学外進学相談会では参加者に配付し、本学の動向を広報する媒体となっている。さらに、その年の年間行事やトピックスを記録保存する役割も担っている。発行したすべての学報は大学ホームページで公開している。

【点検・評価】

ホームカミング・デーを紹介することで卒業生・修了生にも本学を身近に感じられる内容となった。本学の特色のひとつである国際交流の紹介では、写真を多く取り入れることで、受験生や保護者にも活動の実際をイメージしやすい魅力的な内容となった（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

①従来年1回の発行であるが、社会や学内の動きにあわせて臨時発行などの柔軟でタイムリーな発行も検討する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度は、定期発行の15号に加え16号を発行した。

15号では、冒頭に新学長就任挨拶を、特集記事として、特集1「公開講座開催報告」、特集2「大学院国際保健助産学専攻の現況」を掲載した。特集1では、平成20年度より本学

が地域とのつながりを大切にしながら開催している公開講座の講師と講演内容を報告し、特集2では2007年より開講した大学院国際保健助産学専攻の2つのコース「研究コース」「実践コース」について、在学生・修了生による紹介を掲載した。特集以外は、OG訪問、研究室訪問、サークル紹介、就職支援体制構築の取組み、新任教職員紹介、年間行事、学部・大学院・認定看護師教育課程の入学者選抜試験日程、オープンキャンパスおよび大学院説明会のお知らせなどで構成した。

16号は「東日本大震災における本学学生・教職員の救援活動について」というテーマで、活動参加者からの寄稿記事、写真をもとに活動をタイムリーに紹介する内容で発行した。

【点検・評価】

16号（臨時号）は、東日本大震災に対する本学関係者の活動記録となり外部への広報資料ともなった（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①本学における卒業教育の紹介など、読者のニーズにあわせた内容構成も検討し、より効果的な広報活動につなげる。

b. 大学案内

■平成21年度から持ち越した目標

- ①大学案内は、在学生の学内演習や課外活動の生き生きとした姿が伝わるように写真や学生の文章を増やす。視覚的に洗練されたデザインにする。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度の大学案内（日本語版）は、本学の魅力を分かりやすくスマートに伝わるよう構成し、在校生の視点でのメッセージを充実させた。大学の教育理念やアドミッションポリシーを紹介しつつ、受験生の関心が高いカリキュラムの特色、1年次から段階的にすすめる看護学実習、各学年の授業内容、奨学金制度を分かりやすくまとめた。また、国際交流に関しては、語学研修、海外演習、スウェーデン赤十字大学の交換留学制度などの具体的な内容を掲載した。クラブ・同好会などの課外活動については、活動写真と紹介文を掲載し活動の様子をわかりやすく伝えた。

英語版の大学案内は、平成20年度に作成したものを、海外からの来学者、国際看護学演習等で訪問する海外の大学や病院などの研修施設や教員に配付した。

【点検・評価】

大学の特色や新しい入試制度、大学の新たな取り組みのポイントを受験生および保護者に分かりやすく伝える広報媒体となっている。また、オープンキャンパスや受験相談会において、受験生や保護者が高い関心を寄せる科目内容や進路、奨学金に関して、文字情報だけでなくグラフや写真を適度に用いることによって、受験生・保護者にとっては視覚的に把握しやすい内容になっている（目標達成）。また、教職員にとっては、大学案内を用いて正確で統一した情報提供のできる利点がある。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①大学案内に盛り込む情報が多いため、全体構成をより洗練する必要がある。同時に大学案内の全体構成を俯瞰でき、知りたい情報へのアクセスをスムーズにできるような工夫が求められる。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度の大学案内（日本語版）は、各学年で学習する科目一覧と共に授業科目の内容を追加し、カリキュラムの特色を分かりやすく具体的に伝えられるようにした。また、学生の視点から本学の魅力が伝わるように、在校生のメッセージだけでなく卒業生のメッセージの内容を充実させた。国際交流に関しては、語学研修、海外演習、スウェーデン赤十字大学の交換留学制度などについて、参加者の体験談を交えながら学習内容とプログラムを掲載し、より具体的な活動内容が伝わるようにした。1年次から段階的にすすめる看護学実習や奨学金制度を分かりやすくまとめて提示し、在学生が意欲的に取り組んでいるクラブ・同好会など課外活動については、活動写真と紹介文を掲載し、活動の様子をわかりやすく伝えるようにした。

英語版の大学案内については、平成20年度に作成したものを使用している。

【点検・評価】

大学の特色を受験生および保護者に分かりやすく伝える広報媒体となっている。オープンキャンパスや受験相談会で受験生や保護者に関心の高い科目内容の説明を加え、進路や奨学金に関しては具体的に図表を用いて理解しやすいよう工夫した（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①本学の魅力が受験生等に伝わるように分かりやすく洗練された内容とデザインにする。

c. ホームページ・携帯電話用ホームページ・メールマガジン

（1）ホームページ・携帯電話用ホームページ

■平成21年度から持ち越した目標

- ①ホームページの更新を迅速化し、視覚的にも受験生にアピールしたものにするため、全面的に刷新する。携帯サイトの刷新を図り、在学生情報を拡充する。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年7月に本学ホームページをリニューアルした。これまでのホームページの情報更新は、情報システム担当部署に一任されていたが、リニューアル後は、各委員会がそれぞれのHPの担当箇所をタイムリーに更新できるようにした。そのため、学内情報がより迅速に更新されるようになった。また、全体的に簡潔で親近感と開放感のあるイメージになるように心がけた。受験生向けにトップページに、前期はオープンキャンパスの情報、後期は入学者選抜試験に関する情報がそれぞれ入手しやすく配置しアクセスしやすく工夫した。

携帯電話用のホームページは、トップページにバーコードを配した。サイト構成は、受験生に最も関心のある学部と大学院の入試・広報情報と、大学の最新情報に限定した。

【点検・評価】

ホームページ更新の迅速化が図れたため、外部からのクレームも少なくなった。新ホームページによって本学のイメージがよりオープンで親近感をもてるようになった（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①情報更新の迅速化に努め、受験生（学部・大学院・認定教育課程）を意識したコンテンツになるよう心がけ、とくに写真などを多く用いて、文字過多にならないようにする。
- ②携帯電話用サイトの刷新をはかり、かつ在学生情報を拡充する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度は、英語ページを新規に開設し、またフロンティアセンターのホームページをリニューアルした（目標達成）。What's newのページをスクロールできるようにし見やすくした。

【点検・評価】

英語ページを新たに立ち上げたため国内外への広報活動が可能となった。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①随時、情報の更新を行う。
- ②英語ページについて問題がないかフォローアップしていく。

(2) メールマガジン

■平成21年度から持ち越した目標

- ①イベント情報の発信だけでなく、大学の知的財産を共有できるように内容を拡充する。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

平成23年度末の登録者数は約200名である。配信記事は、大学院特別講義、フロンティアセンター内講演会、研究会、公開講座、大学院説明会、入学者選抜試験日程等の情報が中心であるが、本学教員による著書等の紹介・書評も随時配信した。平成22年度の発行回数は通常号4回・臨時号2回、平成23年度は通常号4回であった。

【点検・評価】

メールマガジンの登録者数は平成21年度より増加している。しかし、オープンキャンパス等の各種イベントでのアンケートが示すように、参加者の大半がホームページの情報に依存し、メルマガは情報源としての役割を十分に果たしているとは言い難い（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①メールマガジン登録促進のための周知を徹底する。
- ②メールマガジンに代わるSNS導入の可能性を検討する。

d. その他の広報活動

■平成21年度から持ち越した目標

- ①大学の現状や在学生の声を反映させた大学案内ビデオ・DVDを作成し広報に役立てる。
- ②広告の費用対効果を検証する。「もっとクロス！」事業拡充のため日赤支部・病院会場ガイドダンスを実施する。地域社会等への本学のアピールを検証する。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度は、その他広報活動として、①受験雑誌、看護系雑誌への広告、②ポスター掲示、学内掲示、③日本赤十字社医療センター「一日看護体験」での説明会、などを行った。

【点検・評価】

受験雑誌『蛍雪時代』（旺文社）と『Progress』（新宿セミナー）には、大学紹介・サークル紹介等を掲載、志願者層へのアピールを行っており、入学者へのアンケート結果でも、広告を認知していることが示されている（21年度から持ち越した目標の達成）。また、日本赤十字社医療セ

ンター「一日看護体験」は、大学説明時間として30分設定してもらい、日本赤十字社医療センターとの連携が確立された（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①広告媒体の費用対効果を検証する。
- ②地域社会等への本学のアピールを検証する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度は、新しく看護実践・教育・研究フロンティアセンター実践部門において、「ナーシング・アート・カフェ」（定員30名、予約制）を実施した。内容は2部構成で、1部は教職員・学生と一緒に学ぶ赤十字救急法、2部は本学教職員・学生との懇談であった。希望者には入試説明、学内見学も行った。「一日看護体験」は武蔵野赤十字病院でも行った。

【点検・評価】

武蔵野赤十字病院の「一日看護体験」では、大学説明の時間を30分設定してもらい武蔵野赤十字病院との連携も確立された。「ナーシング・アート・カフェ」は参加者には好評であり、学生や広報委員以外の教職員の協力もあり充実した内容であった（目標は一部達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①広告媒体の費用対効果を検証する。
- ②地域社会等への本学のアピールを検証する。
- ③「ナーシング・アート・カフェ」実施方法を検証する。

大学院看護学研究科

1. 志願者への広報活動

a. 大学院説明会

■平成21年度から持ち越した目標

- ①大学院説明会では、在院生による受験相談コーナーや職員による奨学金等の相談コーナーを設ける。

■平成22年度

【現状説明】

大学院説明会は学部のオープンキャンパスとは別日程で開催している。平成22年度は7月3日に実施し、参加者は54名であった。受験希望者には指導を希望する教員と個別に相談面接を受けることを推奨しており、大学院説明会時に面接をしている志望者も多い。

【点検・評価】

広報活動の充実により参加者が徐々に伸びてきた。当日志望する教授との面談や個別相談ができるようになり、教員・参加者の両方にとってメリットが大きい。在院生相談コーナーと職員相談コーナーは実現できなかった（目標は未達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①在院生による受験相談、職員による奨学金等の相談コーナーを設ける。
- ②日本赤十字社の支部・病院ガイダンスでの大学院広報活動を推進する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度は7月23日に実施し、参加者は59名であった。新しい企画として、全体説明（専攻・領域別説明、入試制度、奨学金、在院生のアドバイス等）の後に領域別相談・茶話会を行った。

【点検・評価】

日本赤十字社の支部・病院ガイダンスでの大学院広報の結果、参加者が少し増加した（22年度から持ち越した目標の達成）。指導を希望する教授との面談も定着してきた。在院生によるアドバイスや職員による奨学金等の相談コーナーを新設し、参加者に好評であった（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①同窓生が集うホームカミング・デーと同じ日（大学祭期間中）に大学院説明会を行い、学部卒業生に対する大学院広報の充実を図る。
- ②日本赤十字社の支部・病院ガイダンスでの大学院広報活動をより一層推進する。

b. 大学院案内

■平成21年度から持ち越した目標

- ①大学院案内の複雑な専攻・課程の構成をわかりやすく伝える。博士後期課程と修士課程の特長を際立たせる。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度の大学院案内は、本学大学院の教育目的・目標、領域紹介、年間行事、修了生の声などを紹介した。その他、国際保健助産学専攻と看護学専攻・実践コースおよび専門看護師教育課程については広報用リーフレットもそれぞれ作成し広報に利用した。

【点検・評価】

修士課程看護学専攻や国際保健助産学専攻の複数コース、博士後期課程の概要については、科目名や取得できる資格が明記されており、受験生に具体的な情報提供を行っている（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①「修了生のメッセージ」のページに看護学専攻実践コースの修了生の声も掲載する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度の大学院案内は、平成22年度版をもとに新たに就任した研究科長の挨拶を掲載し、修了生からのメッセージは3名のうち2名を新しい修了生に変更した（22年度から持ち越した目標の達成）。引き続き国際保健助産学専攻と看護学専攻・実践コースおよび専門看護師教育課程については広報用リーフレットもそれぞれ作成し広報に利用した。

【点検・評価】

大学院研究科の構成が図示され複数の研究領域や取得資格について説明されているため、受験生が修了後の進路を考慮しながら研究領域を選択することができる。また、広報用リーフレットは大学院説明会や個別の進路相談の際に有用である。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①大学院に進学し研究することの魅力が伝わるように記述内容や掲載写真を工夫する。

F. 研究活動・研究環境

学部・研究科共通

1. 研究活動

■平成 21 年度から持ち越した目標

①研究成果の国内外の発信、国内外の学会での活動、特筆すべき分野での研究活動に対する支援を拡充する。

■平成 22 年度

【現状説明】

研究成果の国内外への発信に関するデータを紹介すると、学術雑誌等掲載論文 74、著書 20、報告書 7 であった。また、学術集会における発表演題数 50、そのうち国際学会の発表は 5 であった。

国内外の学会での活動としては、理事 27 名、監事 3 名、評議員 39 名、学会常置委員会委員 42 名、専任査読委員 28 名であった。

特筆すべき分野での研究活動は、以下の通りである。

- (1)平成 21 年度の「赤十字と看護・介護に関する研究」助成金を受けて、スウェーデン赤十字大学と本学とで共同研究に取り組み、世界の赤十字社・赤新月社と関連のある看護師教育機関を対象とした調査を実施、平成 22 年 3 月に報告書「赤十字社・赤新月社における看護の力～赤十字・赤新月看護教育活動に関する 30 年ぶりのフォローアップ～」(日本語版・英語版)を刊行した。
- (2)日本赤十字社の看護師養成に関する史料の保存編纂に関する研究(学園助成)
- (3)日本赤十字社の看護教育 120 周年を記念し、本学卒業生の活躍の歴史に関する展示
- (4)ハイチ地震での日本赤十字社の救護活動に関する展示
- (5)ナイチンゲール没後 150 年を記念したセミナーでの企画展示
- (6)「第二次世界大戦における日本赤十字社救護看護婦の活動」(学園助成)

【点検・評価】

本学教員は、研究活動(研究成果の公表とともに学会での理事等の活動)を精力的に行っているといえる。また、国内外の赤十字のネットワークを生かした研究活動を国際的に進めている点も評価できる(目標の一部達成)。ただし、国際的な学術集会や論文での研究発表は充分であるとはいえない。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①国外の学会での積極的な活動を支援する。

■平成 23 年度

【現状説明】

3 月に起きた東日本大震災の救援に本学教員も多数参加したこともあり、国内での学術集会での発表演題数は 28 と前年に比べて少なかった。国際学会における発表数は 25 で、ICN 大会(マルタ共和国)での発表が活発であった。

学会活動として、理事 14 名、監事 1 名、評議員 23 名、学会常置委員会委員 36 名、専任査読委員 44 名であった。

特筆すべき研究分野での研究活動は、以下の通りである。

(1) 文部科学省科学研究費助成金

「赤十字における看護論の構築と看護学教育への適用に関する研究」(平成22～23)

平成23年3月に成果物として小冊子を発刊(非売品、希望者に贈呈)

小冊子の名称：新人看護師若葉と読む「赤十字の基本原則」

(2) 文部科学省科学研究費補助金(私立大学戦略的研究基盤形成支援事業)

「国際的な災害看護研究及び教育トレーニングを行うための拠点形成」(平成23～25)

(3) スウェーデン赤十字大学と本学とで行った共同研究「世界の赤十字社・赤新月社における看護教育・看護活動に関する調査—30年後のフォローアップ調査」(代表：濱田悦子)をICN大会(マルタ共和国)にて発表した。また、同大会にて、世界の赤十字社・赤新月社の看護職者が一堂に会し、看護に関する世界的ネットワークづくりについて話し合った。

(4) 「福島県いわき市区域に所在する東電福島第一原発周辺町村住民の保健ニーズへの対応に関する活動報告」福島県の保健所(相双保健福祉事務所いわき駐在)が各町村から依頼を受けた避難住民宅(仮設住宅 450 世帯 1, 171 人、民間借り上げ住宅 756 世帯 2, 291 人)へ他職員とともに巡回調査・健康支援活動を行った。

【点検・評価】

学会発表の総件数は微増ながら、国際学会での発表数は前年比5倍となった(目標達成)。

【平成24年度に持ち越す目標】

①学会誌への投稿に向けた支援を希望者に対して提供する。

2. 経常的な研究条件の整備

■平成21年度から持ち越した目標

①研究環境の整備を拡充する。

■平成22年度

【現状説明】

a. 個人研究費、研究旅費の額の適切性

学部研究費は、総額が減額になったため職位間の配分比率の差を少なくした。配分比は、助手を1(配分額191,000円)とし、教授1.50、准教授1.35、講師1.25、助教1.10倍である。また、教員の海外研修助成として、合計90万円を支給した(国際交流の頁を参照)

研究科研究費は、研究フィールドに支払う費用(実習費)および研究指導に必要な物品を購入するために、指導学生数に乗じた金額を研究指導費として指導教授に支給し、残額を個人研究費として大学院担当教員に教授・准教授の区別なく一律に支給している。国際保健助産学専攻実践コースの実習費は教務予算に組み込まれているため、実践コースの学生1人あたりの研究指導費は、看護学専攻および研究コースの学生1人あたりの研究指導費より少なく算定している。

研究や研修のための旅費として、専任教員には年1回、国内の出張に限り学会等出席のための研究旅費が支給されており、そのほかは個人研究費から支出することができる。

b. 教員個室等の教員研究室の整備状況

研究室は、広尾キャンパスに平均21.7㎡の研究室が整備され、教授・准教授は個室、助教・

助手は2名の相部屋である。平成22年度は講師が個室となった。それぞれの研究室にはLANに接続したパソコンおよびプリンタ、壁面全体を覆う大型書架、ファイル棚等があり研究環境が整っている。

c. 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教員は、学内での講義・演習に加えて、実習施設での指導や学生指導に時間を割くために、十分な研究時間を確保することが難しい。看護実践・教育・研究フロンティアセンターの認定看護師教育課程の授業を兼任講師として担当する教員の負担も大きい。長年の懸案であるサバティカル休暇制度は、日本赤十字看護大学サバティカル・リープ規程・規定細則・留意事項についての原案が平成21年度に作成されているが、今年度は実現には至っていない。

d. 研究活動に必要な研修機会確保のための方途の適切性

学会や各種の研修会への参加は、授業等に支障がない限り自由に参加することができる。参加費用は個人研究費から支出することができる。しかし、研究時間の確保の項で述べたように、研修時間の確保も休日を除いては難しいが、学術集会は休日に開催されることが多いため大きな支障にはなっていない。

【点検・評価】

a. 個人研究費、研究旅費の額の適切性

学部研究費は教育研究活動を支えている。また、学内には競争的研究助成金の奨励研究費があり、特に学部研究費が少ない助手をはじめとする若手研究者に必要な研究費を提供している。

研究科研究費は、フィールドへの謝金などの出費が年々増加傾向にあるため潤沢な額とは言い難いが、研究活動の基礎を支えている。また、必要な研究費は学内外の競争的研究助成金を獲得している。研究旅費は学会出張旅費等に使用され、個人研究費の不足を補っている。

b. 教員個室等の教員研究室の整備状況

教員研究室の研究環境はおおむね整備されている。今年度、講師が個室となり研究室の環境は昨年度より改善した（目標達成）。

c. 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

サバティカル休暇制度の実現に向けて規程案等を作成したことは評価できる。しかし、未だサバティカル休暇制度の実現はされておらず教員の研究時間が十分に確保できていないといえない。サバティカル休暇制度以外にも十分な研究時間の確保に向けた取り組みが必要である（目標は未達成）。

d. 研究活動に必要な研修機会確保のための方途の適切性

学会は休日に開催されることが多いため研修参加は可能であり、そのための費用も研究旅費や個人研究費をあてることができる。長期の研修については本務との兼ね合いから難しい。

【平成23年度に持ち越す目標】

①研究費や研究時間、研修機会を十分に確保する努力を継続する。

■平成23年度

【現状説明】

a. 個人研究費、研究旅費の額の適切性

配分方法・比率は、学部・大学院ともに平成22年度と同様である。ただし、基準とする助手の配分額は201,000円と増額された。教員への海外研修助成として、合計80万円を支給した（国際交流の頁を参照）

前年度同様、研究や研修のための旅費として、専任教員には年1回、国内出張に限り、学会等出席のための研究旅費が支給されている。

b. 教員個室等の教員研究室の整備状況

平成22年度に同じ。

c. 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

サバティカル休暇制度の実現に向けた具体的な素案作りを継続して行った。その他は平成22年度と同様。

d. 研究活動に必要な研修機会確保のための方途の適切性

同上。

【点検・評価】

a. 個人研究費、研究旅費の額の適切性

学部研究費はわずかではあるが増額された（目標達成）。反面、研究旅費が廃止されたため研究資金面は昨年度より厳しくなった（目標は未達成）。

b. 教員個室等の教員研究室の整備状況

特に問題はない。

c. 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

サバティカル休暇制度の実現に向けて規程案を作成したことは評価できる（目標達成）。今後は運用に向けた更なる具体的計画が必要である。しかし、教員の研究時間不足は改善されているとは言えず、更なる取り組みが必要である（目標は未達成）。

d. 研究活動に必要な研修機会確保のための方途の適切性

前年度同様、状況が改善されたとは言いがたい。特に長期の研修については、本務との兼ね合いから難しい状況が続いている（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①研究費や研究時間、研修機会を十分に確保する努力を継続する。

3. 競争的な研究環境創出のための措置

■平成21年度から持ち越した目標

①外部の競争的資金獲得を拡大する。

■平成22年度

【現状説明】

a. 文部科学省科学研究費補助金の採択状況

平成22年度の助成件数は24（新規17・継続7）であった。申請件数13のうち採択件数7、採択率は53.8%であった。交付額の総額49,144,000円であった。研究費の活用状況を把握するシステムとして、平成20年度よりコンピューター（WEB）上の管理システムを導入し、各研究者の補助金の活用がサポートされている。

b. 文部科学省大学教育改革プログラム等への採択状況

「大学教育・学生支援推進事業」に1プログラムを提出したが、不採択であった。

c. 厚生労働省科学研究費補助金の採択状況

平成22年度、新たに申請した2件が採択され、交付額の総額26,800,000円であった。

d. その他の研究助成金の採択状況

新規申請2件とも採択され、継続の2件と合わせ4件の助成を受けた。交付額は、平成21年度の3件で総額5,021,000円に対し、22年度は4件で5,610,000円であり、589,000円増加した。また、それ以外に日本私立学校振興・共済事業団から「教育・学習方法等改善支援」の助成を毎年受けている。

【点検・評価】

文部科学省科学研究費、厚生労働省科学研究費補助金、日本赤十字学園研究助成金の獲得件数・助成額ともに増加した（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①外部の競争的資金獲得を継続して拡大する。

■平成23年度

【現状説明】

a. 文部科学省科学研究費補助金の採択状況

平成23年度は、新規申請13件のうち5件採択で、採択率は38.4%であった。前年度の18件で総額49,144,000円に対し、23年度は21件で50,048,000円と904,000円増加した。

b. 文部科学省大学教育改革プログラム等への採択状況

「専門的看護師・薬剤師等医療人材養成事業」に1プログラムを申請し採択された。

c. 厚生労働省科学研究費補助金の採択状況

新規申請1件は採択されなかった。継続は1件で、交付額は3,100,000円であった。

d. その他の研究助成金の採択状況

日本赤十字学園の「赤十字と看護・介護に関する研究費」として新規に3件申請し3件とも採択された。その他、日本私立学校振興・共済事業団から「教育・学習方法等改善支援」の助成を毎年受けている。

【点検・評価】

平成23年度の外部資金の獲得件数と交付額は増加した（目標達成）。さらに、新たに文部科学省専門看護師薬剤師等医療人材養成事業に1件採択された。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①外部の競争的資金獲得を継続して拡大する。

G. 施設・設備

学部・研究科共通

1. 施設・設備等の整備

a. 教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

■平成21年度から持ち越した目標

- ①学生食堂の円滑な利用を検討する。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

広尾キャンパスで1年生が学び始めたため学生食堂が混雑するようになった。生協と協議しレジを増やしたり、教室の一部を飲食可としたり、対策を講じた。

広尾キャンパスでは日本赤十字社医療センターが完成し、本学が貸出をしていた駐車スペースの敷地が返却され、多目的運動場として整備した。武蔵野キャンパスは、平成23年度にC館・D館の取り壊しを行った。

【点検・評価】

学生食堂の混雑緩和の対策を検討し実施した（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①施設・設備等の点検を継続し、不具合には迅速に対応する。

b. 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

■平成21年度から持ち越した目標

- ①情報処理室および視聴覚教室がともに空いていないときにパソコンを利用できるように、オープンスペースなどに無線LANを配備する。
- ②修士課程の定員増に対応して、不都合の程度を調査し、必要な場合には院生室のパソコンを増設する。
- ③一般教室におけるマルチメディアを利用した教育に対応するため、授業用貸出しノートパソコンを新しい機種に替える。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

広尾キャンパスには96台のパソコンを配備された第1情報処理室、34台のパソコンをもつ第2情報処理室、およびパソコンベースの最新語学教育システムとして48台のパソコンを有する視聴覚教室が整備されている。武蔵野キャンパスの校舎にも42台のパソコンを有する情報処理室と50台のパソコンを有する視聴覚教室が整備されている。いずれの教室において、ワードプロセッサ、表計算、プレゼンテーション、ブラウザなどのソフトウェアが利用でき、さらに情報処理室では統計解析用ソフトも利用できる。これらの教室は、情報教育や語学教育の授業のために優先的に利用されるが、ほかの授業でも利用されている。

情報処理室および視聴覚教室は学生が空き時間に自由に利用でき、レポート作成、表計算、デ

ータベース処理、プレゼンテーション資料作成、インターネットの利用など、勉学と研究のために広く活用されている。利用時間は、平日の9時から20時30分までである。

大学院生用のパソコンは、修士課程の院生室に29台、博士課程の院生室に4台設置され、SPSSやAMOSなどの統計解析用ソフトを利用できるなど、研究用に活用されている。

パソコンが設置されていない教室での授業用に貸し出すノートパソコンを8台用意している。ノートパソコンを学内LANやマルチメディア機器に接続して利用できる。

平成23年度に第1情報処理室の情報機器の全面入れ替えを行った。また、無線LANの設備を導入した（当面は3Fラウンジのみの使用に限定した）。

【点検・評価】

第1情報処理室の情報機器の全面的入れ替え、オープンスペースでの無線LAN利用、院生室のパソコン増設、貸出用ノートパソコンの新機種への更新、を実施した（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①視聴覚教室および第2情報処理室の情報機器の入れ替えを行う。

2. キャンパス・アメニティ等

a. キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

■平成21年度から持ち越した目標

- ①学生生活委員会と学生代表との懇談会等から学生の意見を吸い上げ改善点に反映する。
- ②生協と学生生活委員会の連携を強化し、キャンパス・アメニティを向上させる工夫をする。

■平成22年度 ■平成23年度

【現状説明】

学生生活委員会と学生自治会などとの懇談会を通して、学生のニーズを把握し改善に反映させる体制をとっている。食堂・売店にかんしては本学生生活協同組合（生協）が学生の声を聞き改善につなげている。

本年度、学生自治会およびクラブ・同好会代表者との懇談会を開催したところ、学生食堂の混雑解消のために教室で昼食をとることができるようにしてほしいとの要望があった。学生生活委員会で検討した結果、205教室を試験的に昼食場所として開放することになった。また、学生の要望を生協に伝え改善策を検討してもらった結果、代金支払いの待ち時間を減らすためにレジを1台増やしてもらうことになった。

【点検・評価】

学生の声をキャンパス・アメニティ改善に反映する体制は確立している（目標達成）。

生協との連携も強化し、学生食堂の混雑緩和の対策などを検討し実施している（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①学生のニーズを継続して把握し、アメニティ改善につなげる。
- ②東日本大震災の教訓をもとに節電対策の観点からアメニティ改善を検討する。

■平成23年度

【現状説明】

本年度も引き続き学生との懇談会を実施した。昨年度、試験的に205教室を昼食場所として開放したが、他の教室にも拡大してほしいとの学生の要望を受け、一部の教室をさらに開放した。

東日本大震災の影響もあり全学的に節電対策に取り組んだ。エレベーターの運転中止、廊下等の照明の間引き、トイレのハンドドライヤーの運転中止、エアコンの温度設定の厳守、研究室の冷蔵庫使用中止等である。

【点検・評価】

昼食をとってよい教室の拡大は昼食時の学生食堂の混雑解消につながった（目標達成）。教職員と学生が協力し節電を行うことで、大学に求められていた節電目標が達成でき、経費の節約にもつながった（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①学生のニーズを反映した整備を継続する一方、節電の協力や紙資源の無駄遣い（コピーや PC 印刷など）防止に関する広報を行う。

b. 「学生のための生活の場」の整備状況

■平成21年度から持ち越した目標

- ①省エネルギーに取り組む。
- ②寮の生活改善に取り組む。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

エレベーターの稼働台数削減、トイレ等の照明の間引き、ハンドドライヤーの使用を中止等、省エネに取り組んでいる。寮生自治会との話し合いを持ち生活改善につなげている。

【点検・評価】

学内の省エネ、寮の生活改善に取り組んだ（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①省エネを継続する。

3. 利用上の配慮等

a. 施設・設備面における障がい者への配慮の状況

■平成21年度から持ち越した目標

- ①ユニバーサル・デザインの観点から各種障がいのバリアとなる要素を洗い出し、本学の施設・設備を点検し、取り除く。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

障がい者へのバリアになる要素を洗い出す検討の必要性は認識している。

【点検・評価】

まだ取り組みは開始されていない（目標は未達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①どのような取り組みが可能か検討する。

b. キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

■平成21年度から持ち越した目標

- ①公用車については費用対効果、利用状況を分析して存続の有無を検討する。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

1年生が広尾キャンパスで学ぶようになり、公用車の必要性は低下した。

【点検・評価】

必要性を検討した結果、2台あった公用車を1台に減らした（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

特になし。

c. 各施設の利用時間に対する配慮の状況

■平成21年度から持ち越した目標

①学部生の希望については学生生活委員会が、大学院生の希望については研究科長が窓口となり、経営会議での審議・決定に基づいて事務局が実行に移す。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

開講日は7時から21時まで校舎は開扉されている。土曜日については、学部生・大学院生ともに、校舎受付にある入館記録に氏名等を記載して、図書館利用のみとしている。また、大学院生は院生室使用願を提出すれば土曜日（午前10時から午後5時まで）の使用は可能である。

教職員については、夏季のお盆周辺および冬季の正月周辺の一斉休業日以外、無条件で入退館が可能であるが、職員証（ICカード）によって入退館管理を行っている。

保安要員に関しては、平日の17時～23時、土曜日の10時～17時まで警備会社に委託している。

【点検・評価】

学生の要望の窓口は機能している（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①利用時間に対する学生の要望を尊重する。

4. 組織・管理体制

a. 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

■平成21年度から持ち越した目標

①施設・設備等の維持・管理が円滑に行われるために、施設・設備等の管財業務と情報システムの企画・管理・運營業務の内容および量を調査し、事務組織全体とのバランスから適正化を検討する。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

平成21年度まで設備部会が新校舎建築等の関連から設置されたが、平成22年度以降、設備部会は設置せず、経理課管財係で管理体制を行っている。

【点検・評価】

設備部会から経理課管財係に管理体制を変更し、業務遂行の効率化を図った（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①経理課管財係の管理体制を継続する。

b. 施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

■平成21年度から持ち越した目標

- ①授業に伴う感染性廃棄物および微生物管理区域に対する感染対策を遵守する。
- ②武蔵野市で行った防災セミナーをはじめとする地域防災活動を渋谷区にも広げる。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

感染対策：学部学生が学内の実習室で採血や注射の技術演習を行う際には、使用する器具や衛生材料が血液や体液に汚染する。このような場合にはディスポーザブル製品を使用しているが、感染対策上からは特殊な廃棄処理が必要となる。感染対策上、血液や体液は、たとえそれが患者ものでなくとも、未知の細菌やウイルス等を含む感染源（バイオハザード）と見なして、医療廃棄物として処理するように廃棄物処理法に定められている。そのため、医療廃棄物を取り扱うことが認可されている廃棄業者に委託している。

また、看護実践・教育・研究フロンティアセンターの認定看護師教育課程の感染管理コースでは、学内の多目的実験室を使用した細菌学的演習を行うために、その実験廃棄物も感染性廃棄物として廃棄業者に委託するとともに、多目的実験室自体も管理区域として普段は施錠している。

さらに、平成20年度から学長諮問委員会として、危機管理委員会が設立され、定期的で開催されている。主な議題は、新型インフルエンザ対策等の規程整備である。

防災対策：日本赤十字武蔵野短期大学は武蔵野市民防災協会と共催で防災セミナーを開催し、市民の防災意識の向上と人材育成を図ってきた。統合後は看護実践・教育・研究フロンティアセンターが引き継いでいる。また、学部生の防災サークルも受け継がれている。こうした背景のもとに、武蔵野キャンパスではシミュレーション体験を通して災害をイメージし、搬送や炊き出し等の救護活動も織り込んだ防災訓練を毎年行っている。広尾キャンパスでも、避難経路の確認と応急手当の訓練等の避難訓練を毎年行っている。

また、平成20年度から学長諮問委員会として、防災委員会が設立され、毎月1回定期的に開催されている。主な議題は、学内防災に関すること、委員会予算・決算である。

平成22・23年度は、両キャンパスで防災訓練が行われ、教職員・学生が参加している。

【点検・評価】

授業に伴う感染性廃棄物および微生物管理区域に対する感染対策を遵守している（目標達成）。
地域防災活動を渋谷区にも広げることは検討中である（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①渋谷区での地域防災活動実施の検討を継続する。

H. 社会貢献・地域交流

学部・研究科共通

1. 社会への貢献

a. 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

■平成21年度から持ち越した目標

- ①フロンティアセンターをはじめとして、公開講座委員会や国際交流委員会による社会に向けた活動を社会情勢やニーズも考慮しながら継続する。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度は、学習機会を広く提供するために、①公開講座委員会が企画する一般市民向けの公開講座、②国際交流委員会が主催する海外からの講師を招いての学生および教育者向けの講演会、③フロンティアセンターの教育・研究部門が主催する看護専門職向けの公開研究会・公開セミナー、④公開講座委員会が企画する卒業生および修了生を対象としたホームカミング・デーを開催した。

【点検・評価】

看護の単科大学としての特色を生かした社会貢献ができている（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①社会のニーズにあった本学らしい企画の実施を継続する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度も前年度と同様に、①一般市民向けの公開講座、②海外からの講師を招いての学生および教育者向けの講演会、③看護専門職向けの公開研究会・公開セミナー、④ホームカミング・デーを開催した。

【点検・評価】

看護の単科大学としての特色を生かした社会貢献ができている（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①社会のニーズにあった本学らしい企画の実施を継続する。

b. 公開講座

■平成21年度から持ち越した目標

- ①幅広い年齢層に向けた関心事を取り上げた内容や演者を設定する。
②講演形式だけでなく、受講者と一体化できる多様な形式を引き続き取り入れる。
③高齢の参加者が多いという特徴を踏まえ、高齢者の方たちが安心して参加しやすい環境を整える。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度の開催実績は表H-1の通り。広報は、交通機関、病院、福祉施設等へのポスター・チラシの配布、渋谷区の広報誌への掲載、新聞への掲載、従来の受講者へのダイレクトメール、本学のホームページ等を通して行った。参加費は無料とした。参加者へのアンケート調査によると、第1回目の受講者の約7割は女性で、50～70代の年齢層が約9割を占めていた。受講者の約6割が過去に本学の公開講座に参加したことがあり、大半が本学からの案内状より情報を得て参加していた。一方、第2回目の受講者は、女性が約9割で、年齢層としては20代以下がもっとも多く、30代～70代までまんべんなく幅広い参加者があった。過去に本学公開講座に参加したことのあるのは、約6割だった。

表 I-H-1 平成22年度・平成23年度の公開講座の概要

年度	テーマ	開催日	参加者数	開催場所	プログラム
平成 22年度	この時代を生きる	7/2	688名	広尾ホール	講演「命との対話」 瀬戸内 寂聴(作家)
		7/26	275	広尾ホール	講演「看護とともに歩いてきた道」 川嶋みどり(本学教授)
平成 23年度	いのちを育む	6/30	434名	広尾ホール	講演「いのちのスープ」 辰巳 芳子(料理研究家・随筆家)
		7/29	27名	206 講義室	ワークショップ「こどもの安全」 江本リナ・川名り(本学准教授)
		9/21	22名	206 講義室	ワークショップ「災害から身を守る知恵と技」 小原 真理子

【点検・評価】

平成22年度の公開講座の参加者数は合計963名とかつてないほど多く、この時代にどう生きるかというテーマは参加者のニーズにこたえるものであったことがわかる。アンケートによれば、満足度（「非常に良い」・「やや良い」の合計）も、1回目83.6%、2回目81.2%と高かった。実際、1回目は講演後の講師と参加者の質疑応答も活発で、参加者との相互交流も図れたと思われた。2回目の看護をテーマとした講演は、高齢社会を迎えて看護や介護が時代のひとつのテーマとなりうることを示していた（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①参加者にとって満足度の高い企画を実施する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度は、表H-1の通り、「いのちを育む」をテーマとした公開講座を3回開催した。第1回は、料理研究家・随筆家の辰巳芳子氏による講演、第2回は本学准教授江本リナ・川名りを中心としたワークショップ、第3回は、本学教授の小原真理子を中心としたワークショップで、3回の合計で483名の参加者があった。広報と参加費は平成22年度と同様である。

参加者アンケート調査によると、第1回目の受講者の約8割は女性で、50～70代の年齢層が約8割を占めた。受講者の約7割は本学公開講座の参加経験者であった。第2回目の受講者は、親子での参加がほとんどだった。年齢層としては20代以下から60代までまんべんなく幅広い参加者があった。過去に本学公開講座に参加したことのあるのは約6割だった。

【点検・評価】

平成23年度の公開講座は、「いのちを育む」というテーマで、東日本震災の後、いのちに関

する危機感と関心とが高まるなか、参加者のニーズにこたえるものであったことがわかる。1回目は、講師による調理の実演も行われ、参加者の興味に沿った内容だった。また、2回目、3回目は、本学教員によるワークショップ形式で行われ、子どもの安全、災害から身を守るといった参加者の関心のテーマで、ともに作り上げた内容で好評だった。アンケートの満足度も3回とも「非常に良い」「やや良い」の合計が80%以上であった（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①引き続き参加者の関心やニーズに沿った企画をし実施する。

c. 卒業生・修了生向けの講演会・シンポジウム（ホームカミング・デー）

■平成21年度から持ち越した目標

- ①できるだけ勤務に影響なく多くの方が参加できるような開催時期を設定する。
②参加者数増大に向け、卒業生・修了生の勤務施設への案内や教職員による働きかけを含め、広報活動を充実させる。

■平成22年度

【現状説明】

平成19年度より同窓生・卒業生・修了生・在學生を対象に、看護の新たな知見に触れる機会を作ることを目的に、ホームカミング・デーを年1回開催してきた。第4回目を迎えた平成22年度は、11月6日（土）に「臨床に活かす看護研究」（河口てる子教授）の講演会を開催した。同窓会誌、ホームページ、電子メールで参加を呼びかけ、参加者は110名（卒業生・修了生51名、在學生7名、同窓生・退職者・教職員52名）であった。

【点検・評価】

講演後の質疑が活発に行われ、卒業生・修了生が卒業後も学習意欲を持って仕事にあたっていることを示していた。参加者アンケートの結果によれば、参加満足が高かった（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①参加者への周知方法を工夫する。

■平成23年度

【現状説明】

11月5日（土）に「海外でキャリアを積む」というテーマで本学卒業生2名を講師としてシンポジウムを開催した。参加者は112名（卒業生・修了生63名、在學生30名、教職員19名）であった。卒業生の名簿を再検討しながら、積極的に呼びかけを行った。

【点検・評価】

卒業生・修了生の参加人数が増え、周知方法の徹底の成果があった（目標達成）。シンポジウムでは、卒業生の国際支援活動についてわかりやすく具体的に話され、在學生を含めた参加者からの質問も多く、このテーマに関する卒業生・修了生・在學生の関心の高さが伺われた。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①参加者への周知方法を工夫し、また開催時期の検討も行う。

d. 国際交流委員会の活動

■平成21年度から持ち越した目標

- ①教員の助成金制度の活用を促進する対策を企画する。
 ②海外の大学との提携を促進し、研究交流や教育交流の機会を増やす。
 ③日本赤十字社国際部や医療センター国際救援部との連携を促進する機会を企画する。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度の国際交流委員会は教員9名、事務職1名から構成される常置委員会で、毎月1回定例会議を開催した。主な議題は、本学における教員及び学生の国際交流推進、国際的テーマに関連する講演会開催の企画運営、教員の国際活動に関する研究および研修の助成、委員会の予算・決算等である。委員会で検討された内容は教授会にて報告、審議され、決定される。

平成22年度における本学教員の国際的な活動内容は表 I-H-2と I-H-3の通り。

表 I-H-2 本学教員の海外における国際活動（平成22年度）

種別	氏名	職位	開催場所(開催機関)	期間	活動テーマ	活動内容
研修	東浦 洋 岡本菜穂子	教授 講師	アメリカ合衆国コロラド大学 アメリカ合衆国赤十字コロラドデンバー支部	H22/8/17-27	国際災害看護学演習企画・引率	アメリカ赤十字デンバー支部訪問企画など
研修	井村真澄	教授	カンボジア赤十字社 カンボジア国立母子病院	H22/9/17-24	国際保健助産活動演習企画・引率	カンボジア赤十字訪問企画など
研修	筒井真優美 江本リナ	教授 准教授	ハノイ (東北アジア研究所・日本研究センター)	H22/12/26-28	多文化横断ナラティブ・フィールドワークによる臨床支援と対話教育法の開発	フィールドワーク ①ベトナムと日本の文化交流 ②ベトナム社会科学院シンポジウム参加 ③ベトナム国立小児病院視察 ④幼稚園・小学校視察
学会	筒井真優美	教授	ハノイ (東北アジア研究所・日本研究センター)	H22/12/27	日本における子どもと家族の看護	国際シンポジウム 心理学、ケア、文化：ベトナムと日本
調査研究	佐々木幾美	教授	タイ赤十字看護大学 バングラデシュ赤新月社看護学校	H23/2/12-17	世界の赤十字・赤新月社における看護教育・看護活動の国際的ネットワーク構築に向けた基礎的研究	赤十字・赤新月看護教育施設に対する教育内容等に関する調査を実施し、世界の赤十字・赤新月社における看護教育・看護活動の実態を明らかにし、国際的ネットワーク構築を図ることを目的とする。
調査研究	東浦 洋	教授	スウェーデン赤十字大学との共同研究	H22/4/1-H23/3/31	赤十字・赤新月看護教育施設実態調査	世界の赤十字・赤新月看護教育機関に対する質問票による調査
調査研究	岡本菜穂子	講師	メキシコ赤十字社・メキシコシティ赤十字社付属看護学校	H23/3/20-26	世界の赤十字・赤新月社における看護教育・看護活動の国際的ネットワーク構築に向けた基礎的研究	赤十字・赤新月看護教育施設に対する教育内容等に関する調査を実施し、世界の赤十字・赤新月社における看護教育・看護活動の実態を明らかにし、国際的ネットワーク構築を図ることを目的とする。
その他	小原真理子	教授	バングラデシュ・タイの看護教育施設	H.22/9/20-26	国際災害看護学演習企画	国際災害看護学演習企画のための協議・視察
その他	東浦 洋	教授	バングラデシュ・タイの看護教育施設	H.22/9/20-26	国際災害看護学演習企画	国際災害看護学演習企画のための協議・視察

表 I-H-3 本学教員の国内における国際活動（平成22年度）

種別	氏名	職位	開催場所(開催機関)	期間	活動テーマ	活動内容
開発協力	小原真理子 東浦洋	教授 教授	日本赤十字看護大学(財団法人国際看護交流協会)	H22/5/25	「平成22年度アフリカ母子保健看護管理コース・看護指導者育成コース」JICA研修生に対する災害看護教育指導	アジア、アフリカのJICA研修生22名を対象に、災害看護教育方法論として、本学の災害看護教育プログラムの展開について講義を行った。災害急性期に焦点化した教育方法論について、被災想定したシミュレーション方法を取り入れ、CSCA3Tを展開した。
開発協力	岡本菜穂子 小原真理子	講師 教授	日本赤十字看護大学(財団法人国際看護交流協会)	H22/8/25	「平成22年度災害看護・リハビリテーションコース」JICA研修生に対する災害看護教育指導	アジア、中近東のJICA研修生9名を対象に、災害看護の演習方法として、本学の災害看護教育プログラムの展開、災害急性期に焦点化した教育方法論について、映像シミュレーションや看護シミュレーションなどを展開した。
開発協力	小原真理子	教授	日本赤十字看護大学(財団法人国際看護交流協会)	H23/2/14	「平成22年度アフリカ看護教育コース」JICA研修生に対する災害看護教育指導	アフリカのJICA研修生9名を対象に、災害看護教育方法論として、本学の災害看護教育プログラムの展開、災害急性期に焦点化した教育方法論について、映像シミュレーションや看護シミュレーションなどを展開した。

学会	東浦 洋	教授	福岡県宗像 日本赤十字九州国際看護大学	H22/		日本国際保健医療学会代議員会参加
その他	武井麻子	教授	日本赤十字看護大学 川越同仁会病院 あとりえふあんとむ ストライドクラブ	H22/11/18-26	日本赤十字看護大学看護学部 総合実習	スウェーデン赤十字大学からの交換学生2名の総合実習(精神保健看護学領域)の指導を行った。また、そのための実習要項(英文)などを作成した。
その他	武井麻子	教授	日本赤十字看護大学	1年間	スウェーデン赤十字大学との共同研究	赤十字における看護教育の30年後のフォローアップ調査
その他	小宮敬子	教授	川越同仁会病院、あとりえふあんとむ、ストライドクラブ	H22/11/8-17	スウェーデン留学生の実習指導及び、精神科病院での交流会の企画	スウェーデン赤十字大学から2名の留学生の実習指導をコーディネートするとともに、川越同仁会病院にて留学生及び、病院職員が参加する、精神科医療に関する講演会及びディスカッションを企画・運営した。
その他	東浦 洋	教授	兵庫県・神戸市 減災シンポジウム 国際防災人道支援フォーラム2011	H23/1/13	都市防災と赤十字	シンポジウムのパネリスト

(1) 国際交流推進のための助成金制度

(a) 助成に関わる規定

国際交流委員会では、本学教員の国際的研究・研修活動の振興を図ることを目的に、「海外研修助成」と「海外旅費交通費運用」の2種類の助成を行った。対象は、本学の教授・准教授・講師・助教・助手であり、①海外研究活動、②国際学会における研究発表・講演・司会・座長、③国際研修、④国際学会参加のいずれかにかかる交通費・宿泊費の支弁に充てるものとした。3ヶ月未満の研修に対し最高50万までの助成を行った。

助成の決定および旅費等の配分計画は「日本赤十字看護大学海外研修助成規程」を基に国際交流委員会において検討され、教授会の議を経て決定した。また、助成金を受けた者は研究・研修活動内容について帰国後に報告書を作成し教授会において発表した。

(b) 助成金制度の活用状況

平成22年度は申請5件で、学会発表が2件(1件20万円)、長期研修1件(50万円)、その他2件(1件10万円)で助成金額の総計は110万円であった。

(2) 学生の国際交流・海外研修の状況

(a) モナッシュ大学付属英語研修センター

平成20年度からオーストラリア(メルボルン)のモナッシュ大学付属英語研修センターで実施される英語研修プログラムに学部学生が参加している。昨年度は新型インフルエンザの流行により渡航中止となったが、本年度は10名の学生(1年生6名、2年生4名)が8月7日から29日までの3週間、ホームステイをしながら研修に参加した。

(b) スウェーデン赤十字大学との交流協定に基づく交換学生制度と教員間の交流

本学では平成19年にスウェーデン赤十字大学との間で交わされた「看護教育及び研究・開発に関する覚書」に基づき、毎年2名ずつ交換学生の受け入れと派遣を行っている。そのために、国際交流委員会にスウェーデン・プロジェクト・チームを設置、交換学生の受け入れ・選考・派遣などにかかわる活動を行っている。また、隔年で教員の受け入れと派遣を行っている。

今年度も、2名のスウェーデン赤十字大学の交換学生が平成22年11月5日から27日の3週間、総合実習に参加した。スウェーデン交換学生の実習にあたって、前年度スウェーデンに交換学生として留学し実習を行った本学学生2名がピアとして同伴し(Student Assistant; SA)、実習を支えるという方法をとった。

スウェーデン赤十字大学と本学との覚書に基づく教員交換として、同大学のDr Stephanie Paillard-Borg(講師)とMrs Marie Backman(講師)が来日した。この機会に、11月17日、Stephanie

Paillard-Borg講師による“Aging population issues in Sweden and my own research”（スウェーデンにおける高齢者問題と私の研究）と題する講演が行われた。

昨年度と同様に、本年度も学部3年生の学生2名が平成23年3月3日から4月1日までの3週間、スウェーデン赤十字大学へ派遣され、臨地実習を行った。2人はカロリンスカ病院のリハビリテーション科、神経外科、呼吸器科などで実習を行い、スウェーデンの看護・医療について学ぶと共に、日本との比較を通して異文化看護に関する理解を深めた。

【点検・評価】

（1）国際交流推進のための助成金制度

教員の国内外の国際活動は、開発協力・学会発表・研修・研究活動と多岐にわたっているが、研究休暇制度が整備されていないこともあり、海外での活動は数日単位であること、また夏休みを中心とした活動参加であることは、ここ数年変わらない状況である。夏休み以後の活動参加を奨励するために、教授会等で助成金の残額について情報提供を行う等、意図的に対策を講じたが、実習指導と開催日程などの関係から、平成22年度も従来と同様な利用状況であった。助成金利用状況と大学の方針から、22年度の予算額は従来の210万円から150万円に減額となったが、それでも満額の利用には達成していない。このことは、各教員による科研費の獲得や他機関の要請による研究活動および研修への参加が影響しているとも考えられる。委員会として事前に助成金利用について情報を得て、年間を通して利用できる方略を検討することが必要である（目標は未達成）。

（2）学生の国際交流・海外研修の状況

平成22年度のスウェーデン赤十字大学看護学部交換学生の応募者は3名で従来より減少している。学業とのバランス、国際活動への関心の低下、英語力の自信の無さなどの理由が聞かれたが、交換学生に関する情報提供が少ないことも理由の一つに挙げられ、対策が必要である（目標は未達成）。

スウェーデン赤十字大学看護学部との提携による交換学生やJICA看護研修生の学内滞在を目にするようになり、以前より本学の国際交流が多少盛んになったが、より国際化を推進していくために、学部の国際看護学演習と大学院国際・災害看護学実習における海外フィールド現場の獲得の一環として、バングラデシュ赤新月社やタイ赤十字看護大学を視察、協議を行ったことは、今後の国際活動に繋がる活動として評価できる（目標達成）。

国際協力活動を展開している日本赤十字社や日本赤十字社各医療機関とのネットワークを推進する具現化の一つとして、本年度は日本赤十字社国際部や医療センター国際救援部との連携を促進する話し合いを設け、またそれを機会に講演や授業参加への実現に繋がったことは評価できる（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①スウェーデン赤十字大学看護学部交換学生の応募者を増やす対策を具現化する。
- ②教員の助成金制度の活用を促進する対策として、年間利用を可能とする具体的な方略を検討し具現化する。
- ③今年度新しく開かれた国内外の大学や研究機関との連携を、次年度FDやカリキュラム内外の企画運営に繋げる。
- ④海外の大学との提携を促進し、研究交流や教育交流の機会を増やすために、文科省などの助成金を得る。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度における本学教員の国際的な活動内容は表 I-H-4と表 I-H-5の通り。

表 I-H-4 教員の海外における国際活動（平成23年度）

種別	氏名	職位	開催場所(開催機関)	期間	活動テーマ	活動内容
学会	東浦 洋	教授	マルタ (国際看護師協会学術集会)	H23/5/4-8	研究発表(赤十字・赤新月看護教育活動に関する30年ぶりのフォローアップ)	80分間シンポジウムを組み立て、パネリストの一人として参加
集会	東浦 洋	教授	マルタ(スウェーデン赤十字大学と日本赤十字看護大学の共催)	H23/5/7	赤十字・赤新月看護教育施設教員サイド・ミーティングの組織化	国際看護師協会学術集会に参加した赤十字・赤新月看護教育施設教員のサイド・ミーティングを開催し、ワークショップを議長として運営。赤十字・赤新月看護教育施設ネットワークの立ち上げ
学会	東浦 洋	教授	ボストン(国際人道研究学会)	H23/6/2-5	研究発表(人道外交と日本赤十字社)	人道外交セッションのパネリストとして発表
学会	武井麻子	教授	マルタ (国際看護師協会学術集会)	H23/5/4-8	発表(The Earthquake & Tsunami Disaster in Japan, 3.11, 2011)	"ARE NURSES" COMPETENCE UTILIZED WITHIN THE WORLD-WIDE RED CROSS / RED CRESCENT MOVEMENT? A 30-YEAR FOLLOW-UP FOCUSING ON NURSING ACTIVITIES RELATING TO ETHICS, DISASTERS AND COMMUNITY HEALTH."のシンポジストとして東日本大震災について報告
学会	武井麻子	教授	マルタ(スウェーデン赤十字大学と日本赤十字看護大学の共催)	H23/5/7	赤十字・赤新月看護教育施設ネットワークの立ち上げ	国際看護師協会学術集会に参加した赤十字・赤新月看護教育施設教員のサイド・ミーティングであるワークショップにて、赤十字・赤新月看護教育施設ネットワークの立ち上げに参加した。
学会	筒井真優美 江本リナ 川名るり 松本紗織	教授 准教授 准教授 助手	ICN CONFERENCE AND CNR 2 - 8 May 2011 Malta (マルタ共和国 ヴァレタ Mediterranean conference center)	H23/5/2-8	ワトソン理論におけるケアリングの創造環境	質的、量的データ収集を通して、各フィールドでのアクションリサーチプロセスを記述し、ケアリング環境、促した要因について Watson のケアリング理論に基づき分析を行った。その成果を発表した。
学会	グライナー 智恵子 川原由佳里 千葉京子 松尾香奈	准教授 准教授 准教授 助手	ICN CONFERENCE AND CNR 2 - 8 May 2011 Malta (マルタ共和国 ヴァレタ Mediterranean conference center)	H23/5/2-8	手を用いたケアの施設種別間比較	病院、訪問看護事業所、老人保健施設、老人福祉施設における看護師の手を用いたケアの実施状況を比較検討し、その成果を発表した。
学会	川原由佳里 千葉京子 グライナー 智恵子 松尾香奈	准教授 准教授 准教授 助手	Sigma Theta Tau International's 22nd International Nursing Research Congress (Cancun, Mexico)	H23/7/11-13	治療的介入方法としての看護師の"手"の有用性-統合医療における手当学の構築	高齢者に対するタクティールケアの効果をランダム化対照試験を通じて検証した結果を発表した。
調査	東浦 洋	教授	バングラデシュ(ダッカ)、タイ(バンコク)、インドネシア(ジャカルタ)	H24/12/9-18	私立大学戦略的研究基盤形成事業「災害看護」	私立大学戦略的研究基盤形成事業「災害看護」客員研究インタビュー及び派遣施設幹部との協議
調査	東浦 洋	教授	スイス(ジュネーブ)	H24/2/13-21	赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟アーカイブス調査	赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟アーカイブスに保存されている日本赤十字社関係文書に関する調査
調査	小原真理子 田中孝美	教授 講師	バングラデシュ赤新月社、ホーリーファミリー病院、看護教育施設、バングラデシュの赤十字国際委員会事務所	H23/12/9-13	私立大学戦略的研究基盤形成事業「災害看護」	私立大学戦略的研究基盤形成事業「災害看護」客員研究インタビュー及び派遣施設幹部との協議
学会	グライナー 智恵子	准教授	27th International Conference of Alzheimer's Disease International, London, United Kingdom	H24/3/7-10	在宅で認知症高齢者をケアする家族介護者のケアの困難さと求めている支援	在宅認知症高齢者を介護する家族へのインタビューを質的に分析し、ケアの困難さと求めている支援についての成果を発表した。
調査	小原真理子 山本由香	教授 助手	Israel Center for Medical Simulation, Emergency Branch, Center for Emergency Response Research-Ben Gurion University The Multidisciplinary	H24/3/17-21	イスラエルの病院や災害教育を調査し、災害看護グローバルリーダー養成プログラム構想への参考とすることを目的に視察した。	国レベルのシミュレーションセンターの仕組みや体系的な救急及び災害医療のシナリオ、一貫性のある研修システムと認定制度について視察を行った。また Rambang では、建設中の地下病院を視察し、現在のイスラエルが自国を持ち続けるために、現場の知を探索し、知見を蓄積しながら、緊急事態や災害に対する備えと対策、教育について知識と実践を統合させながら開発していることを確

H. 社会貢献・地域交流

			program for Emergency and Disaster Management Executive Master's Program in Public Health Rambam Health Care Campus			認した。災害医療やMCIについては、各職種を越えて、働きながら学ぶ Master や Phd が主であることの情報を得た。
研修	グライナー智恵子	准教授	スウェーデン赤十字大学	H24/3/19-28	スウェーデンにおける高齢者ケアの現状把握と日本の高齢化の現状と研究に関する講演の実施	スウェーデンのナーシングホーム、認知症施設、高齢者専門病院の見学と大学院の講義聴講を行った。また、日本の高齢化の現状と自己の研究についての講演を行った。
調査	岡本菜穂子	講師	タイ赤十字看護大学、インドネシア赤新月社、ボゴール病院	H23/12/14-18	私立大学戦略的研究基盤形成事業「災害看護」	私立大学戦略的研究基盤形成事業「災害看護」客員研究インタビュー及び派遣施設幹部との協議
調査	岡本菜穂子	講師	ボストンカレッジ、コロンビア大学	H23/8/3-11	米国における生活困窮者参加型アプローチ活動の視察および情報収集	マサチューセッツ州、NY州の生活困窮者アプローチ研究者へのインタビューおよび情報収集、活動視察
研修	谷津裕子	教授	ストックホルム(スウェーデン赤十字大学)	H24/3/19-28	スウェーデンにおける学士・修士教育に関する現状把握と質的研究に関する講演の実施	スウェーデン赤十字大学の学士・修士課程教育に関するヒアリング、スウェーデンの高齢者保健医療施設の視察、講義(Substruction for Critique of Qualitative Research Papers)
調査研究	福井小紀子 藤田淳子	准教授 講師	ワシントン DC (Visiting Nurse Association of Amerika, National Association for Home Care & Hospice) ニューヨーク州(Home Care Association of NY, (在宅ケア機関2か所、))	H23/8/13-22	アメリカおよびニューヨーク州における在宅ケアの制度や組織体制に関する調査	在宅ケア協会等では、アメリカにおける在宅ケアの制度に関する聞き取り調査。在宅ケア機関では、患者宅への同行訪問による見学、訪問看護師や管理者への聞き取り調査。
調査研究	福井小紀子	准教授	ロサンゼルス ①(California State University of Long Beach, School of Nursing) ②(Millenia Home Health Care)3731Wilshire Blvd, Suite 516, Los Angeles, CA 90010	H23/6/19-26	「アメリカと日本の在宅医療システムの差異と日本への示唆」についての調査	①Professor Carison 氏へのインタビュー調査 ②Millenia Home Health Care 視察、Director Ms. Travis 氏にインタビュー調査

表 I-H-5 教員の国内における国際活動（平成23年度）

種別	氏名	職位	開催場所 (開催機関)	期間	活動テーマ	活動内容
学会	江本リナ 筒井真優 美川名るり 松本紗織	准教授 教授 准教授 助手	国際ケアリング学会 (日本赤十字広島看護大学)	H24/3/24-25	小児看護において子ども・家族・看護師のケアリングと癒しの環境創造についての統合	小児看護において子ども・家族・看護師にどのようなケアリングと癒しの環境を創造するに至ったかについて、理論的解釈をより統合させる試みを行った。その成果を発表した。
学会	筒井真優 美川名るり 江本リナ 松本紗織	教授 准教授 准教授 助手	国際ケアリング学会 (日本赤十字広島看護大学)	H24/3/24-25	ケアリング概念におけるレイニンガー理論の特徴	ケアリング概念においてレイニンガーの組織文化の観点から2000年～2010年の文献検討を行い、その結果を報告した。
学会	筒井真優 美川名るり	教授 准教授 准教授	国際ケアリング学会 (日本赤十字広島看護大学)	H24/3/24-25	アクションリサーチプロセスにおける内部研究者のサポートニーズと外部研究者の役割	6つのアクションリサーチのプロセスを振り返り、内部研究者である「アクションリサーチ研究協力者」のサポートニーズと外部研究者の役割を記述し、今後の課題を見出した。その結果を報告した。
学会	江本リナ	准教授	国際ケアリング学会 (日本赤十字広島看護大学)	H24/3/24-25	看護実践とケアリング	看護実践とケアリングをテーマとしたシンポジウム
学会	橋本美穂 (旧姓:金丸)	助手	国際ケアリング学会 (日本赤十字広島看護大学)	H24/3/24-25	震災により液状化現象を受けた関東圏内にある子どもと家族が受診する24時間診療の一次医療施設の現状	震災により液状化現象や計画停電が与えた子どもと家族が受診する24時間診療のクリニックの現状を明らかにするためにフォーカスグループインタビューを行った。その結果を報告した。
学会	川原由佳里 千葉京子 グライナー智恵子 松尾香奈	准教授 准教授 准教授 助手	国際ケアリング学会 (日本赤十字広島看護大学)	H24/3/24-25	治療的介入方法としての看護師の“手”の有用性—統合医療における手当の構築	複雑系解析を用いて明らかになったタクティールケアのリラクゼーション効果を報告した。

その他	筒井真優 美 江本リナ	教授 准教授	国際ケアリング学会 (日本赤十字広島看護大学)	H24/3/24 -25	国際ケアリング学会企画委員	国際ケアリング学会学術集会における企画・運営
その他	川名るり 橋本美穂 (旧姓:金丸)	准教授 助手	国際ケアリング学会 (日本赤十字広島看護大学)	H24/3/24 -25	国際ケアリング学会実行委員	国際ケアリング学会学術集会における実行委員
その他	小原真理子	教授	災害看護研修 (国際看護交流協会)	H23/5/24 10/12 11/22	JICA 招聘の外国人看護研修生に対し、災害看護の1dayセミナーを3回開催した。	東日本大震災の被害状況、被災者のニーズ、救護者の活動について、DVDを通して、意見交換を行った。災害サイクル別のニーズと看護の役割、災害急性期における CSCA3T のシミュレーションを行い、連携の重要性について具体的に学んだ。
その他	小原真理子 岡本菜穂子	教授 講師	研修員の被災地支援活動 (気仙沼市面瀬中学校グランド仮設住宅)	H24/3/9- 12	3カ国の客員研究員は実習を通して継続的に支援活動が展開されている仮設住宅の現場で、情報を得、また活動内容を体験した。	①仮設住宅で生活している住民の現在の健康・生活状態のヒアリング(家庭訪問を通して) ②住民同士の交流、コミュニティの再建状況 ③仮設住宅集会所での生活体験 ④3.11一周年記念慰霊祭への参加 ⑤学びを分かち合う
その他	井村真澄	教授	本学実習室3(日本赤十字国際人道研究センター)	H24/2/24	アジアからの研修生対象 災害時の母子支援:タッチケア	①災害の子どもの不安と母子接触 ②母子の触れ合いを促すことの必要性 ③タッチケアの意義と方法 ④タッチケアの実際 DVDを用いた演習実施 ⑤学びを分かち合う
その他	岡本菜穂子	講師	フィリピン国外就労看護師および介護福祉士関係者の招へいプログラム	H24/1/25 ,30		日・比看護カリキュラムおよび制度の違い、今後の日・比間協力の在り方
その他	岡本菜穂子	講師	災害看護研修 (国際看護交流協会)	H23/5/24	JICA 招聘の外国人看護研修生に対し、災害看護の1dayセミナーを開催した。	災害時の母子保健、研修アドミニストレーション

(1) 助成に関わる規定

(a) 助成に関わる規定

平成22年度に同じ。

(b) 助成金制度の活用状況

平成23年度の申請は学会発表の4件(1件20万円)のみで助成金額の総計は80万円であった。

(2) 学生の国際交流・海外研修の状況

(a) モナッシュ大学付属英語研修センター

平成23年度は8名の学生(1年生4名、2年生4名)が8月2日から24日までの3週間、ホームステイをしながら研修に参加した。

(b) スウェーデン赤十字大学との交流協定に基づく交換学生制度と教員間の交流

平成23年度は、東日本大震災の影響からスウェーデン赤十字大学による交換学生派遣はキャンセルとなった。

スウェーデン赤十字大学と本学との覚書に基づく教員交換として、本学の谷津裕子教授とグライナー智恵子准教授がスウェーデンに派遣された。スウェーデンでは、高齢者施設・病院の見学や講義の聴講、スウェーデン赤十字大学教員と両大学院制度についてのディスカッションなどを経験した。また、谷津裕子教授は「Substruction for Critique of Qualitative Research Papers」、グライナー智恵子准教授は「Current Situation of Aging in Japan, and Study on Sustentation and Improvement of Physical Function of Elderly Disaster Victims of the Great East Japan Disaster」というテーマで、スウェーデン赤十字大学の教員と学生に対してプレゼンテーションを行った。

学部3年生の学生2名が平成23年3月1日から3月31日までの4週間、スウェーデン赤十字大学へ派遣され、臨地実習を行った。2人はカロリンスカ病院のリハビリテーション科や救急診療科、サバスベルグ老年病院などで実習を行い、スウェーデンの看護・医療について学ぶと共に、日本と

の比較を通して異文化看護に関する理解を深めた。

【点検・評価】

スウェーデン赤十字大学看護学部交換学生の応募者がH23年度は8名と増えた。増加誘因として、年度初めにオリエンテーションを実施し、前年度の派遣学生からのアピールや各担当教科の教員等から積極的に薦める働きが功をなしたといえる（目標達成）。教員の助成金制度の活用を促進する対策として、半期毎に申請期間を設け、利用可能しやすい方法を試みた（目標達成）。文科省からの研究助成金を受け、タイ・インドネシア・バングラデシュとの研究交流の機会を設け、本学の国際拠点づくり形成の基盤を構築した（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①平成23年度に構築をした海外とのネットワークを継続して国際交流を促進していく。

e. その他、国際交流委員会主催の活動

■平成21年度から持ち越した目標

- ①国際交流活動の内外への発信と海外講師等の講演会を継続実施する。

■平成22年度

【現状説明】

（1）国際交流活動の内外への発信

国際交流委員会による国際交流活動の発信については、国際交流委員会の助成金を受けて海外研究・研修を行った教員、及び本学のボランティア・サークル“NACEF”（カンボジアの孤児たちに看護学生として触れる会）や“Hainaharap”（フィリピンの助産所活動や孤児たちと交流する会）が、毎年12月に本学で開催される「海外活動報告会」を通じて行った。同報告会では、本学教職員・学生を対象に、国際交流活動の具体的内容を発表した。また、海外講師等による講演会内容を講演者の了解を得て、英文にて（邦訳をつけ）本学紀要に掲載した。さらに、本年度は日本赤十字社国際部や医療センター国際救援部との連携を促進する機会を設定し、情報交換を行った。

（2）海外講師等による講演会

海外より講師を招き、赤十字関連医療施設・教育施設、近隣の看護系大学及び一般に公開した講演会を開催した（表 I-H-6）。

表 I-H-6 講演会の開催状況（平成22年度）

開催回数	開催時期	参加者数	講師	テーマ
2回	10月	29	横島敏治	HIV/AIDS ピア・エデュケーション ～赤十字の取り組みから～
	11月	64	Stephanie Paillard-Borg	Aging population issues in Sweden and my own research

【点検・評価】

国際交流活動の内外への発信と海外講師等の講演会を継続して実施できた（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①国際交流活動の内外への発信と海外講師等の講演会を継続実施する。

■平成23年度

【現状説明】

（1）国際交流活動の内外への発信

平成22年度に同じ。

(2) 海外講師等による講演会

海外より講師を招き、赤十字関連医療施設・教育施設、近隣の看護系大学及び一般に公開した講演会を開催した（表 I-H-7）。

表 I-H-7 講演会の開催状況（平成 23 年度）

開催回数	開催時期	参加者数	講師	テーマ
2 回	1月	17 名	Wilma Ljungberg 氏	スウェーデンの保健医療事情と看護教育
	3月	114 名	Jean Watson 氏	Caring Science

【点検・評価】

国際交流活動の内外への発信と海外講師等の講演会を継続して実施できた（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①国際交流活動の内外への発信と海外講師等の講演会を継続実施する。

I. 学生生活

看護学部

1. 学生への経済的支援

a. 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

■平成 21 年度から持ち越した目標

①学生への経済的支援を効果的に稼働させ、奨学金受給状況を把握する。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 22 年度の奨学金受給者延べ数は 680 名（前年比 79 名増）、学生総数に占める割合は 116.4%（前年比 12.3%増）となり、複数の奨学金を受給する学生が増加傾向にある。奨学金受給状況では、日本学生支援機構奨学金の受給割合は、第一種・第二種合計で 28.4%（前年比 2.4%減）となり、受給数は増加しているものの受給延べ総数当たりの割合は若干減少した。赤十字関連奨学金は 57.5%（前年比 0.6%増）で、受給者が最も多く、特に日本赤十字社受給者数は、前年度に比べ 50 名の増加、受給率では 3.4%の増加となった。

平成 21 年度から新設された日本赤十字看護大学保護者会奨学金については、「経済的理由により修学困難な学生に給付される奨学金」と「海外留学・研修の学生に給付される奨学金」の 2 種類のうち、前者の定員が 5 名から 10 名へ増員された。平成 22 年度受給者総数は前者が 19 名、後者が 5 名で、それらの受給率は 3.5%であった。

経済的支援と学業奨励を兼ねた特待生（授業料免除）制度では、平成 22 年度も前年度の学業成績優秀者の上位 2 名（計 6 名）が選出された。また入学時選出の特待生は、勉学に励み優秀な成績を収めているとして継続して特待生として授業料の免除がなされている。

【点検・評価】

平成 22 年度新たに特待生制度、保護者会奨学金制度が導入され経済的支援が強化された。奨学金を複数併用して受給する学生が増加していることから、経済的支援を必要とする学生に対して制度が有効に利用されていると評価できる（目標達成）。

年度末に起きた東日本大震災の被災によって生じた経済的理由による修学困難な学生への支援について、大学独自の奨学金の検討など、具体的方策を検討する必要がある。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①被災によって生じた経済的理由による修学困難な学生への経済的支援を図るために大学独自の奨学金の設立等を検討する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 23 年度の受給延べ総数 722 名（前年比 42 名増）、学生総数に占める割合 122.2%（前年比 5.8%増）であった。奨学金のうち、日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）の受給割合は 26.5%（前年比 1.9%減）、赤十字関連奨学金は 56.4%（前年比 1.1%増）で、日本赤十字社受給者は前年比 19 名増加で全体の 41.4%（前年比 0.1%増）であった。

日本赤十字看護大学保護者会奨学金受給者総数は、「経済的理由により修学困難な学生に給付される奨学金」16名(2.2%)、「海外留学・研修の学生に給付される奨学金」11名(1.5%)であった。この他、平成23年度より大嶽康子記念奨学金が創設され、5名(0.7%)が受給した。経済的支援と学業奨励を兼ねた特待生(授業料免除)制度により、学部2年生～4年生の3学年を対象に前年度の学業成績優秀者の上位2名(計6名)が選出された。また、入学時に選出された特待生2名に対して授業料の免除がなされている。

これら奨学金制度が設置されているものの希望者が毎年増加しているため、現行の奨学金のみでは必要としている学生全員に行き渡らないのが現状である。

東日本大震災の被災による修学困難な学生に対し、「本学の東日本大震災に伴う減免制度」が設けられ、学部生4名の授業料が減免された。

【点検・評価】

奨学金受給者延べ数は年々増加傾向にあり、経済的支援を必要とする学生が増えていることが分る。これに対して今年度新たに大嶽康子記念奨学金が創設され、更なる支援の強化が行われたことは評価できる(目標達成)。しかし、できる限り多くの学生が受給できるよう選考方法の検討が必要である。震災被災により就学困難な学生への対応として本学独自の減免制度を提供できたことは評価できる(目標達成)。

【平成24年度へ持ち越す目標】

- ①奨学金の重複受給希望への対応や公正な選考を工夫する。

b. 奨学金情報提供の状況とその適正性

■平成21年度から持ち越した目標

- ①保護者会と連携をとり、平成22年度より増員される保護者会奨学金に関する情報を学生へ効果的に提供する。
- ③日本赤十字社第二(関東・甲信)ブロック以外の赤十字奨学金についても広報を充実させる。

■平成22年度

【現状説明】

奨学金に関する学生への情報提供は、学生便覧、ホームページ、奨学金説明会、学内掲示で行った。奨学金説明会では各奨学金制度の詳細な説明を行い、奨学金および病院説明会では1、2年生を対象に日本赤十字社第二(関東・甲信)ブロックの各病院から直接、奨学金について情報提供された。平成22年度は、それらに加えて、全学部生を対象に全国赤十字病院31施設(第二ブロック以外16施設)と実習病院6施設を加えた病院説明会を開催し、希望者が奨学金制度について幅広く情報提供を受けられる機会とした。このほかに、随時、学務課学生係およびクラス担任が個別相談に応じている。

【点検・評価】

従来も学生の利便性を配慮し多様な情報提供手段を用いてきたが、平成22年度は日本赤十字社第二(関東・甲信)ブロック以外の赤十字病院の奨学金制度についても説明会を開催した結果、若干ではあるが第二ブロック以外の赤十字病院の奨学金受給者が増えた。また、前年に比べ受給者数の割合が増加していることから、各種奨学金へのアクセスが容易に提供できるように情報提供されているといえる(目標達成)。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①全国赤十字病院の奨学金制度に関する広報について一層の充実を図る。

■平成23年度

【現状説明】

奨学金情報提供の手段は平成22年度と同様であった。奨学金および病院説明会への参加は49施設あり、そのうち第二ブロック赤十字病院（関東・甲信）16施設、第二ブロック以外の赤十字病院15施設、実習病院7施設、その他11施設であった。これにより、全学部生が奨学金制度について情報を受けられる機会となった。

【点検・評価】

奨学金に関する情報提供手段は平成22年度と同様であったが、説明会への参加施設も増え、学生への広報は適切に行われていると評価できる（目標達成）。

【平成24年度へ持ち越す目標】

- ①学部生のみならず大学院生を対象にした奨学金の紹介や広報が必要である。
- ②日本赤十字社第二ブロック以外の施設の奨学金情報の提供を継続する。

2. 学生研究活動への支援

■平成 21 年度から持ち越した目標

①卒業研究を学術集会で発表できるように動機付けし、学内発表の機会を設け、教員の指導を継続する。

■平成 22 年度

【現状説明】

学生の研究活動としては、研究計画書作成に取り組む「研究Ⅰ」（必修科目）、データ収集から卒業論文作成まで行う「研究Ⅱ」（選択科目）の科目が4年次にある。個々の学生の研究疑問に応じた専任教員が少人数体制で指導にあたるよう、指導教員あるいは指導領域を教務委員会が検討の上、決定する体制が整備されている。

論文作成後は、学内で担当領域、担当教員別に自主的な研究発表会が行われ、研究成果を報告し合い、相互評価できる機会がつけられている。発表会の運営は学生が主体となっており、発表資料の作成、質疑応答などにおける研究者としての基本的なマナーも学ぶ機会となっている。加えて、発表した学生にとっては、この経験が学外での学会発表へ動機付けとなっている。また、3年次学生には学内研究発表会の開催を掲示等で案内しており、多くの学生が自主的に参加している。3年次学生にとって発表会へ参加することで、上級生の研究活動を身近に触れることができ、自己の研究疑問を発展させる機会となっている。さらに研究への関心や意欲の高い学部生へは、大学院修士の研究計画書発表会や研究発表会に自主的に参加できるような環境を整備しており、研究活動に取り組む大学院生を身近に接し、研究で得られた知見を学びへとつなげられる機会を提供している。

研究Ⅱの論文は図書館で保存し学生の閲覧を認めている。抄録は卒業研究論文抄録集として発行している。なお卒業後も、種々の学会で卒業研究を発表することを奨励し、学会への入会や一般演題発表の応募、発表のためのスライドづくりや原稿作成などについて指導している。

【点検・評価】

専任教員が「研究Ⅰ」「研究Ⅱ」において、研究計画書作成から論文作成までの指導を一貫して

行い、論文作成後も、学内において口頭発表の機会をつくっている。こうした継続的に研究活動への参加を促し支援する体制は、卒後の研究活動の素地を築く重要なものであると評価できる。また、学内研究発表会への学年を超えた学生や大学院生の自主的な参加によって、効果的な学術的交流が活発に行われている。こうした自発的な参加がみられ、交流が活発に行われていることから効果的な学習の場となっていることが伺える。研究支援への配慮が適切に行われているものと評価できる(目標達成)。

図書館で公開されている研究Ⅱの論文は、これから研究Ⅰ・Ⅱを履修する学生にとって参考になっている。また、すぐれた研究を行った学生に対して、卒業後も、指導教員は専門学会への発表を促したり、その準備や助言を行ったりしていることは、研究成果を学内外へ広く公表するための支援となっている(目標達成)。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①卒業研究を学術集会で発表できるように動機付けし、学内発表の機会を設け、教員の指導を継続する。
- ②就職活動や国家試験準備などの時間的制約の中で学生が主体的に研究活動できるように支援する。

■平成 23 年度

【現状説明】

研究Ⅱに取り組んだ学生に対して指導教員が研究会や学会での発表を促し、実際に何人かの学生が卒業後、発表を行っている。しかし、どの領域のどの学生がどこの学会等で発表したかの把握はできていない。

東日本大震災の被災地に本学教員が調査研究等のため出かけているが、授業等を通してその話を聞いた学生の中から、ボランティア活動への参加や研究Ⅱのための調査を希望する学生も出ている。指導教員を通して現地スタッフ等を紹介してもらったり、研究倫理審査を受けて調査を実施したりする学生もいる。

学会発表を終えた後、学会誌等に研究論文を投稿している卒業生もいると思われるが、その実態は把握できていない。

【点検・評価】

研究Ⅱの指導教員の中には積極的に学生の研究活動を支援している教員もいる。学生も地域看護学の実習や国家試験の勉強と平行して研究に取り組んでいる。また、本年度は、東日本大震災の発生によりボランティアや調査研究の活動に学生が参加した点が特徴である(目標達成)。

指導教員が学会発表の支援を行っていることは事実であるが、論文投稿の実態の把握ができていない。今後の課題である。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①卒業後、学会等で研究Ⅱをベースに研究発表をしたケースを把握し、その情報をホームページで広報する。
- ②全学的な研究Ⅱ発表会の実施を検討する。

3. 生活相談等

a. 学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮と適切性

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①平成 22 年度より 1 年生の使用するキャンパスが広尾キャンパスとなることに伴い、武蔵野キャンパス保健室の閉鎖と広尾キャンパスでの 1 年生への対応を円滑にする。
- ②保健室の常時 2 名配置を継続し、連携して業務に対応できるようにする。
- ③健康診断の結果報告内容をチェックし、正確な情報に基づいた保健指導を行う。
- ④学生が各種の感染症に罹患する、あるいは実習施設の患者や入所者に感染を仲介するのを予防するために、対策システムを円滑に運用する。
- ⑤健康教育を実施する。

■平成 22 年度

【現状説明】

本学が看護大学である特性上、医療施設などにおける実習に対応するため、一般的な身の健康保持・増進のみならず、感染症予防にも努力を傾注している。

保健センターに保健室と学生相談室が設置され、学生の健康管理は主に保健室が担っている。保健室は週 5 日開室し、保健師が定期健康診断と事後指導、予防接種の実施、健康相談等を行っている。保健室は本年度より武蔵野キャンパスを閉鎖し広尾キャンパスのみとなり全学生に対応している。平成 22 年度の保健室の人員配置は、1 年を通して専任保健師 1 名と非常勤保健師 1 名の予定であったが、非常勤保健師を雇用して 2 名体制にできたのが 6 月であった。しかも 11 月より経費削減を理由に繁忙期(3 月から 6 月)のみ非常勤保健師を配置するように変更され、1 名の専任保健師で対処せざるを得なくなった。

看護学実習のためもあり、教員が学生の健康状態を把握するように努め、感染症対策の指導も行っている。

(1) 定期健康診断

学校保健安全法による定期健康診断は、平成 22 年度から(財)ちば県民保健予防財団に委託し、大学構内で 1 日かけて実施している。平成 22 年 4 月 20 日に実施した健康診断は、対象学生 583 名のうち、受診者 582 名であった。有所見者数は延べ人数で 231 名であった。有所見の種類別にみると、要指導 118 名、要観察 78 名、要再検査 14 名、受診中 11 名、要医療または要精密検査 8 名であった。健康診断の事後指導に関しては、従来同様に校医が全学生の結果を確認した上で、再検査や保健指導が必要な学生に対して保健師が個別指導を行い、継続的な支援体制をとっている。また、問診票からもスクリーニングを行い、必要な学生に対して保健師が指導を行っている。

(2) 保健室の利用状況

平成 22 年度の保健室の利用者数は 1191 名、延べ 1350 件であった。前年度と比較すると、延べ件数については 2 割程度減少しているが、利用者実数は 1.6 倍と増加している。保健室来室目的で最も多いのは、紹介状や情報提供が含まれる「各種記録・診断書作成・説明・事務処理」であり、全体の 22%を占めていた。次いで「相談」、「健康診断後フォロー」の順になっており、これらが全体の約 50%であった。昨年度と比較して、健康診断・管理に関連する指導や書類作成などが多くなっている。保健室での主な対応でも、「相談」「処置」「計測」「その他」が多くなっている。

(3) 感染予防対策

(a) 感染予防対策ガイダンス

感染予防対策では、実習委員会との連携のもと、臨地実習における感染対策への対応も含んだマニュアル「看護学実習における感染予防対策」を改訂し、学生の自己管理や教員の指導に役立てている。学部では、看護学実習のレベルごとの実習オリエンテーションで、「看護学実習における感染予防対策」による感染予防ガイダンスを行っている。内容は、実習における感染の可能性と責任、感染対策の基本的な考え方と方法、予防接種などである。さらに、学生一人一人が過去の感染症罹患状況や、予防接種の有無を自己管理用紙に記載し、実習時などで活用するよう指導している。さらに、感染症対策の一環として、学生の事故や感染症情報について個人情報保護の上で一元化し迅速に情報が反映されるようなシステムを用いて、学生の通学及び臨床実習での安全確保のために活用している。

(b) 結核・ツベルクリン反応検査

各学年、定期健康診断で胸部レントゲン検査と内科診察を全員に実施している。また、新入生（学部1年生と編入3年生）を対象にツベルクリン検査を実施し、陰性者には日常生活における結核感染予防の保健指導を実施している。

(c) 抗原・抗体検査

学部生1・2年次、編入生・院生は入学時、全員にHBs抗原・抗体検査を実施した。抗体陰性者にはHB型肝炎ワクチン接種を推奨し、希望者に大学構内でB型肝炎ワクチンを実施している。

(d) インフルエンザ感染予防対策

冬季前（10月）にインフルエンザの予防接種を推奨し、希望者には学内でインフルエンザワクチンを接種した。また、学生の掲示板にインフルエンザ予防対策などを掲示するとともに、学部1年生には個人衛生リーフレット（手洗い、咳エチケットについて）配布し説明した。

学部生については、B型肝炎ワクチン（1回目）、インフルエンザ予防接種の費用の一部を保護者会からの助成金を利用した。それにより学生負担を軽減するとともに、保護者にとっても学生の感染予防に関して理解を深める機会としている。

(e) 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎感染予防対策

入学後、1年生・編入3年生・院生に抗体検査を実施し、抗体価が基準値に満たない場合は、1年次の病院実習までに各抗体を獲得するための予防接種を受けるよう指導した。予防接種の接種率を上げるために、今年度から日赤医療センターの協力を得て、希望者は同センターにおいて接種を受けられるようにした。実習病院から要請のあった場合は、書類（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体検査結果およびワクチン接種証明書）を作成し提出した。平成22年度において、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎に罹患した学生はいなかった。

(4) 健康教育

大学近郊での本学学生の喫煙を禁止するためと健康教育の一環として、学部1・2年、編入3年生を対象に、日本禁煙学会認定専門看護師・日本禁煙学会禁煙教育委員による「健康とタバコ」の特別講義を行った。講義のアンケートから、喫煙の長期的な影響についての理解が深まったことがわかった。

【点検・評価】

平成22年度より武蔵野キャンパスからの1年生移転に伴い広尾キャンパス内の学生が増加したが、広尾キャンパスの保健室で従来どおりの充実した健康支援を達成できた（目標達成）。しかし、保健室における非常勤保健師が6月まで雇用できずにアルバイトでしのぐこととなり、専任保健師の負担が過多であった。さらに11月からは非常勤保健師が配置さ

れなくなったので、常時 2 名配置をとれなくなった。そのため、業務の見直しを行い、ますますの合理化を図る必要が生じた（目標の見直し）。

定期健康診断においては、新入学生および有所見者に対し、保健師が個別面談を行うことにより的確な保健指導が実施できた。健康診断の委託業者の変更はあったが、特に問題はなかった（目標達成）。

感染予防対策ガイダンスの実施、各種ワクチン接種の推奨と医療機関の紹介、学生の事故や感染症情報に関する連携システムについては、学生の通学および臨床実習での安全確保のために円滑に運用できた。実習要件となる感染症のワクチンを日赤医療センターで接種できるようにしたこと、およびインフルエンザ予防接種と B 型肝炎ワクチン接種の学内での実施と費用助成により、接種率が高いことは評価できる（目標達成）。

「健康とタバコ」の特別講義、個人衛生リーフレットの配布・説明などの健康教育を実施した結果、学生の理解が深まっており効果的であったと評価できる（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①非常勤保健師 1 名の配置期間が短縮されるので、保健室業務を整理・合理化の方向で見直すとともに、学生指導で教員に一層の協力を得るようにする。
- ②健康診断の結果報告内容をチェックし、正確な情報に基づいた個別の保健指導を行う。
- ③学生が各種の感染症に罹患する、あるいは実習施設の患者や入所者に感染を仲介するのを予防するために、対策システムを円滑に運用する。
- ④健康教育を継続する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 23 年度、保健室は週 5 日開室し、人員配置は専任保健師 1 名および繁忙期(3 月から 6 月)のみ配置される非常勤保健師 1 名であった。

（1）定期健康診断

定期健康診断は、平成 23 年度も（財）ちば県民保健予防財団に委託した。平成 23 年 4 月 20 日に実施した健康診断は、対象学生 593 名全員が受診した。有所見者数は延べ人数で 256 名であった。有所見の種類別にみると、要指導 119 名、要観察 91 名、要再検査 22 名、受診中 13 名、要医療または要精密検査 9 名であった。健康診断の事後指導は平成 22 年度と同様であるが、学部一年生全員を対象に保健師が個別面談をして健康状態の把握に努めた。しかし、保健師の人員が削減されたため 1 人勤務の期間において学生の個別面談中は他学生への対応ができなくなった。

（2）保健室の利用状況

平成 23 年度、保健室の利用者数は 471 名、延べ 1358 件であった。前年度と比較すると、延べ件数については変化がなく、利用者実数は約 1.2 倍という状況であった。保健室来室目的で最も多いものは、紹介状や情報提供が含まれる「各種記録・診断書作成・説明・事務処理」であり、全体の 38%を占め、次いで「相談」23%であった。昨年度と比較して、健康診断・管理に関連する指導や書類作成などが多くなっている。保健室での主な対応でも、「相談」「生活・保健指導」「処置」「計測」が多くなっている。

（3）感染予防対策

（a）感染予防対策ガイダンス

平成 22 年度と同様に、看護学実習のレベルごとの実習オリエンテーションで、『看護学実習における感染予防対策』マニュアルによる感染予防ガイダンスを行った。

(4) 健康教育

平成 22 年度と同様に、「健康とタバコ」の特別講義を 12 月に実施した。講義のアンケートから、学生の関心は高く喫煙の長期的な影響についての理解が深まったことがわかった。

【点検・評価】

平成 23 年度より、非常勤保健師 1 名の配置期間が短縮されたため、保健室業務を整理・合理化の方向で見直したが、定期健康診断、事後指導、ワクチン接種を含む感染症予防対策などの点において、保健師と教員がより効果的に連携が図れるように検討する必要がある。しかしながら、専任保健師の負担が大きいため保健室業務の見直しだけでは不十分であり、少ない人員で運営するには専任・非常勤ともに優れた保健師を確保する必要がある。そのため保健センター組織の見直しにより専任保健師は平成 24 年度から保健室担当専任教員のポストに変更し、即戦力となる非常勤保健師を得るために雇用条件を改善した結果、24 年度から優れた保健師を確保できる目処がたったことは評価できる（目標達成）。

定期健康診断については、新入学生および有所見者に対し、保健師が個別面談を行うことにより的確な保健指導が実施できたことは評価できる（目標達成）。また平成 24 年度からの結核対策として、信頼性が高い QFT 検査の導入および胸部レントゲン検査に被ばく量のより少ないデジタル撮影の導入を決定したことは評価できる。

実習要件となる感染症のワクチンを日赤医療センターで接種できる体制、およびインフルエンザ予防接種と B 型肝炎ワクチン接種の学内での実施と保護者会からの費用助成により、接種率が高いことは評価できる。通常の学生の通学及び臨床実習での感染症予防は十分なされたが、海外渡航時の感染対策については更に検討する必要がある（目標一部達成）。

「健康とタバコ」の特別講義についてはアンケート結果をみると好評であった（目標達成）。しかし、新入生を対象にしている特別講義なので、学生への動機づけと予防効果をより高めるためには夏季休暇前の早期実施が望ましい。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①さらに保健室業務を整理・合理化の方向で見直すとともに、保健師と教員がより効果的に連携が図れるようにする。
- ②結核対策として平成 24 年度より QFT 検査を新たに導入するので、判定結果が陽性となった学生に対する指導を校医と連携して適切に指導する。
- ③健康診断の結果報告に基づき保健師による個別の保健指導を行う。
- ④学生が各種の感染症に罹患する、あるいは実習施設の患者や入所者に感染を仲介するのを予防するために、対策システムを円滑に運用する。
- ⑤海外渡航時の感染症対策、とくに感染症に罹患した際の対策について検討する。
- ⑥健康教育「健康とタバコ」の効果を高めるため実施時期を早期に検討する。

b. ハラスメント防止のための措置の適切性

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①引き続き初期対応を適切に行い、ハラスメントを防止する。

■平成 22 年度

【現状説明】

ハラスメントを含む人権侵害、および倫理問題に包括的に対処するために、「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程」を設置している。「人権・倫理委員会」は教授会や各種委員会から独立した組織であり、この委員会のもとに「人権・倫理相談員」、「人権・倫理問題調停委員会」、「人権・倫理問題調査委員会」を置いている。学生には「ハラスメント防止・相談の手引き」を配布し、各種ハラスメントについて説明するとともに、学内、学外の「人権・倫理相談員」の氏名、連絡先などを知らせている。

【点検・評価】

平成 22 年度は調停委員会等を開催するような問題は起きていない（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①引き続き初期対応を適切に行い、ハラスメントを防止する。

■平成 23 年度

【現状説明】

体制については平成 22 年度に同じ。平成 23 年度は特にハラスメントに関わる事案はなかったが、常時ハラスメント委員が個別に対応した。

【点検・評価】

平成 23 年度は調停委員会等を開催するような問題は起きていない（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①引き続き初期対応を適切に行い、ハラスメントを防止する。

c. 生活相談担当部署の活動の有効性

■平成 21 年度から持ち越した目標

①学生の生活面を含めて保護者との連携を図るために、保護者会を発展させるとともに、保護者懇談会の出席率を高める。

■平成 22 年度

【現状説明】

学年担当教員(各学年に学年担当主任 1 名とクラス担当教員 6 名を配置)が、おもな生活相談担当部署となっている。学年担当教員 6 名は、1 学年を 6 等分して、それぞれが 1 つのグループを担当し、年 1~2 回の個別相談を行い、履修指導にとどまらず、学修とアルバイトのバランスなどの生活相談にも応じている。特に、4 年次は看護師・保健師・助産師の国家試験をひかえると同時に、就職や進路に疑問を持つ時期にあたる。日本赤十字社奨学金を受けている学生であっても、1 年次や 2 年次での進路選択に疑問を感じたり、進路変更を考えたりするようになる。こうした学生をまず受け入れるのが学年担当教員である。

学年担当以外の教員、学務課学生係職員、保健室保健師、学生相談室カウンセラーが生活相談に対応することもある。とくに学生生活における様々な心理的支援のニーズに対しては、学生相談室のカウンセラー 2 名(非常勤)が心理相談にあたっている。カウンセラーは学生の了解のもとに学年担当教員と連携している。

教員と保護者とが連携して学生を生活面で支援を強化するために設立された保護者会による奨学金・予防接種助成金の支給などの生活支援がなされている。しかし、昨年度開催した大学と保護者とのコミュニケーションを図るとともに、保護者からの個別相談に応じ

る懇談会は、今年度開催しなかった。

【点検・評価】

生活相談や進路相談のうえで学年担当制度はよく機能している。学生相談室・カウンセラー制度により、早期に学生の心身の問題に対応できている。保護者会は発足して2年目になり、役員と大学との連携を密にしながら学生生活の支援活動が運営されている。ただし、保護者との懇談会を開催できなかったことは、大学と役員以外の保護者間の連携を強め、学生の生活上の問題解決に資する機会を逸したことになった。(目標は未達成)

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①学生の生活面を含めて保護者との連携を図るために、保護者会を発展させるとともに、保護者懇談会を開催する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

保護者からの個別相談に応じる懇談会は今年度も開催しなかった。(目標は未達成)

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①学生の生活面を含めて保護者との連携を図るために、保護者会を発展させるとともに、保護者懇談会を開催する。

d. 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①次年度に1年生も広尾キャンパスで学園生活を送り、学生数が増加することに対処するため、学生相談室の開室日数を増やす。
- ②教員と学生相談室のカウンセラーとの連携を強化するために、学生相談室連絡会を設ける。

■平成 22 年度

【現状説明】

学生相談室の開室日が週4日になり利用しやすくなった。学生が相談室を利用しやすくなるために、学生向けにニューズレターを2ヵ月に1度の割合で発行した。週1回木曜日は2名のカウンセラーが時間差で出勤し、相互の連絡調整や事例への対応の検討を行っている。

教員とカウンセラーとの連携を強化するために、今年度カウンセラー2名のほかに学務部長を含む教員3名からなる学生相談室連絡会を月1回開催し、学生相談室の運営について検討の場をもった。年に2度、カウンセラーとの懇談会を実施している。学年担任(主任)と学生係、そしてその他、学内の希望する教員が参加し、学生の生活相談全般について意見交換の場としている。また、教職員に学生相談室の活動を伝えるため、教職員向けの『学生相談室ガイドブック Ver. 4』を発行した。

【点検・評価】

週4回の相談室開室およびニューズレターの発行などにより学生が相談室を利用しやすい環境が整えられた(目標達成)。学生相談室連絡会の定期的開催、教職員とカウンセラーとの懇談会の開催、教職員向けガイドブックの発行などが積極的になされ、連携は強化さ

れつつある(目標達成)。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①学生相談室の開室日数を維持し、さらに学生が相談室を利用しやすい環境を整える。
- ②引き続き教職員とカウンセラーとの連携強化につとめる。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度の活動に加えて、学生相談室のニュースレターを学生に直接手渡しで配布するようにした結果、来室者が増えた。また、東日本大震災へのボランティア学生のメンタルヘルスへの対応のため、学生生活委員会と学生相談室が連携してボランティア活動に従事した学生の話聞く会を 4 回設けた。

【点検・評価】

週 4 回の相談室開室が維持され、さらにニュースレターをその都度学生に直接配布するなどの活動により、学生相談室への来室者が増加したことは評価できる(目標達成)。ボランティア学生の話聞く会を学生生活委員会と学生相談室の協力によって開催できたことは評価できる(目標達成)。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①財政難から開室日数を削減することを余儀なくされているが、学生相談が効果的に見えるよう検討する。

e. 不登校の学生への対応状況

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①学生を支援する関係者の連携を強化し、不登校学生の把握と対応を行う。
- ②学生を支援する教員のサポート体制を強化する。

■平成 22 年度

【現状説明】

学生の不登校は主に授業への出欠席の状況によって表面化することが多く、例年同様に各授業担当の教員が学生の学年担当と連携を取り、学生への対応を進めている。必要に応じて学年担当は学年主任や学部長、学務部長、カウンセラー、教務課(事務)とも連携を取り、学生本人、および、家族を含めての就学に関する個別対応を行っている。学年担当を取り巻く学年主任、学部長、学務部長、カウンセラー等の連携体制は、学生を支援する教員にとっての支援としても重要な役割を担っている。不登校の理由や期間によっては、進路変更に関する相談を受けることや履修に関する長期的なフォローアップを行っている。

【点検・評価】

定期試験の受験資格(授業の3分の2以上出席)を失う前の段階から、学生の出欠席の状況を把握しているため、早い段階で対応ができています。また、深刻な学生に対しては学年担当教員を中心に関係者職種と連携を取って対応できていると評価できる(目標達成)。不登校の状況や学生数によっては担当教員の負担も大きいですが、関係者間の連携を強化することで、担当教員をサポートする体制としても機能していると評価できる。(目標達成)

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①引き続き、不登校学生の把握と対応を行う。

②学生支援の充実のために、支援する教員のサポート体制を強化する。

■平成 23 年度

【現状説明】

全学年を通じて、休学や退学する学生に対して、担任の役割がますます重要になってきている。各担任は、年度初めに学生一人一人に個別面接を実施して、その学生の特徴や現況などを知り、個別的問題の早期発見に努めている。とりわけ、1年生では学生が大学に慣れるのに時間を要することから、担任の関わり方のウェイトは大きい。その一方で、はじめて担任する教員もおり、その教員の相談窓口として学生相談室を活用してもらうことが期待される。そのような意図もあり、9月と3月にカウンセラーとの懇談会を開催した。

【点検・評価】

年度はじめの個別面接は、学生個々人の悩みや不安を見いだしていくのに機能している。学年主任は各担任の面接結果を受けて、学年内ならびに学年間のリエゾンの働きをしている。また、学生相談室との年2回の懇談会は、担任ならびに主任にとっても、互助会的な機能をもっている（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①不登校学生の把握と対応を行う。
- ②学生支援の充実のために、支援する教員のサポート体制を強化する。

f. 学生生活実態調査およびアンケートの実施と活用の状況

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①学生生活実態調査や年度末のアンケート調査を継続して生活指導に役立てる。

■平成 22 年度

【現状説明】

学生生活実態調査は4年ごとに実施している。実施予定は平成22年度分であるため平23年に実施する予定である。新入生オリエンテーション合宿や各学年の年度末に適宜学生生活に関するアンケート調査を行い、必要に応じて学年担当教員によるケアに反映させている。

【点検・評価】

新入生オリエンテーション合宿や行事別のアンケートなどは、学習環境の改善に役立っており、必要に応じて行うことで問題ないといえる。本年度実施予定の学生生活実態調査は実施できなかった（目標は未達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①学生生活実態調査や年度末のアンケート調査を継続して生活指導に役立てる。

■平成 23 年度

【現状説明】

学生生活委員会においてワーキンググループを立ち上げ、学生生活実態調査を実施して報告書を作成した。前回は平成18年であるので、5年ぶりの調査になった。

【点検・評価】

今回の調査では、①統合後、全学年が130人体制になったこと、②1年生が武蔵野キャンパスから広尾キャンパスに移動してきたこと、③大学院も調査対象にしたことなどが特徴である。特に大学院生を対象にした調査は初めての試みであり評価できる（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ① 学生生活実態調査や年度末のアンケート調査を継続して生活指導に役立てる。

4. 就職状況

a. 学生の進路選択に関わる指導の適切性

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ① 「キャリア支援ハンドブック」は 4 月のオリエンテーション時に全学部生へ配布し、キャリアプランをイメージできるように支援する。

■平成 22 年度

【現状説明】

1 年生の入学時から 4 年間を通して、学生が自身のキャリアプランのイメージができるように、平成 21 年度に学生生活委員会と就職支援委員会が協働で作成した「キャリア支援ハンドブック」を本年度 4 月に全学部学生へ配布した。

4 月のガイダンスでは各学年の担当教員が就職・進路についての説明や助言を行っている。また、学生の進路に関係した領域で看護学実習を担当した教員も適宜相談に応じている。

【点検・評価】

「キャリア支援ハンドブック」は、多様な進路先の提示や就職活動時のマナーについて詳細に情報伝達できたと考える。また就職1年目の過ごし方として複数の卒業生からのメッセージを載せたことで就職後の不安を軽減できた。進路指導については相談窓口が広く、多様な情報提供手段が用いられていると評価できる（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ① キャリア支援ハンドブックがさらに有効活用されるよう内容の修正を行う。
② 就職活動時の面接やマナー向上のために、マナー講習会を検討する。

■平成23年度

【現状説明】

1 年生を対象に就職活動時の面接やマナー向上のための「マナー講習会」を開催した。その他は平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

「マナー講習会」を開催したところ 1 年生に好評であった（目標達成）。「キャリア支援ハンドブック」の修正はできなかった（目標は未達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ① 「マナー講習会」の内容をさらに学生のニーズに合ったものにするよう検討する。
② 「キャリア支援ハンドブック」についてはさらに検討する。

b. 就職担当部署の活動の有効性

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ① 就職担当の役割を継続して果たす。

■平成 22 年度

【現状説明】

学務課学生係は、病院等から送付された求人票や企業が開催する就職説明会の日程等の

情報を随時掲示し、学生への周知に努めている。また、就職情報室を設置し、就職・進学関連雑誌やパンフレットを学生が自由に閲覧できるように整備するとともに、平成 21 年度から大学改革推進等補助金を受け、学生が自由に就職情報を検索できるパソコンとコンテンツを整え、学生の就職活動を支援している。

学生生活委員会、就職支援委員会および学務課学生係は、看護師募集のための訪問者（副院長、看護部長、人事・教育担当師長等）と面会し、採用条件、就職後の卒業生の様子などの情報収集を行い、学生の希望や適正に合わせた進路選択の指導に活かしている。

【点検・評価】

就職後の卒業生の様子を伝えることや卒業生が直接訪問したときに対面できる場を確保することは、在校生や参加した学生にとって就職に役立つ情報であるとの評価が得られており、これらの活動は評価できる（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①就職担当の役割を継続して果たす。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

就職担当の役割は継続して実施できている（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①就職担当の役割を継続して果たす。

c. 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①2～4 年生の日程を調整し、3 年生（編入生を含む）と 2 年生合同の就職ガイダンスを実施する。
- ②第 2 ブロック以外の赤十字病院や赤十字以外の病院の就職説明会の実施に向けて検討する。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 22 年度も前年度と同様に 3 月に 3 年生（編入生を含む）と 2 年生合同の就職・進学ガイダンスを開催した。就職した先輩の話も聞きたいとの学生の要望から、本年度は、4 年生の他に卒業生からの説明を設けた。学生の進路選択の参考になるように、①赤十字関連施設・赤十字以外の病院への就職が内定した 4 年生、大学院（国際保健助産学専攻実践コース）へ進学予定の 4 年生による体験談、②様々な施設（赤十字関連施設・赤十字以外の病院・保健所）に就職した卒業 1 年目の卒業生による体験談、③全体での質疑応答、④個別相談で構成した。

全体ガイダンスの他にも専門領域で個別のガイダンスを実施している。保健師での就職は、病院の就職とは時期や内容が異なるため、3 年次に関連科目の中で行政・学校・産業・在宅分野の就職ガイダンスを実施した。

また、赤十字関連病院と赤十字以外の病院との合同病院説明会を 4 月に開催した。平成

21 年度までは、日本赤十字社東部（第 2）ブロック所属の赤十字病院のみであったが、学生から他施設の説明も聞きたいとの要望があったため、全国の赤十字関連病院及び実習病院へも声をかけて合同で実施した。赤十字関連病院 30 施設、赤十字以外の病院 5 施設が参加した。病院毎にブースを設け、看護部の人事担当者や当該病院に就職した卒業生から個別説明の得られる機会を設けた。

【点検・評価】

計画通り就職・進学ガイダンスを実施し、就職1年目の卒業生の説明も設けたことで、学生は具体的な看護師・保健師の活動や就職に至る流れを知ることができ、今後の自身の就職活動について具体的にイメージすることができ効果的であったと考える（目標達成）。また、合同病院説明会は、学生にとって幅広く情報収集できる有効な機会となったといえる（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①病院説明会に赤十字や実習関連以外の病院を含めることを検討する。

■平成 23 年度

【現状説明】

病院合同説明会に赤十字病院・実習関連病院以外の病院の参加を得た。その他は平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

計画通り就職・進学ガイダンスおよび病院合同説明会を実施できた（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①病院の合同説明会の充実に向けて、病院の数や参加施設の検討を行う。

d. 就職統計データの整備と活用の状況

■平成 21 年度から持ち越した目標

①就職統計データを整備し、実際に活用できるようにする。

■平成 22 年度

【現状説明】

卒業時に学生が記入している就職データの入力・整備が間に合っていなかったが、平成 21 年度から大学改革推進等補助金を受け、システムの導入と就職関連事務補佐職員の採用により整備を進め、22 年度にはほぼ全てのデータ入力が完了し適宜更新を行っている。

【点検・評価】

整備されたデータを就職情報室で専用のパソコンで検索できるようになった（目標達成）。しかし、学生の活用状況の把握ができていない。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①就職データの活用状況の把握の仕方について検討する。

■平成 23 年度

【現状説明】

整備されたデータを就職情報室で専用のパソコンで検索できるようになり、学生の利用も増えている。しかし、いまだ活用状況の把握ができていない。

【点検・評価】

学生の活用状況がいまだ把握できていない（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①就職データの活用状況の把握の仕方について検討する。

5. 課外活動**a. 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性****■平成 21 年度から持ち越した目標**

- ①学生自治会総会は昼休みを活用して実施したが、平成 22 年度から全学年が広尾キャンパスで学生生活を送ることから、改めて実施時間を検討する。
- ②問題なく安全にサークル活動が行われていることから、これらの指導・支援については平成 22 年度も継続して実施する。特に、海外活動を実施するサークルについては、新型インフルエンザをはじめとする感染予防に努めるよう注意を喚起していく。
- ③大学祭に飲食等出店する場合の衛生面での指導を徹底する。
- ④保護者会からの経済的支援の意味をさらに理解してもらい、効果的な資金活用を促していく。

■平成 22 年度**【現状説明】****(1) 学生自治会**

学生自治会は、それぞれのクラブ、委員会、学年代表、執行部代表から構成される代議員会を最高決定機関とし、学生からの自治会費の納入（学部 1 年生・編入 3 年生：6,000 円/人、学部 2～4 年生・編入 4 年生：4,000 円）と保護者会からの援助により運営している。執行部は選挙等によって選出され、学部 3 年生を会長として合計 20 名で構成される。執行部の下部組織として、サークル、クラブ、臨時委員会、常設委員会（キャロリング委員会、クロア・ルージュ祭実行委員会）がある。役員任期は 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 1 年間である。総会は時間割との兼ね合いから全学年が出席しやすい時間帯として、平成 22 年度も例年通り昼休みに開催され、584 人の参加および投票（投票率 87.2%）があった。

(2) サークル活動

平成 22 年度は 14 団体（平成 21 年度：12 団体）の学生サークルが自治会に届出されており、延べ 412 名（平成 20 年度：380 名）の学生が所属し、団体数および所属学生数共に、平成 21 年度と比べて増加している。また他大学のサークルやインターカレッジに参加している学生も多い。サークル活動に対しては、平成 22 年度も引き続き、①顧問教員を通しての適切な指導、②学務課学生係へのクラブ・同好会活動報告書提出による活動状況の把握、③クラブ・同好会を新設する場合の顧問教員の紹介や情報提供、などの支援を行った。また合宿等を行う場合は、事前に学外活動届を提出すること、学外活動中に不慮の事故等があった場合には、顧問教員および学務課学生係へのすみやかな連絡を義務付けている。

平成 22 年度は、海外でのサークル活動により感染症に罹患する学生がいたが、顧問との連絡がうまくいかないケースも生じ、検討課題として残った。

(3) 大学祭（クロア・ルージュ祭）

平成 22 年度のクロア・ルージュ祭は、6 月 11 日（金）、12 日（土）に「-Humanity-」というテーマのもと開催された。13 日にはオープンキャンパスを同日開催したこともあり、

高校生をはじめとして約 660 人の参加者が得られた。学生生活委員および学務課学生係は、実行委員との話し合いや相談の機会を随時設けて支援を行った。また開催当日は非常時に備えて学生生活委員が輪番で待機し、校内の見回りや終了後の点検を行った。

（４）課外活動に対する経済的支援

保護者会から課外活動援助費として、学生自治会 30 万円、サークル活動 10 万円、キャロリング 3 万円、大学祭 20 万円の支援があった。また、長期休暇中の合宿に顧問教員が同行する場合は、宿泊費・交通費を学生生活委員会予算から助成した。

【点検・評価】

前年度と比較し、サークル数および所属者数も増加していることから課外活動を行いやすい環境にあるといえる。その他の課外活動にも学生が積極的に参加しており、自治会が機能的に運営されていることや顧問の支援によるものといえる（目標達成）。しかし、サークル活動における不慮の事故等の連絡内容や経路についての徹底を図る必要がある。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①サークル活動をはじめとした課外活動時の不慮の事故等の場合には、顧問を通して大学に必ず連絡することを周知徹底する。
- ②サークル活動も適切な活動がされているか、活動内容も評価する。

■平成 23 年度

【現状説明】

（１）学生自治会

平成 22 年度に同じ。

（２）サークル活動

平成 23 年度は 15 団体（前年比 1 団体増）のサークルが自治会に届出されており、延べ 447 名（前年比 35 名増）の学生が所属した。大学の支援は平成 22 年度に同じ。なお、平成 23 年度は長期にわたり活動を続けていたサークルにおいて、学外講師と学生間でのトラブルが生じていることが発覚した。事態に対しては、主として顧問が仲介して収拾に努めたが、サークル自体はさらなる状況の悪化を未然に防止する目的からも廃部するに至った。

（３）大学祭（クロア・ルージュ祭）

平成 23 年度のクロア・ルージュ祭は、6 月 10 日（金）、11 日（土）に「わたしたちができること」というテーマのもと開催された。11 日にはオープンキャンパスを同日開催したこともあり、高校生、保護者をはじめとして多数の参加者が得られた。学生生活委員および学務課学生係の支援は平成 22 年度に同じ。

（４）課外活動に対する経済的支援

保護者会からの課外活動援助費が減額され、キャロリング 3 万円、大学祭 10 万円だけになった。顧問教員の合宿同行に対する援助は平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

前年度と比較し、サークル数および所属者数も増加していることから、学内において課外活動を行いやすい環境にあると評価できる。サークル活動における問題発生時には顧問に相談するなど、連絡体制は整備されきめ細やかな指導がされている（目標達成）。しかし、現在複数のサークル顧問をしている教員がいることから、負担やサークル活動の内容把握の観点から評価をする必要がある。また、東日本大震災後は、被災地での活動を行ってい

るサークルがあることから、学生、顧問、大学間における連絡体制の強化が必須である。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①東日本大震災被災地での活動をしているサークルおよび団体の把握、および大学との連絡体制の強化。
- ②サークル顧問の役割や責任の明確化。1名の教員が顧問をするサークル数、サークル内でのトラブル発生時の顧問への支援等の検討。
- ③学外者に指導を受けているサークルの把握とその対応等。

b. 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①今後、本学の教育目的・目標を達成するに相応の課外授業の必要性が生じた場合には、開設の必要性の有無等を検討する。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 22 年度において、課外授業は特別に開設しておらず、資格取得については学生個々の自主性に任せている。

【点検・評価】

資格取得を目的とする課外授業については、学生からの要望も聞かれず、現行通り自主性に任せた活動で問題ないと評価できる（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①学生と意見交換をする機会や日常の学生生活を通して、学生の要望の把握に努め、課外授業の必要性が生じた場合には、開設の有無を検討する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度に同じ。

【点検・評価】

平成 22 年度に同じ。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①平成 23 年度の 1 年生から保健師教育課程が選択制になったため、学生が国家試験資格取得にかかわらない課外授業に対して、どのような要望を持っているか幅広く把握する機会を持つ必要がある。それらの意見をふまえ、今後必要に応じて、資格取得を目的とする課外授業を開設する等の検討を行う。

c. 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①引き続き行事の前後における支援および意見交換を実施する。
- ②平成 22 年度は多目的グラウンドが完成する予定であるため、グラウンドの運用方法などについて、自治会や各サークルと意見交換を行う。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 22 年度は、大学祭やキャロリングなどの大学行事の前後に、学生代表（クロー・ルージュ祭実行委員、キャロリング委員）との意見交換や大学側からの指導・助言を行う機会を設けた。特に、キャロリングは隣接の医療施設で行っているが、今年度は新施設に移転して初めての開催であり、防災および防犯の観点から今までとは異なる対応が必要であったため、学生生活委員会の中の自治会・課外活動委員が中心となり、施設の代表者との調整を例年よりもさらに密に図り、当日も同行するなどの支援を行った。多目的グラウンドの利用方法についても、数回程度、大学事務局代表および学生生活委員を含めて学生との話し合いの機会を持ち、使用方法についても学生の意見を最大限取り入れた。その他、学生の要望に応じて、学務課学生係や学生生活委員の代表が、その都度意見交換を行った。

【点検・評価】

大学祭やキャロリングなどの学外者の参加がある行事において事故等が起きずに実施されたのは、事前からの学生と学生生活委員および大学事務局側との意見交換が密に行われていたからだと評価できる。また、キャロリングは新施設での実施であったが、施設側の協力も最大限に得ることができ、学生を中心とした打ち合わせの成果であったと評価できる。グラウンドの利用方法についても、学生間だけではなく大学側との意見交換の機会があったことにより、管理的な視点をふまえた利用方法を学生が考えることができ、納得して利用を行うことができたものと評価できる（目標達成）。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①引き続き行事の前後における支援および意見交換を実施する。
- ②学生が支援および意見交換を行いやすい環境や体制の再確認を行う。

■平成 23 年度

【現状説明】

キャロリングは隣接の医療施設で行っており、今年度は新施設移転後 2 度目の開催であったため、平成 22 年度の実施状況を踏まえて学生主体で実施できるような支援および当日は同行し、学生と施設側の連絡体制を補助する役割を当日担当した学生生活委員が行った。

【点検・評価】

キャロリングは学生主体で行うことができるような体制となりつつあるが、事前の合唱練習を丁寧に実施すること等への助言や、責任者となっている学生が必要時相談できる体制は維持していくことが必要である（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①学生自治会のあり方、特にキャンパスライフやアメニティ等、学生生活等に関する意見交換について、学生がどの程度要望しているか把握する。
- ②学生が主体的に活動できるような、教職員の支援のあり方を検討しながら、定期的な意見交換のシステムを確立する。

大学院看護学研究科

1. 学生への経済的支援

a. 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

■平成21年度から持ち越した目標

①学生への経済的支援を効果的に稼働させ、奨学金受給状況を把握する。

■平成22年度

【現状説明】

平成22年度の奨学金受給者延べ数は81名、学生総数に占める割合は77.9%（前年比27.9%増）である。日本学生支援機構奨学金の受給割合をみると第1種・第2種合計で32.7%（前年度比3.7%増）、特に第1種では19.2%（前年度比3.2%増）となった。東京都看護師修学資金の受給割合をみると、これまでの1～3%から9.6%（前年度比6.6%増）と過去4年間で最も高い割合であった。奨学金の借用状況に変化がみられる。

【点検・評価】

奨学金借用状況の変化は実践コースの新設が影響しているのではないかと考えられる。経済的に厳しい学生は、複数の奨学金を併用して借りており最低限の学費は確保することができていると考えられる。今後、さらに受給状況が変容していくことが予想されるため情報を把握していくことが必要である（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

①学生への経済的支援を効果的に稼働させ、奨学金受給状況を把握する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度の奨学金受給状況は、前年度と比べほぼ横ばい、若干の増加となった。しかし、日本学生支援機構からの受給は第1種、第2種含めて34名（32.7%）から28名（26.0%）へと減少しており、その他の奨学金の受給が34名（32.7%）から42名（38.9%）に増加した。

【点検・評価】

その他の奨学金には伊藤・有馬記念基金奨学金（学生奨学金・学生外国留学奨励金）、小倉一春記念国際看護奨学基金、財団法人岡村育英会等の給付の奨学金（返還不要のもの）が含まれている。平成23年度、その他の奨学金の受給者数の増加した背景には、これら給付の奨学金への応募が増加し、結果として多くの学生が採択されたためと考えられる（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①奨学金を本当に必要としている学生に、偏りなく奨学金の貸与・給付がなされるように、応募段階での基準や、複数応募の場合の学内選考基準の設定に向けて検討する。

b. 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

■平成21年度から持ち越した目標

①学生への奨学金情報提供の仕組みを充実させる。

■平成22年度

【現状説明】

奨学金に関する情報の提供は、学生便覧やホームページへの掲載、受験前の進路説明会、4月のガイダンスにおける概要説明、詳細情報の掲示によって行っている。また、随時、学務課学生係が個別相談にも応じている。

【点検・評価】

学生の個別相談に応じることができるような手段が準備されており、学生の利便性に配慮され

ている。奨学金の借用する状況が変化していることから、各種奨学金へのアクセスが容易にできるように情報が提供されていると評価できる。また、入学前のガイダンスにおいても情報提供していることによる成果ではないかと評価できる（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①学生への奨学金情報提供の仕組みを充実させる。

■平成23年度

【現状説明】

平成22年度に同じ。

【点検・評価】

学生への奨学金情報提供は適切であるといえる（目標達成）。

【平成24年度に持ち越す課題】

- ①学生への奨学金情報提供の仕組みを充実させる。

2. 生活相談等

■平成21年度から持ち越した目標

- ①個別の感染予防に関連する情報を提供する。

■平成22年度

【現状説明】

大学院生においても臨地実習との関連で感染予防対策が求められるようになっている。健康管理体制については、学部と同様に、定期健康診断と事後指導、保健室における健康相談を行っている。ハラスメント防止の活動は学部の項ですでに説明しているために省略する。

【点検・評価】

定期健康診断と事後指導、保健室における健康相談を行ったことで問題ないと評価できる（目標達成）。ただし、今後、保健室では人員削減が行われるため同様の指導が十分に行うことができない可能性がある。今後の状況を把握し評価していく必要があるだろう。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①個別の感染予防に関連する情報を提供する。

■平成23年度

【現状説明】

平成22年度に同じ。

【点検・評価】

保健室の人員削減に拘わらず、学務課との連携により、健康面での支援については特に問題なく実施されている（目標達成）。大学院生の学習環境に関して、現在、学部生の定員増により、大学院生に対して、一人に1つのロッカーの貸与ができていない状況にある。ロッカーの使用状況を確認し、必要な措置を行う必要がある。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①大学院生の学習環境を整えるため、実習やフィールドワーク時におけるロッカーの使用状況を確認し、適切に利用されるよう整備する。

3. 就職指導

■平成21年度から持ち越した目標

①新設される実践コースの進路・就職状況の推移を把握し、指導の必要性を検討する。

■平成22年度**【現状説明】**

大学院生の進路指導は、主として学生が所属する領域の指導教員が行っている。ただし、病院などの医療施設に就職を希望している者に対しては、学部生と同様に、学務課学生係が窓口で相談に応じたり、就職情報室の利用を促したりしている。

【点検・評価】

現時点では、指導教員による個別指導で特に問題はない。今年度より実践コースが新設されたため、今後の進路・就職状況の推移をみながら検討していく（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

①進路・就職状況の推移を把握し、指導の必要性を検討する。

■平成23年度**【現状説明】**

平成22年度に同じ。

【点検・評価】

大部分の学生は特に問題なく就職している（目標達成）。大学院生は病院等を辞職して入学してくるものもあり、年齢から再就職が困難な場合もあると聞く。学生自身や所属する領域の指導教員だけでなく、大学としての支援を行っていく必要があると考えられる。

【平成24年度に持ち越す目標】

①大学院の学生生活支援に向けて、学部と独立した委員会組織の立ち上げが課題である。大学院生の就職支援を充実させることに向けて、学部向けに実施されている就職説明会などに参加している各医療施設に対して、大学院卒業生に関するニーズを調査するとともに、大学院生が就職説明会に参加しやすくするための条件を整備する。

J. 管理運営

学部・研究科共通

1. 教授会・研究科委員会

a. 学部教授会の役割とその活動の適切性

■平成 21 年度から持ち越す目標

①教育研究の重要性を認識し効果的な意思決定システムとして機能するために、経営的なアドバイスを盛り込みつつ、教授会を民主的に運営し、構成員が意見を述べる場とする。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

学部教授会（以下「教授会」とする）は、日本赤十字看護大学学則第 7 条に基づいて、学長、教授をもって構成する。教員人事に係る審議を除き、通常は准教授および講師を加えて運営している。定例では 8 月を除く毎月 1 回第 2 木曜日に開催し、学部の研究・教育の管理・運営に関する事項を審議する。入学者選抜試験の合否判定および卒業要件の認定等に係る審議のために臨時開催を行っている。教授会には日本赤十字看護大学教授会規程に基づいて幹事（職員）を置いている。

審議事項は以下のとおりである。①教育、研究に関する事項、②教員人事に関する事項、③学科目の編成に関する事項、④学生の単位修得に関する事項、⑤学生の入学、退学、休学、転学および卒業認定に関する事項、⑥学生の諸活動および生活指導に関する事項、⑦学生の賞罰に関する事項、⑧学則の改正に関する事項、⑨学内教育施設に関する事項、⑩教育研究活動の自己点検と評価に関する事項、⑪その他学長が必要と認める事項。

教授会は、教育方針、教育内容等全般について審議するほか、学内将来構想委員会（後述）や経営会議（後述）等において先議された議題について審議する最終的な機関としての役割を担っている。

教員の新規採用・昇格等の人事関係事項に限り、学長と教授で構成する正教授会で審議する。この場合、日本赤十字看護大学教員選考規程に基づき、申請のあった人事について、教授会で選出された委員で組織される選考委員会（一般教養科目専門基礎科目担当教員選考委員会または専門科目担当教員選考委員会）に審査を付託し、同委員会が候補者について厳正に審査し、作成した案を正教授会で審議し、その結果を教授会に報告している。

【点検・評価】

学校法人日本赤十字学園決裁規程第 6 条によって大学の事務処理は学長決裁をすると規定されていることから最終決定権者は学長にあるが、教授会は民主的に運営され、誰もが納得がいくまで忌憚なく意見を述べることができ、事実上の最終決定機関として機能している（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①効果的な意思決定システムとして機能するために、いままで通り教授会を民主的に運

営し、構成員が忌憚なく意見を述べる場とする。

b. 学部教授会と学長・学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

■平成 21 年度から持ち越す目標

- ①教授会と学長・学部長の現在の関係を維持するために、これまでどおり、定期的開催し、民主的で闊達な意見交換を行う。
- ②教授会と学長・学部長の現在の機能分担を維持するために、教授会構成員は、学長・学部長に協力して、つねに業務の点検作業を行う。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

日本赤十字看護大学は、学部は 1 学部 1 学科、そして大学院は 1 研究科 2 専攻を有する大学であり、学長のもとに学部長および研究科長を置いている。

教授会と学長の関係は、学長が教授会を主宰し、教授会での決定事項の最終決裁を行う関係である。学部教授会は、学長の選考に際して、日本赤十字学園の学長選考委員会に対して委員 2 名を選出するとともに、学長候補者に関する意向を表明する。学長は、本学の理念・目的を実現するために、本学のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を明確にし、教授会に発議する。

教授会と学部長の関係は、学部長選出規程に基づいて学部長を選出する。学部長は、本学の理念・目的を実現するために、学長を補佐するとともに、学部の教学に関する事項ならびに学部教員人事を分掌し、学部のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を学長とともに協議する。

教授会は、経営会議の議を経て学長から発議された事項および各委員会から発議された事項に対して、構成員のそれぞれが忌憚のない意見を述べ、意見の集約を行う。学長は集約された意見を最終的に決裁し、実施に移す。

【点検・評価】

教授会は、明文化された規程に基づいて、学長の選出に民主的に関与している。学長は選出過程を踏まえて、民主的に教授会を運営するとともに、本学の中核として、本学のあらゆる面に責任を負っている。教授会は学部長も明文化された規程に基づいて、民主的に選出している。学部長は学長を補佐し、本学の中核の一員として、学部の教学に関する事項ならびに学部教員人事を分掌している。教授会はいわば立法府として機能を発揮するとともに、学長・学部長はいわば行政府としての機能を発揮し、さらに教授会はその行政の遂行者として協力している（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①教授会と学長・学部長の現在の関係を維持するために、これまでどおり、定期的開催し、民主的で闊達な意見交換を行う。
- ②教授会と学長・学部長の現在の機能分担を維持するために、教授会構成員は、学長・学部長に協力して、つねに業務の点検作業を行なう。

c. 学部教授会と経営会議、日本赤十字学園理事会との間の連携および役割分担の適切性

■平成 21 年度から持ち越す目標

①学問の自由を擁護し、効果的な意思決定を行うために、日本赤十字学園理事会および本学経営会議は現行の関係を維持する。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

経営会議は、日本赤十字看護大学経営会議規程に基づいて設置された学長をリーダーとする協議機関である。その目的は大学の管理運営等に関して話し合うことで、平成 19 年度以降は毎月第 2、第 4 火曜日に開催することを定例としているほか、臨時で開催することもある。議長である学長のほか、学部長・研究科長・図書館長・学務部長・事務局長・事務局次長で構成し、オブザーバーとして総務課長、経理課長、事務課長、総務係長が出席するほか、必要に応じて、そのほかの教職員の参加を求めることができる。

経営会議の主な協議事項は以下のとおりである。①教育、研究に関する事項、②経営に関する事項、将来構想に関する事項、③教員人事に関する事項、④教授会、研究科委員会等へ提出する事項、⑤その他学長が必要と認める事項。

経営会議で審議され、発議したほうがよいと結論された事項は教授会に提案され、教授会で審議される。教授会で審議された学則に関する事項と予算案は、日本赤十字学園理事会に提案され、審議のうえ了承を得る必要がある。

【点検・評価】

教授会での審議事項・報告事項は、あらかじめ経営会議で検討される。経営会議構成員は、管理職としての責任を全うすべく、社会情勢の変化等に留意し、必要な事項を検討したうえで教授会に発議している。なお、教授会で審議された学則に関する事項と予算案は、日本赤十字学園理事会に提案されて、承認されている（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

特になし

d. 大学院看護学研究科委員会の役割とその活動の適切性

■平成 21 年度から持ち越す目標

①効率的な大学院教育を達成するために、FD 等を活用して、教職員間の大学院教育の目的・方法・評価について共有し、研究科委員会を活性化する。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

研究科委員会は、大学院学則第 8 条第 1 項に基づいて、看護学研究科を担当する専任教授をもって構成されるが、教員人事に関する事項以外に関する通常の審議には、准教授および講師を加えて運営している。定例では 8 月を除く毎月 1 回第 2 木曜日に開催し、研究科の研究・教育の管理・運営に関する事項を審議する。入学者選抜試験の可否判定および修了要件の認定等に係る審議のために臨時開催を行っている。研究科委員会も日本赤十字看護大学研究科委員会規程に基づいて幹事（職員）を置いている。

研究科委員会の審議事項は以下の通りである。①研究科の教育、研究に関する事項、②研究科の教員人事に関する事項、③教育課程および履修方法に関する事項、④学生の入学、退学、休学、転学その他学生の身分に関する事項、⑤学位論文審査に関する事項、⑥研究科に関する学則の改正に関する事項、⑦その他学長が必要と認める事項。

教員の新規採用および昇格などの人事に係る事項に限り、学長、研究科長、看護学研究科を担当する専任教授をもって構成する正研究科委員会で審議する。本学の場合、原則として教授および准教授は看護学研究科の教育を担当できることを念頭において学部の人事を審議しているため、とくに選考委員会を設置することなく、教育上必要があった場合に経営会議で審議した案を正研究科委員会で審議し、その結果を研究科委員会に報告する。

【点検・評価】

研究科委員会は、通常は教授会終了後に行われている。主要な審議事項は学位論文の審査に関わることであり、毎年の審査日程にはじまり、正副指導教員の決定、研究計画審査委員会構成員の選任、博士論文審査専門委員会の選任、審査結果の報告ならびに審議・承認等である。研究科の教育は指導教員との関係が密であり、その教育方法や指導方法については全体的な討議は少ない。看護学教育界でも大学院教育の伝統はまだ日が浅く、効果的指導について模索している時期といえる（目標は未達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①効率的な大学院教育を達成するために、FD 等を活用して、教職員間の大学院教育の目的・方法・評価について共有し、研究科委員会を活性化する。

e. 大学院看護学研究科委員会と学部教授会との間の相互関係の適切性

■平成 21 年度から持ち越す目標

- ①学部教授会と研究科委員会の関係の今後を明らかにするために、FD 等を利用して、大学院重点化の可能性、その利点と問題点を検討する。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

学部教授会は、いわゆる拡大教授会で、本学に所属する講師以上の教員で構成している。研究科委員会は研究科の授業を担当する講師以上の教員で構成している。各委員会の報告や本学の根幹に係る重要事項の審議の大部分は教授会で審議される。従って、研究科委員会での審議事項は研究科に係ることだけである。

【点検・評価】

大学の管理運営に関する主要な点は学部教授会で取り扱われ、研究科委員会では研究科の教学・運営に係る事柄を審議検討している。研究科委員会のメンバーは、全員教授会のメンバーであり、学部を中心とした大学全体の管理運営システムの中に研究科が含まれているという形である（目標は未達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①学部教授会と研究科委員会の関係の今後を明らかにするために、FD 等を利用して、大学院重点化の可能性、その利点と問題点を検討する

f. 周知徹底のためのその他の会議

■平成 21 年度から持ち越す目標

- ①新型インフルエンザ対策本部会議は、将来の流行を念頭に対策を徹底する。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

(1) 看護教授連絡会議・研究科看護教授連絡会議

看護教授連絡会議は学則等で規定された会議ではないが、実習やカリキュラムなど、専門科目全体の見通しにたつて具体的な事項について話し合うために設けられた。開催は毎月1回、第3木曜日に開催している。

(2) 一般教養・専門基礎教員連絡会議

一般教養・専門基礎教員連絡会議も学則等で規定された会議ではないが、基礎ゼミや卒業研究の指導依頼学生の割り振りや、看護専門科目担当教員とは異なる目の意見を集約するために設けられた。開催は不定期である。

(3) 教員会議

教員が全員参加して、意見を交換するとともに、互助的課題について審議する会議である。教員会議は定例では毎月第3木曜日に開催している。

【点検・評価】

看護教授連絡会議・研究科教授連絡会議、一般教養・専門基礎教員連絡会議、教員会議は、どれも本学の理念・目標を実現するために常に活発な議論が行われている。

【平成24年度に持ち越す目標】

特になし。

g. 将来構想推進協議会

■平成21年度から持ち越す目標

①平成21年度から統合大学の学年進行が完成することから、統合後の問題点を明らかにし、対処方法を計画し実行に移すことと、本学の経営上からの観点で対策を検討する。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

将来構想推進協議会（以下「本協議会」とする）は、「本学の発展のため、将来的展望のもとに全学的構想を企画し、これを実現させる可能性について協議する」（日本赤十字看護大学将来構想推進協議会規程第1条）ために設置している。構成員は、平成19年の改正によって、学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長、学務部長、事務局長、各委員会委員長、およびその他学長が指名する者となった。

本協議会の規程は、平成2年に設置され、その後平成8年と平成19年に改正されたが、平成19年までは上記構成員以外に日本赤十字学園常務理事2名も構成員になっていたが、日程調整等が難しいなど実際に機能することが困難であった。そのため本協議会に先立って行っていた構成員のうち学内者による将来構想に関する話し合いの場（以下「学内将来構想推進委員会」）を日本赤十字看護大学将来構想推進協議会とすることに改正した。

本協議会の協議事項は、①本学の教育・研究に関する事項、②施設・設備に関する事項、③本学運営予算に関する事項、④大学運営事業に関する事項である。

【点検・評価】

規程上は毎月1回開催することになっているが、開催されていない（目標は未達成）。

【平成24年度に持ち越す目標】

①平成21年度から統合大学の学年進行が完成することから、統合後の問題点を明らかにし、対処方法を計画し、実行に移す。

h. 日本赤十字看護大学・日本赤十字社第二ブロック支部・施設協議会

■平成 21 年度から持ち越す目標

①各施設や医療現場を取り巻く情報を得て、奨学生募集に役立てる。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

平成 17 年度から、赤十字の看護教育・看護業務の発展と大学教育の連携を図るために、日本赤十字看護大学・日本赤十字社第二ブロック支部・施設協議会運営要領に基づいて、日本赤十字社支部・病院との第二ブロック支部・施設協議会（以下「協議会」とする）を年 1 回開催している。日本赤十字社第二ブロックは、東京都・千葉県・栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・山梨県・新潟県の各支部で構成されている。本協議会は、大学からは学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長、学務部長、事務局長、学校法人日本赤十字学園からは常務理事、日本赤十字社第二ブロックからは支部事務局長代表、東部ブロック病院院長代表、同事務部長代表、同看護部長代表で構成される。

本協議会の主な議題は以下の通りである。①看護教育・看護業務に関すること、②推薦入学者選抜試験に関すること、③奨学制度と就職に関すること、④大学と第二ブロック支部・施設の連携に関すること、⑤その他。

【点検・評価】

年 1 回の開催を維持し、本学の現状を報告するとともに、支部および病院との連携のための方策について審議している（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

特になし。

2. 学長、副学長、学部長、研究科長の権限と選任手続き

a. 学長、副学長、学部長、研究科長の選任手続の適切性

■平成 21 年度から持ち越す目標

特になし。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

学長の選任は、学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程に基づいて行われる。まず、日本赤十字学園理事長が学長候補者推薦委員会を設置し、学園理事会および本学教授会代表からなる推薦委員によって、人格が高潔で、学識にすぐれ、大学運営に識見を有する人物が選出される。学長の任期は 4 年で、再任を妨げない。

本学では、学長が必要とするときには、副学長を学長の指名によって置くことができることが学則 6 条第 2 項に定められている。その場合、日本赤十字看護大学副学長選考等規程に基づいて、学長は教授会の意見を聞き、教授会の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。任期は学長の任期が終るまでである。

学部長は、日本赤十字看護大学看護学部長候補者選考規程に基づいて、本学の専任教授の中から、教授会での選挙によって選任される。任期は 4 年で、再任の場合は 6 年を超えて在任できない。選挙は、日本赤十字看護大学看護学部長候補者等選挙実施細則に基づい

て、告知および選挙等が管理される。

研究科長は、日本赤十字看護大学研究科長候補者選考規程に基づいて、研究科を担当する教授の中から、研究科委員会での選挙によって選任される。任期は4年で、再任の場合は6年を超えて在任できない。

学部長および研究科長が任期途中で辞職等のためにその任を全うできなくなった場合には、次に選任された者が残任期間を全うすることになっていたが、平成19年度から就任近々の4月1日から1期目が始まることに規程を変更した。

【点検・評価】

学長、副学長、学部長、研究科長は民主的な手続きによって選出されている。手続きに問題はない。

【平成24年度に持ち越す目標】

特になし。

b. 学長の権限の内容とその行使の適切性

■平成21年度から持ち越す目標

特になし。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

学長は、学校法人日本赤十字学園決裁規程第6条によって大学の事務処理は学長決裁をすると規定されていることから、管理運営の最終決定権者である。本学では、学長は教授会および研究科委員会に諮りつつ、事務局とも協力しながら話し合いによって管理運営を行っている。

【点検・評価】

学長は事務処理上、最終的な決裁を行う権限を有しているが、管理運営組織は民主的に運営されている。

【平成24年度に持ち越す目標】

特になし。

c. 学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性

■平成21年度から持ち越す目標

特になし。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

学部長も研究科長も、それぞれ教授会構成員および研究科構成員によって選挙によって選任されており、話し合いによる管理運営が円滑に進んでいる。

【点検・評価】

学部長ならびに研究科長は学長を補佐しつつ、学部および研究科の管理運営についてそれぞれ独立して、責任をもってあたっている。

【平成24年度に持ち越す目標】

特になし。

d. 学長補佐体制の構成と活動の適切性

■平成 21 年度から持ち越す目標

①学長補佐を置く予定はない。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

本学は学長補佐制をとっていない。

【点検・評価】

特になし。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①学長補佐を置く予定はない。

3. 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

■平成 21 年度から持ち越す目標

特になし。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

本学における意思決定は、以下のプロセスで行われている。①事務組織または教学組織から発議、②経営会議による協議、③教授会・研究科委員会での協議または審議による決定、④学長は経営会議、教授会、研究科委員会での協議および審議結果を尊重して最終決定を行う、⑤学則変更および予算の最終決定は学校法人日本赤十字学園理事会で行う。

諸決定事項の審議決定過程は確立・周知されており、十分意思の疎通がはかれている。

【点検・評価】

諸決定事項の審議決定過程は確立・周知されており、十分意思の疎通がはかれている。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

特になし。

4. 法令遵守等

a. 関連法令等および学内規程の遵守

■平成 21 年度から持ち越す目標

①教職員ならびに学生に対する人権および法令遵守の意識づけを行う。

②人権の擁護と倫理問題の防止に関する教育を徹底する。

③人権倫理相談員の存在の周知をはかる。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

(1) 人権倫理委員会および相談員の設置

「日本赤十字看護大学における人権の擁護と倫理問題の防止要綱」に基づく当面の具体的な施策は、以下の通りである。①人権・倫理委員会の設置、②人権侵害および倫理問題の防止等に関する諸規程の制定、③学生及び職員等の人権に関する苦情の申出および相談に対応する体制(図 I-J-1)の整備。

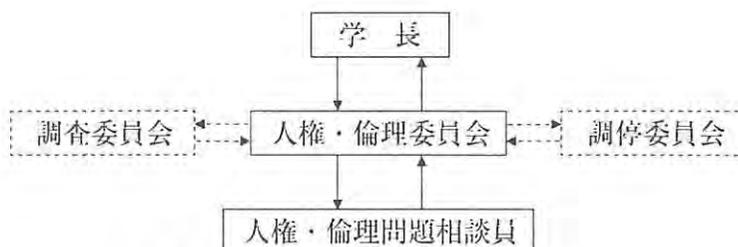


図 I-J-1 人権・倫理関係組織図

(点線は必要に応じて組織され連絡されるもの)

この要綱に基づいて「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程」が設けられ、人権・倫理委員会委員8名、人権・倫理問題相談員11名（学外者2名を含む）が学長により任命され、それぞれについて細則が設けられた。

(2) 人権・倫理問題調停委員会および調査委員会の設置

本学における人権侵害および倫理問題の防止と解決等を円滑かつ適正に行うために、日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程に基づいて人権・倫理委員会の中に調停委員会と調査委員会を設けた。

調停委員会は、人権・倫理委員会委員長と男女2名の委員からなり、人権侵害ないし倫理違反行為が発生したと認められたときに、人権・倫理委員会が当事者間で適切な合意による解決が図ることが適当と認めた場合に設置し、当事者から事情を聴取し、調停を行うものである。

調査委員会は、以下の場合に設置され、事実関係の解明にあたる。①人権侵害および倫理問題に対する申立があったとき、②人権侵害ないし倫理違反行為が発生したものと認められ、その被害者および加害者と推認できる者から苦情の申立があったとき、③委員会が人権侵害または倫理問題の救済、制裁および環境改善のための措置が必要と判断したとき。

調査委員会は教員3名、事務職員1名から構成され、委員会が必要と認めるときは、学外から1名を加えることができる。

(3) 人権・倫理委員会の開催

人権・倫理委員会は、本学人権・倫理委員会規程に基づいて8名のメンバーで構成され、随時開催している。主な議題は以下のとおりである。①人権擁護のためのパンフレット作成・検討、②人権・ハラスメントについての研修、③次年度のスケジュール。

【点検・評価】

「日本赤十字看護大学における人権の擁護と倫理問題の防止要綱」、およびこの要項に基づく種々の施策と規程については、顧問弁護士に監修を得て制定した。制定後、学年はじめのガイダンス時にパンフレットを配付して徹底を図っているが、現在までのところ人権侵害および倫理問題が発生したことの訴えはない（目標達成）。倫理問題については、昨今のコンプライアンスの問題点を反映して、本学の教職員・学生としてふさわしくない行動を含む。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①教職員ならびに学生対する人権および法令遵守の意識づけを行う。
- ②人権の擁護と倫理問題の防止に関する教育を徹底する。
- ③人権倫理相談員の存在の周知をはかる。

b. 個人情報保護や不正行為防止等への取り組み

■平成 21 年度から持ち越す目標

- ①個人情報の安全な取り扱いについて、とくに看護学実習記録の安全な取り扱いについて、今以上の周知徹底を図る。
- ②情報セキュリティ管理に関する講習会を年1回開催する。
- ③コンピュータソフトウェアライセンス管理を徹底する。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

(1) 個人情報保護

個人情報保護法の制定を契機に、この法令の周知徹底を図るために日本赤十字社本社が開催した講習会に担当課長が出席し、教授会の席で資料をもとに伝達講習を行った。また、本学の指針をホームページ上に公開した。

本学でとくに留意したのは、学生が臨床現場に出かけて学習する看護学実習の記録である。この記録は、臨床現場で教育に使用されるだけでなく、学内の各所や学生の居住場所に持ち出して実習内容を記載して記録するものである。形態も紙媒体の場合もあれば、ポータブルなコンピュータやその記憶装置である場合もある。

こうしたことから紛失等がないように取り扱いに厳重に注意するとともに、患者指名や病院名、学生名など個人情報が特定できないように、または特定しにくいように指導した。コンピュータデバイス（例えばUSBメモリー）については、デバイスそのものにパスワードを設定して保護できるものを使用したり、Wordファイルにパスワードを設定して保護する方法を指導したりした。

(2) 情報セキュリティ管理

本学の情報資産のセキュリティを確保するために、平成18年4月に情報セキュリティポリシーを制定し、これに基づいて学長の諮問委員会である情報セキュリティ委員会を設置し、規程を定めた。

情報セキュリティ委員会は、以下について審議する。①情報セキュリティの組織体制に関する事項、②ポリシーの評価および改訂に関する事項、③ポリシーの遵守の励行および違反に対する措置に関する事項、④学内におけるネットワークの利用ルールの制定に関する事項、⑤外部との折衝に関する事項、⑥情報セキュリティに係る啓発および教育に関する事項、⑦その他情報セキュリティに関する必要事項。

【点検・評価】

看護学実習における個人情報保護を周知徹底した（目標達成）。

情報セキュリティに関する周知徹底が十分とはいえない（目標は未達成）。

【平成 24 年度に繰り越す目標】

- ①個人情報の安全な取り扱いについて、とくに看護学実習記録の安全な取り扱いについて、周知徹底を図る。
- ②情報セキュリティ管理に関する講習会を年1回開催する。
- ③コンピュータソフトウェアライセンス管理を徹底する。

K. 財 務

学部・研究科共通

1. 中・長期的な財政計画の策定およびその内容

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①学生からの納付金の増加は見込めないために、外部資金のさらなる確保や奨学基金の確保等を図る。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

中・長期的な財政計画の策定として、本学は毎年事業計画として、5年間の事業及び財務計画の策定を行っている。また単年度ごとに主に大学の収支構造に影響を与える新たな要因を精査し、学生数、学納金、教職員数、人件費、施設・設備計画等について見直しを図っている。その策定にあたっては、経営会議、将来構想推進協議会を中心にその適切性・重要性・優先度を鑑みながら審議し決定する。

【点検・評価】

限られた学生数により収入の増加がさほど見込めない状況の中で、教育・研究の質の向上をはかりながら、教職員数の割合（人件費）および恒常的費用としての建物管理費をどのように収支を均衡していくか具体的な方策を練っている（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①学生からの納付金の増加は見込めないために、外部資金のさらなる確保や奨学基金の確保等を図る。

2. 教育研究と財政

a. 教育研究の目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤の確立状況

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①教員の個人研究費は現状を確保しつつ、科学研究費補助金等の競争的外部資金を確保することで財政の健全化を図る。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

平成 20 年度決算では、帰属収入に対する学生生徒等納付金収入は 69%弱であり、財政基盤上の最大の収入となっている。次いで、国庫補助金収入、事業収入、手数料収入となっている。消費支出は、人件費、教育研究経費、管理経費となっている。

【点検・評価】

このような状況の中で、教育研究にかかる配分予算は適切に配分されている（目標達成）。

【平成 24 年度に繰り越す目標】

- ①教員の個人研究費は現状を確保しつつ、科学研究費補助金等の競争的外部資金を確保することで財政の健全化を図る。

b. 教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況

■平成 21 年度から持ち越した目標

①予算委員会で十分な審議を行い、教育研究と財政確保との両立を図る。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための制度・仕組みについて、本学では、予算委員会を中心に、学内計画に基づく財政計画による予算編成およびその適切な執行、事業展開を行なうことで教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図っている。

【点検・評価】

学内予算委員会等を開催し、教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための制度・仕組みを開学から実施していることは評価できる（目標達成）。

【平成 24 年度に繰り越す目標】

①予算委員会で十分な審議を行い、教育研究と財政確保との両立を図る。

3. 文部科学省科学研究費、外部資金等の受け入れ状況

（「F. 研究活動・研究環境」の「3. 競争的研究環境創出のための措置」に記載）

4. 予算編成と執行

a. 予算編成の適切性と執行ルールの明確性

■平成 21 年度から持ち越した目標

①財政の健全性を保つために、外部資金による収入増等を図っていく。

②予算配分の細部にわたる見直しのために、全教職員の一層の理解と具体的協力を得る。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

本学の予算編成・予算内容周知のプロセスは、次のとおりである。

①予算編成の基本方針の提示（11月）

②学生数および教員数等に基づく経常予算の配分額決定（11月）

③予算申請書類提出（11月～12月）

④予算調整・ヒアリング（12月）（学部長、事務局長、予算申請責任者）

⑤予算会議開催（12月～1月）

⑥予算の概要説明書・資金収支予算書・消費収支予算書（1月）

⑦学校法人日本赤十字学園への予算案および事業計画の提出（1月）

⑧学校法人日本赤十字学園理事会による審議および承認（3月）

⑨予算決定通知（予算申請単位宛）（4月）

⑩予算内容の周知（4月）

⑪各部門・所管予算執行（4月）

予算申請は、学校法人会計基準に基づき行っている。また各部門においては目的分類を用いて、事業内容別予算額を把握できるようにしている。なお、使用申請時には教員別・研究課題別など、細分化した使用申請を実施しており、予算の適正管理に努めている。

予算執行は学校法人日本赤十字学園経理規程(以下「経理規程」)等に基づき実施している。固定資産の取得および物品の購入については、経理規程において担当主管課、調達請求の方法(手続)、調達決裁の専決範囲区分、発注および契約の方法、検収および支払いの方法を定め、適正な執行に努めている。

以上の手続きを経て実施された予算の執行額は、各部門において管理され、次年度以降の予算編成に活用している。

【点検・評価】

予算編成の適切性について、平成17年度の日本赤十字武蔵野短期大学との統合により、学生数が増え、完成年度を迎える平成20年度には、収容定員が615名(学部・3年次編入・大学院)となった。これにより学生生徒等納付金収入等帰属収入は、ほぼ固定化されることになる。支出の方は、広尾キャンパス・武蔵野キャンパスの統合による、教職員人件費の増加、建物の大規模な新增改築による管理費、減価償却費等が増加した。これにより、従来型の予算配分並びに執行は転換期を迎えた。

【平成24年度に繰り越す目標】

- ①財政の健全性を保つために、外部資金による収入増等を図っていく。
- ②予算配分の細部にわたる見直しのために、全教職員の一層の理解と具体的協力を得る。

b. 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

■平成21年度から持ち越した目標

- ①予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを確立する。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

予算編成の際に、事業の結果のみならず成果を評価し、改めてその必要性を問い直すことを各部門に対して課すことで、予算執行に伴う効果を分析することに繋がる努力は行なっているが、仕組みは整備されていない。

【点検・評価】

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みは整備されていない(目標は未達成)。

【平成24年度に繰り越す目標】

- ①予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを確立する。

5. 財務監査(監事監査、会計監査、内部監査機能)の確立と連携

■平成21年度から持ち越した目標

- ①本学内部での監査体制をつくる。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

(1) 監事監査

本学が所属する学校法人日本赤十字学園では寄附行為に則り2人の監事を置いている。監事はこの法人の財産の状況を監査すること、この法人の財産の状況または理事の業務執行の状況について監査した結果、不正の点のあることを発見したとき、これを文部科学大臣または評議員会に報告すること、学校法人の財算の状況または理事の業務執行について

理事に意見を述べることを負っている。

(2) 会計監査

監査法人（公認会計士）による外部監査を期中監査として10月、決算監査として4月にそれぞれ実施している。また、定例監査以外でも会計処理等に関して確認、指示を仰ぐなど適正な会計処理に努めている。

(3) 内部監査

本学が属する学校法人日本赤十字学園が、数年おきに経理、総務、教務、学生、入試広報等について適正業務を行っているか監査を行っている。

【点検・評価】

監事監査、会計監査、内部監査機能は確立し、その連携もとれている（目標達成）。

【平成24年度に繰り越す目標】

特になし。

L. 事務組織

学部・研究科共通

1. 事務組織の構成

a. 事務組織の構成と人員配置

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①ICT 化を充実させる。
- ②事務局職員を意識改革し、長期的な視野に立った大学運営上の企画・立案等を担当する人材を育成する。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

本学の事務組織は学部・大学院を一括した事務局である。事務局長をトップとして、中間に事務局次長を置き、広尾キャンパスには総務課（総務係、人事係）、経理課（経理係、管財係、情報システム係）、学務課（学生係、教務係、入試・広報係）、図書館課があり、武蔵野キャンパスには事務課（事務係、学務係、図書二係）である。

事務局各部署は、それぞれの分掌を単に担うだけでなく、多様化かつ専門化している学内諸案件に対応するため、それに関わる情報提供および管理運営・施策面で学生や教員をバックアップしている。

平成 22 年度は正職員 21 名、嘱託職員 3 名、平成 23 年度は正職員 21 名、嘱託職員 1 名で、その他に業務委託・人材派遣・臨時職員がいる。それぞれ専門性の高い業務を含めて業務の効率化に寄与している。

【点検・評価】

本学は単科大学であり小規模校である。財政基盤が必ずしも十分に確立されていない情況下、長期的な視野に立った大学運営上の企画・立案等を担当する人材が育成できない点が課題である（目標は未達成）。平成 23 年度から人事交流で本社への出向職員 1 名、学園出向職員 1 名（本学業務との兼務）が人事異動となった。

【平成 24 年度に繰り越す目標】

- ①ICT 化を充実させる。
- ②事務局職員を意識改革し、長期的な視野に立った大学運営上の企画・立案等を担当する人材を育成する。

2. 事務組織と教学組織との関係

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①教育・研究にかかる事案の決定プロセスで、事務組織の意見や提案を積極的に行なう。
- ②事務組織と教学組織の連携協力を継続する。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

a. 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

優秀な学生を確保し最新で最善の教育を行うことが本学の社会的責任である。この責任を果たすために、本学の事務組織は教学組織と常に一体となって取り組んでいる。教員組織は自らの教育・研究活動を充実させ、事務組織は教育・研究活動にあたる教員および学生を支援する関係となっている。

b. 大学運営における事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方法の適切性

経営会議、教授会、研究科委員会、各種委員会等で審議された教学の方針は学長によって最終決定が行われるが、こうした会議を経ていることから大学全体の統一的方向を定めたものとなっている。こうした諸会議は、教学の立場と事務の立場の双方が出席し、担当する事務職員が分掌することで、審議された方針は事務局各部署に周知される。

【点検・評価】

本学では学長の最終意思決定にいたるまでのすべての会議に事務職員が参加しており、教学と事務が緊密な関係を保ち、それぞれの役割を十分に果たしている（目標達成）。

【平成 24 年度に繰り越す目標】

- ①教員組織と事務組織のさらなる意識改革をはかる。

3. 事務組織の役割

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①企画・運営の専門的な業務における事務職員の育成を図る。
- ②ICT化をはじめ事務処理の効率化を図る。
- ③本学の国際化を積極的に推進する人材を養成する。
- ④職員層の年齢的格差からくる業務の継続性の障害を克服するために年齢別の人員採用計画を立てる。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

a. 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

事務組織は、大学の将来像策定、大学運営に関する調査・分析・企画・立案および実施・補佐に関することについて重要な役割を担っている。現状としては、事務組織が経営会議や将来構想委員会等に参画し、企画・立案・調査・分析などの機能を果たしている。しかし、入学者選抜試験の多角化、学生数の増加等から職員の業務量が年々増加している。

事務局の各係の担当役割は以下の通りである。①総務課総務係：行事・式典・公開講座（ホームカミング・ディを含む）・国際交流・研究倫理・危機管理・大学評価、②総務課人事係：人事・労務管理・教職員の福利厚生・国際交流、③経理課経理係：予算・決算・経理事務・研究紀要、④経理課管財・情報システム係：施設設備点検、情報システム、⑤学務課教務係：教務関係（学年暦・定期試験・国家試験・資格・免許等）、⑥学務課学生係：学生関係（奨学金・就職・保健センター・福利厚生等）、⑦学務課入試広報係：入学者選抜試験・広報活動・学生募集活動（オープンキャンパス・大学院説明会・大学見学等）、⑧図書館課：司書業務、⑩事務課事務係：認定看護師教育課程業務、武蔵野防災事業、学生寮。

b. 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

本学における意思決定の機関である経営会議、教授会、研究科委員会には、事務局長、

事務局次長、課長、総務係長と入試・広報係長が出席している。加えて、定期的に開催されている教務委員会等多くの委員会、会議には各課から係長・主事が出席し、意思決定に参画、運営補佐を行っているほか、資料の作成・調整・提出・会議録の作成等に当たっている。一方、事務組織においては事務局長が中心となり、次長、課長、係長を構成員とした「事務連絡会」を月1回開催し、意思決定と伝達を図っている。

c. 国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

国際交流等の業務は、原則的には、教員を中心とする国際交流委員会があり、そこに総務課職員が参画している。また平成23年度から学園管轄赤十字国際人道センターが開設し、総務課職員が1名担当している。

d. 大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況について、経営に関する方針等は年度ごとに経営会議を中心に策定され、各課で具体化されている。また、単年度以外にも5ヵ年計画等の中期・長期計画を策定する方向で検討をしている。

【点検・評価】

本学の事務組織は、広尾キャンパスおよび武蔵野キャンパスにおける教学にかかわる業務を遂行するにあたって、教育研究組織との連携は十分とれている。また、大学運営と大学経営への積極的な関与という点についても、徐々に効果的な役割を果たすようになっており、学内の意思決定および意思伝達のシステムの中でも、事務組織はその構成員としての役割が次第に大きくなっている。そのため、小規模大学であっても、大規模大学と同様の多様な事務業務があるが、少人数で対応できるように多くの業務をコンピュータシステム化している（一部目標達成）。

【平成24年度に繰り越す目標】

- ①企画・運営の専門的な業務に対応できる事務職員の採用・育成を図る。
- ②大学運営を経営面から支えるための専門部門・職員を確立する。

4. 大学院の事務組織

■平成21年度から持ち越した目標

- ①大学院の規模に合わせた専任の事務組織を構築する。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

a. 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

大学院の充実と将来発展に関わる企画・立案に、独立して対応する機能は弱体である。

b. 大学院の教育研究を支える独立の事務体制の整備状況

大学院看護学研究科の事務組織は独立して置いていない。研究科が広尾キャンパスに存在することから、広尾キャンパスの学務課教務係に主として教務関係業務を行う1名を配置し、教務関係業務以外は学部と兼務である。その理由は、本学が少人数の単科大学で事務組織が小さく、大学院の教務関係の業務以外の業務は関連の事務担当者で処理可能と方針からである。

【点検・評価】

今後、ますます大学院重点化が図られると考えられるが、大学院拡充による業務量の増

加および複雑化に対応する大学院専任事務組織としては、マンパワーが不足していると言わざるを得ない（目標は未達成）。

【平成 24 年度に繰り越す目標】

- ①大学院の規模に合わせた専任の事務組織を構築する。

5. スタッフ・ディベロップメント（SD）

a. 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

■平成 21 年度から持ち越した目標

- ①自己研鑽や外部での研修会・講習会も含んだ研修制度を確立する。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

本学が直接関係する職員研修には、学校法人日本赤十字学園が主催する教職員を対象とした赤十字の理解を目的とする研修会がある。平成 20 年度からは本学独自の新任教職員研修会が行われている。それ以外には、文部科学省、日本私立大学協会、看護系大学協会主催、私学共済事務、大学基準協会等の外部機関が実施している研修等に参加している。

【点検・評価】

本学の SD は不十分である。教学や国際交流、経理、情報システム等の専門分化に対応するために外部等の研修会・講習会への積極的参加が必要である（目標は未達成）。

■平成 24 年度に持ち越す目標

- ①自己研鑽や外部での研修会・講習会も含んだ研修制度を確立する。

6. 事務組織と学校法人理事会との関係

a. 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

■平成 21 年度から持ち越し目標

- ①日本赤十字学園の 5 大学 1 短期大学のスケールメリットを活かす。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

本学と学園法人理事会の関係は、学長が常務理事の 1 人であり、常務理事会の構成員である。また、事務局長は常務理事会に出席するとともに、評議員会にも出席し、事務組織として法人経営の基本事項、決定・承認事項に対して意見を具申するとともに、学内事務組織への周知・徹底を行っている。

【点検・評価】

本学と学園法人理事会の関係は、学長が常務理事の 1 人であり、常務理事会の構成員である。また、事務局長は常務理事会に出席するとともに、評議員会にも出席し、事務組織として意見を述べるとともに、学内への周知・徹底を行っている（目標達成）。

■平成 24 年度に持ち越す目標

- ①事務組織と学校法人理事会との良好な関係を継続する。

M. 点検・評価

学部・研究科共通

1. 自己点検・評価

a. 自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

■平成21年度から持ち越した目標

- ①自己点検・評価を恒常的に行うシステムを効果的に稼働させるために、大学評価委員会および大学評価実施委員会を定期的に開催する。
- ②現在のところ、年報には現状報告のみ記載しているが、点検・評価の意味を強化し、各年度の評価と課題を明確にした体裁に改善する。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

平成17年度、「自己点検・評価内規」を「大学評価規程」に変更し、毎年自己点検・評価を行い、その報告書の「年報」を発行することにした。その担当組織として学長諮問機関である大学評価委員会（以下「評価委員会」）を設置した。評価委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長、学務部長、事務局長、そのほか教授会構成員若干名で構成され、委員長は学長が務めている。評価委員会は、①自己点検・評価（外部評価も含む）の基本方針および実施項目の策定に関する事項、②自己点検・評価の実施に関する事項、③学校教育法に定める認証評価に関する事項、④その他必要な事項を行う。

大学評価委員会の下には、大学評価実施委員会（以下「実施委員会」）を設置している。メンバーは各常置委員会委員長と教授会構成員若干名で、委員長は学長が任命する。実施委員会は、①自己点検・評価の実施に関する専門的作業、②自己点検・評価結果に基づく実施状況・改善状況の検証、③自己点検・評価結果の公表に関する事項、④その他必要な事項を行う。

実施委員会の下には、自己点検・評価報告書（年報）の編集・発行作業を行うために、大学評価報告書編集委員会（以下「編集委員会」）を設置している。編集委員会は、大学評価項目を担当する各委員会構成員で構成し、委員長は学長が指名する。

平成22年度・平成23年度は大学評価委員会及び実施委員会は開催せず、年報編集委員会のみ前期1回、後期1回開催した。

【点検・評価】

平成22年度と平成23年度の年報が発行されていない（目標は未達成）。

■平成24年度に持ち越す目標

- ①平成22年度と平成23年度の自己点検・評価を行い、年報を発行する。

b. 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

■平成21年度から持ち越した目標

- ①本学の理念・目標に向かって継続的に研究・教育・経営の質管理のサイクルを機能させる

ために、各常置委員会の活動を前年度に立案した改善方策をもとに活動する。

②大学評価委員会は前年度の改善策の実施状況と改善状況をモニターする。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

平成21年度の年報を発行した。年報は各常置委員会、看護実践・教育・研究フロンティアセンター、および教員の年度ごとの活動報告をもとにして作成し、その改善方策を次年度の活動計画に盛り込んでいる。

【点検・評価】

年報編集が滞っており発行時期が1年以上経過していることで本来の自己点検・評価が十分に行われていない（目標は未達成）。

■平成24年度に持ち越す目標

①自己点検・評価の結果に基づく改善・改革システムを確立する。

2. 自己点検・評価に対する学外者による検証

■平成21年度から持ち越した目標

①本学の自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するために、今後も文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受ける。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

平成21年度に大学基準協会の大学評価を受けばかりである。

【点検・評価】

大学基準協会から助言を受けた5項目に関して現在改善策を検討中である。

■平成24年度に持ち越す目標

①大学基準協会の最新の評価項目に基づいて平成24年度の自己点検・評価を行う。

3. 大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

■平成21年度から持ち越した目標

①大学基準協会の助言を基に改善・改革を実施する。

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

本学は平成21年度に大学基準協会の大学評価を受けた。その時の大学に対する提言としては、長所として、看護学部の国際的な教育研究交流について評価を頂いたが、助言として、①看護学研究科における社会人受け入れ体制、②看護学部における学生の授業評価、③看護学部および看護学研究科でのシラバスでの成績評価基準、④看護学研究科における国際的な教育研究交流の不足、⑤看護学研究科学生への学位授与方針の明示、の5項目についての改善が指摘された。

【点検・評価】

大学基準協会から助言を受けた5項目に関して現在改善策を検討中である（目標は未達成）。

■平成24年度に持ち越す目標

①大学基準協会の助言を基に改善策を実施する。

N. 情報公開・説明責任

学部・研究科共通

1. 本学の情報公開に関するポリシー

■平成 21 年度から持ち越した目標

①情報セキュリティポリシーとプライバシーポリシーに従い適切な情報公開を行う。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

本学は大学としての社会的責任を果たすために必要に応じて本学の保有する情報を公開する。公開に際しては、情報セキュリティポリシーとプライバシーポリシーに従っている。両ポリシーは本学ホームページで公開している。

【点検・評価】

情報公開に関するポリシーは有効に機能している。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①新しい情報発信のツール（フェイスブック等）を利用するときは、ガイドライン等を作成し情報公開のポリシーを学内外に公開する。

2. 財政公開

■平成 21 年度から持ち越した目標

①ホームページでの財務公開を継続する。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

本学は、平成 13 年度から私立学校法に基づいて閲覧希望者に財政状況を公開してきた。また、平成 17 年度から本学ホームページで公開している。公開内容は、①収支計算書および貸借対照表、②財産目録、③その他（日本赤十字学園全体の事業報告、監査報告等）である。平成 22 年度から学園ホームページに情報リンクをはることで日本赤十字学園の各大学の財政が把握することができるようになった。

【点検・評価】

ホームページ上での公開により、誰でも簡単に財政情報を入手できるようになった（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①ホームページでの財務公開を継続する。

3. 情報公開請求への対応

■平成 21 年度から持ち越した目標

①情報公開請求への対応を継続する。

■平成 22 年度・平成 23 年度

【現状説明】

情報公開の請求に対しては迅速に対応するように準備しているが、請求はなかった。

【点検・評価】

情報公開請求への対応を準備している（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①情報公開請求への対応を継続する。

4. 自己点検・評価結果の発信**a. 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性****■平成 21 年度から持ち越した目標**

①平成 17 年度以降の自己点検・評価結果（年報）をホームページに公開する。

■平成 22 年度・平成 23 年度**【現状説明】**

平成 17 年度から毎年自己点検・評価を行ない、その結果を年報として刊行し、赤十字機関、看護系大学・短期大学、近隣大学等に配付し、データをホームページでの公開を行っている。さらに、平成 22 年度からは、「大学情報の公表」において、教育研究活動等の状況をホームページで公表している。

【点検・評価】

平成 17 年度から平成 21 年度までの自己点検・評価の結果を公開している（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①平成 22 年度・平成 23 年度の自己点検・評価結果（年報）をホームページに公開する。

b. 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性**■平成 21 年度から持ち越した目標**

①平成 21 年度の大学基準協会による大学評価結果をホームページに公開する。

■平成 22 年度・平成 23 年度**【現状説明】**

平成 21 年度の大学基準協会による大学評価結果をホームページに公開した。

【点検・評価】

大学評価結果をホームページにより内外に公開した（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①大学基準協会の助言に基づいて行った改善策をホームページに公開する。

II. 図書館

A. 図書・図書館の整備

学部・研究科共通

1. 資料の体系的整備とその量的整備

■平成21年度から持ち越した目標

- ①広尾館・武蔵野館の資料の分類・整理の一体化（統一）を継続して進める。
- ②武蔵野館においては、認定看護師教育課程と学部生・大学院生の実習中の利用に特化した資料整理、広尾館との相互資料移管を行う。
- ③広尾館・武蔵野館間の相互利用資料運搬のための定期便の運行数を増やす。
- ④研究費購入資料のデータベース化のための職員を増強する。

■平成22年度

【現状説明】

本学図書館の平成22年度図書館資料購入費は、図書・視聴覚資料が8,920,452円、雑誌が13,131,107円であった。このほかデータベース契約料が2,369,588円であった。本学図書館は、国内の看護系他大学に比して資料費は得られているほうではあるが、図書費について前年度マイナス240万円、雑誌費は前年度マイナス98万円の緊縮予算となった。

平成22年度の購入・寄贈・雑収入（研究費購入資料）による資料受入数は図書資料が和2,640冊・洋396冊、除籍後の所蔵資料数は視聴覚資料が和114点・洋0点で、所蔵総計は、図書資料141,666冊、視聴覚資料3,543点となる。

雑誌については、和雑誌はすべて冊子体を購読しているが、洋雑誌は、平成22年1月より15誌を冊子体から電子ジャーナルに切り替えた。

具体的目標のひとつである広尾館・武蔵野館の資料の分類・整理の一体化（統一）に関して、災害（看護・医学・救助）領域の資料のみ実施できた。

平成22年度は、学部全学年の広尾キャンパスでの教育開始と武蔵野キャンパスでの認定看護師教育課程開講により、武蔵野館でのサービス対象が大きく変わることとなり、これに合わせての武蔵野館資料を整備した。

学部1年生用に受け入れていた図書やバックナンバーを含めた雑誌を広尾館へ移管、一方学部生・大学院生の実習中の学習に対応できるように、教員から武蔵野館用に指定された図書を購入し、広尾館からの複本等の移管を行った。

認定看護師教育課程の研修生用としては、約60万円分の図書を購入と専門科目で必要とする雑誌の広尾館からの移管を行った。しかし、認定看護師教育課程の研修生からは、専門領域の図書をもっと増やしてほしいとの要望が上がっている。

広尾館・武蔵野館間で資料の搬送を行う公用車の運行頻度は、前年度と変わらず週1、2回程度と少ないが、急ぎの場合はメール便等も使用できることとなった。

研究費による購入資料については、人員不足のため、前年度同様簡単な仮登録のみ行い、図書館システムへの目録入力が行っていない。

【点検・評価】

平成22年度の具体的目標のひとつとしていた、広尾館・武蔵野館の資料の分類・整理の一体化（統一）については、災害関係図書については実行されたが、大半は手つかずのままとなった（目標は未達成）。現在の人員数で全蔵書の分類・整理を短期間で行うことは不可能なため、目標自体をもっと細かく設定し、年度毎にある程度のまとまりをもって作業が終了できるよう工夫が必要である。

本学図書館は、古い資料も揃い、新刊図書の購入、雑誌購入タイトル数も十分といえる。広尾館における看護学の基礎的資料の補強により、専門性の高い資料群に加えて平成22年度からの全学年の広尾キャンパスにおける教育用の基礎的資料も整った。しかしながら、武蔵野館において新規に開講された認定看護師教育課程用資料は十分ではないとの声もあり、新規購入や広尾館からの移管により整備を続けていかなければならない（目標は未達成）。

広尾館・武蔵野館間の資料の搬送については、メール便等を併用することで、サービスは改善されている（目標達成）。

研究費による購入資料データベース化のための職員補強は、予算の関係から、平成22年度は行われていない。資料の有効利用のためには、図書館システムに目録を入力し、教員研究室に保管中も検索を可能にすることが望ましい（目標は未達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①広尾館・武蔵野館の資料の分類・整理の一体化（統一）を継続して進める。
- ②武蔵野館においては、引き続き認定看護師教育課程と学部生・大学院生の実習中の利用に特化した資料整理を進め、広尾館との相互資料移管を行う。
- ③広尾館・武蔵野館間の相互利用を円滑に進めるため、資料運搬のための定期便の運行を増便する。
- ④研究費購入資料については、これまで紙ファイルを使用した簡単な仮登録のみ行っているが、図書館システムへの目録入力を行い、データベース化する。

■平成23年度

【現状説明】

平成23年度の視聴覚資料を含む図書購入費は、前年度より図書館予算を減額されたにもかかわらず、9,195,012円と、前年度の8,920,452円を上回った。これは、認定看護師教育課程の予算による購入が多かったことによる。雑誌購入費は、武蔵野館での購入タイトル見直し等により、12,539,799円と前年度より約60万円の減額になった。データベース契約料は、2,433,000円とほぼ前年度同様である。

平成23年度の購入・寄贈・雑収入（研究費購入資料）による資料受入数は図書資料が和2,574冊・洋243冊、除籍後の所蔵資料数は視聴覚資料が和96点・洋1点で、所蔵資料総数は、図書143,839冊、視聴覚資料3,625点である。

広尾館・武蔵野館の資料の分類・整理の一体化（統一）に関しては、平成23年度はあまり進展がなかった。理由としては、認定看護師教育課程の新コース開設に伴う新規図書購入、東日本大震災で被災した石巻赤十字看護専門学校への図書寄贈支援、さらに退職教員から大量の寄贈図書があり、その整理に時間をとられたことが挙げられる。

また、広尾館・武蔵野館間相互利用資料の搬送頻度の増については、公用車による搬送にかわり宅配便等を利用することになったため、前年度に比べて早く図書館間の相互利用ができるようになった。

研究費による購入資料のデータベース化については、人員不足のため、図書館システムへの目録入力を行えなかった。

【点検・評価】

平成23年度の具体的目標のひとつであった、広尾館・武蔵野館の資料の分類・整理の一体化（統一）が進んでいない点については、課題が大きく、現状の人員では実行が難しいため、武蔵野館の今後の運営に関する見通しと合わせ、再検討が必要である（目標は未達成）。

昨年度の評価において、認定看護師教育課程用の資料が十分ではないとされた点については、まとまった図書数を新規購入がされ、進展があった（目標達成）。

広尾館・武蔵野館間で資料の搬送については、解決がされている（目標達成）。

研究費による購入資料データベース化のための職員補強は、予算の関係から、平成23年度も行われていない（目標は未達成）。職員増員は今後も困難と思われるため、データベース化の必要度について、再検討を行う必要がある。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①広尾館・武蔵野館の資料の分類・整理の一体化（統一）について、武蔵野館の今後の運営に関する見通しと合わせ、再検討を行う。
- ②研究費購入資料のデータベース化の必要度について、再検討を行う。

2. 図書館の規模、開館時間、閲覧室等の状況

a. 規模等

■平成21年度から持ち越した目標

- ①座席数を維持し、調度の質が下がらないようにメンテナンスを行う。
- ②武蔵野館において、認定コースの学生に利用しやすいようなレイアウトに変更する。
- ③武蔵野館におけるスペース確保のため、学術的価値がなくなった医学図書等の除籍作業を集中的に行う。

■平成22年度

【現状説明】

総面積は広尾館1,096.8㎡・武蔵野館432㎡、閲覧スペースは広尾館760.91㎡・武蔵野館82㎡、視聴覚スペースは広尾館35.8㎡・武蔵野館7㎡、書庫は広尾館147.4㎡・武蔵野館233㎡、事務スペースは広尾館103.85㎡・武蔵野館32㎡、棚板総延長は広尾館4,055m・武蔵野館2,640m、収容可能図書冊数は広尾館112,639冊・武蔵野館73,333冊である。閲覧席は広尾館121席・武蔵野館65席、AVブースは広尾館5席2席、AVルームは広尾館2室×4席、グループ学習室は広尾館3室×6席である。広尾館グループ学習室利用状況は、平成22年度は198グループが利用した。

環境整備のため、広尾館では、業者による床清掃のほか、職員が毎朝全体をチェックし、閲覧机やパソコン、視聴覚機器等への雑巾がけを行っており、武蔵野館では、業者による床清掃および閲覧机等への雑巾がけが毎日行われている。調度の汚れや傷を発見した場合は職員が修繕を施すか、業者へのメンテナンス依頼を行っている。

平成23年3月11日に発生した地震の被害としては、広尾館外壁の一部が落下、武蔵野館では電動書架の不具合が生じたが、どちらもすぐに修理が行われた。

武蔵野館では、学部1年生用に受け入れていた図書や雑誌を広尾館へ移管したのを機に、扉の上げ下げができないなど一部壊れた状態で使用されていた新着雑誌架の数台を処分し、雑誌コー

ナーを整理した。また、平成22年度より認定看護師教育課程の開講場所が広尾キャンパスから武蔵野キャンパスへ移ることとなり、開講前の4月から5月にかけて館内レイアウトを変更し、感染管理・がん化学療法・皮膚・排泄ケアの各コースおよび共通利用図書をまとめた認定コーナーを整備した。

本学図書館では、新規受入資料の大半が広尾館に配架されている。図書および製本雑誌は年間約3000冊のペースで増加しているため、開架書架がすぐに一杯となり、古い資料を書庫へ移動させるという作業を頻繁に行わなければならないが、現在のところ書庫にはまだ余裕がある。

学術雑誌は、平成17年までに刊行されたものは電動式集密書架へ、平成18年以降刊行のものは開架書架へ配架している。新着雑誌については、表紙が見える形で展示してほしいという要望に応じ、平成21年度に165誌分、平成22年度に90誌分の雑誌架を整備した。

武蔵野館では、未整理のまま保管中の寄贈資料等も多く、書庫および電動書架が満杯となっていた。これに加え、前事務局長が医療センター図書室より引き取り広尾館会議室に積まれていた古書約2000冊（橋本文庫）の一時保管場所として武蔵野館が指定されたため、大々的な館内整理を行う必要が生じた。

平成22年9月から12月にかけて、寄贈小冊子等の整理と処分、除籍対象資料のピックアップを行いスペースを確保した。その後、書庫2階より心理学や社会学等の一般図書を電動書架に移動し、この一般図書があった書庫2階半分に橋本文庫が段ボールに収納された状態で収められた。

除籍対象としてピックアップされた資料は1000冊以上であるが、原簿の確認やリスト作成等の処理作業が追い付かず、平成22年度の除籍数は198冊にとどまった。

利用者用の複写機は、広尾館でプリペイドカード式が3台、武蔵野館ではプリペイドカードとコインのどちらも利用可能なものが1台設置してある。広尾館では、時期や時間帯によってはかなり混みあうこともあるが、ほぼニーズを満たしている。武蔵野館では利用者用・業務用兼用で、利用者優先で使用されているが、平成22年度認定看護師教育課程受講者へのアンケート結果では、コピー機の増設および機種変更の要望が非常に多かった。

【点検・評価】

広尾館・武蔵野館とも学生数に対し十分な座席数が確保され、メンテナンスも十分に行われている（目標達成）。広尾館の場合、床面積も広くゆったりとした調度配置でメンテナンスも十分に行われ、快適な利用環境が提供されているといえる（目標達成）。

武蔵野館では、書架にまったく余裕がなく、図書の出し入れや移動が非常にしづらい状態であったが、不要資料の処分、雑誌や図書の広尾館への移管、大幅なレイアウト調整等により、整理作業の能率が多少良くなった（目標達成）。引き続き資料を点検し、資料価値を失った医学図書や必要以上の複本等の除籍作業を集中的に進めていくこととなる。調度については、コンディションが悪く修理不能であった什器が処分され、現在使用中のものには問題はない。

広尾館では、表紙が展示できる新着雑誌架を平成21年度より2カ年計画で購入した。平成22年度をもって、計画通り設置が実現し、利用者の要望に応えられた（目標達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

①武蔵野館において、学術的価値がなくなった医学図書や必要以上の複本の除籍作業を行う。

■平成23年度

【現状説明】

広尾館においては、前年度同様、多数の図書増加があり、年3回程度開架書架から集密書架へ

の移動を行い対応した。

前年度末に退職された教員から大量の図書の寄贈を受けたが、そのうち、川嶋みどり教授の著書については、広尾館内に「川嶋みどり文庫」コーナーを設け、まとめて閲覧できるようにした。

また、広尾館グループ学習室の利用状況は、232グループ（前年比17%増）であった。

具体的目標として掲げた、武蔵野館での集中的な除籍作業については、短大・看護専門学校分として重複して購入していた雑誌を中心に、平成23年度は659冊を除籍した。未登録のまま保管されていた寄贈資料と研究費購入資料については、重複チェックを行い、広尾館・武蔵野館合わせて4冊以上の所蔵があるものについては持ち帰り自由として学生や教員に提供した。これらの作業により電動書架内がかなり整理されてきた。

利用者用の複写機は、広尾館ではプリペイドカード式のみ3台設置されていたが、平成24年4月、そのうち1台にコインキットが追加設置され、現金清算が可能になった。武蔵野館ではプリペイドカードとコインのどちらも利用可能ではあるものの、利用者用・業務用兼用1台のみであり、増設が望まれる。

【点検・評価】

閲覧席等は、広尾館・武蔵野館とも、すべて余裕をもって使われており、問題はない。

書架については、武蔵野館では、平成22年度以降の継続的な整理により多少利用しやすくなっているが、引き続き必要以上の複本や資料価値を失った医学図書等の除籍について進めていく必要がある（目標達成）。

設備については、武蔵野館での複写機の増設および機種変更について検討が必要である。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①武蔵野館において、学術的価値がなくなった医学図書や必要以上の複本の除籍作業を引き続き行う。
- ②武蔵野館の複写機について、増設を検討する。

b. 開館時間等

■平成21年度から持ち越した目標

特になし。

■平成22年度

【現状説明】

広尾館の開館時間は、平日9:30-20:00、夏季休暇等学生休暇中は9:30-17:00である。夏季・春季休暇等を除く毎土曜日は10:00-17:00に開館している。日曜・祝日・日本赤十字社創立記念日・年末年始・入試日のほか、年度末集中業務のため3月下旬から4月上旬の約1週間を閉館としている。平成22年度の開館日数は、東日本大震災の影響により3月後半を閉館としたこともあり、前年度より3日少ない257日であった。

平成22年度より、平成21年度まで武蔵野キャンパスで行われていた看護学部1年生の授業が広尾キャンパスに移り、認定看護師教育課程の授業は広尾館から武蔵野キャンパスへと、入れ替わりがあった。これにより、武蔵野館の主な利用者が、認定看護師教育課程の研修生と、武蔵野赤十字病院にて実習中の学部生・大学院生となり、利用期間が限定されたこと、また図書館アルバイト職員数削減もあり、開館日と開館時間を大きく見直した。認定看護師教育課程開講中または学部生・大学院生の看護学実習中である6月から2月は、開館時間を月曜～金曜の11:30-19:30、

ただし職員1名体制のため、研修生授業時間中である13:30-14:30を昼休みとした。当初は、この図書館職員不在となる一時閉館時間中に利用希望があった場合は、武蔵野キャンパス事務課職員が対応するとの申し合わせがされていたが、実際には人手不足のため運用が難しく、対応は行われないこととなった。4月・5月・3月は、本学学生の利用はほとんど見込まれないが、武蔵野赤十字病院職員の利用に配慮して、火曜・木曜の11:30-17:30を開館した。

開館日数は、前年度より43日少ない179日であった。平成22年度の入館者数は、広尾館が57,373人（前年比8.4%増）、武蔵野館が7,840人（前年比9.7%減）であった。図書の貸出冊数は全体で17,867冊（前年比約2%減）であった。教職員・学外利用登録者への貸出数は増加したのに対し、学部生・大学院生・研修生の利用が減少している。

【点検・評価】

開館時間については、広尾館では開館時間を延長の要望は特に出していないが、武蔵野館では、認定看護師教育課程研修生より、午前9時から午後9時半ごろまで一時閉館なしで利用したい、土曜日にも利用したいなどの要望が多くあった。予算的にこれ以上の人員増は見込めないが、平成23年度は、現行の人員体制を工夫し、特に6月～8月の授業期間中は開館時間を柔軟に変更するなどして対応することが望ましい。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①武蔵野館において、認定看護師教育課程研修生がより利用しやすいように開館時間の拡大を図る。

■平成23年度

【現状説明】

広尾館は、前年度と同様の開館時間を継続している。武蔵野館では、平成22年度に開館日と開館時間を大きく変更したが、認定看護師教育課程研修生への図書館利用に関するアンケート結果を受けて、平成23年度も再度開館時間を見直した。閉館時刻を広尾館と同じ20:00に変更、平成22年度は13:30-14:30に一時閉館し職員の休憩時間としていたが、学生の利用が多い6・7月のみであるが、職員2名を配置しノンストップで開館した。ただし1日の開館時間は、認定コース開講期間と学部生・大学院生の実習期間は8時間と1時間のみの増加である。また、学内利用者の少ないそれ以外の期間は1時間短縮した。

平成23年度の開館日数は、広尾館が前年度より6日多い263日、武蔵野館は4日多い183日であった。しかしながら、平成23年度の入館者数は、広尾館51,350人、武蔵野館8,675人であり、ともに前年比約11%減少となった。図書の貸出冊数は、全体で20,504冊（前年比14.8%増）であった。大学院生が前年比28%増、認定看護師教育課程研修生が前年度の約3倍であった。

【点検・評価】

開館時間については、武蔵野館を6月～8月は2名体制とし開館時間を調整するなど、利用者の要望に応じた点は評価できる（目標達成）。武蔵野館における認定看護師教育課程研修の開講期間および学部生・大学院生の実習期間以外の期間は開館時間が短縮されたが、主に学外者向けのサービス開館とあってよく、特に問題はない。

広尾館・武蔵野館とも、入館者数の減少については分析の必要がある。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①広尾館・武蔵野館とも、利用者数の減少について分析を行う。

c. 情報検索設備、視聴覚機器の配備

■平成21年度から持ち越した目標

特になし。

■平成22年度

【現状説明】

利用者資料検索用に設置されたパソコンは、広尾館で8台、武蔵野館で5台である。平成22年度は機器の入れ替え等の変更はなかった。検索用パソコンは、利用が集中する時間には全席が使用されていることもあるが、情報処理室や研究室等、学内のすべてのパソコンでも同等の検索ができるため、利用者からの不満は出ていない。また、平成22年4月、館内に無線LAN設備が整備され、持ち込みのパソコンでもインターネット利用ができるようになった。

視聴覚機器は、VHS・DVDプレーヤーが広尾館に7台、武蔵野館2台あり、広尾館では個人ブースが5席とグループで利用できるAVルーム2室に、武蔵野館は2台とも個人ブースに設置されている。両館とも特に機器トラブル等は起きていない。広尾館のAVブース年間利用者数は348名（前年比236名増）、AVルーム年間利用グループ数は103グループである。武蔵野館のAVブース年間利用者数は10名である。

【点検・評価】

情報検索設備、視聴覚機器の配備とも必要を満たしている。

【平成23年度に持ち越す目標】

①現状の設備を良好に維持する。

■平成23年度

【現状説明】

情報検索設備、視聴覚機器の配備状況は、平成22年度と同様である。

本学図書館の利用者用パソコンは情報検索のみの利用に限定しており、文書作成・表計算・プレゼンテーションなどのソフトはインストールされていない。資料を参照しつつレポートを作成したい場合、個人のパソコンを持ち込んでいる様子がみられるが、携帯できるパソコンを持っていない利用者のために、館内に情報処理室と同様の設定がされたパソコンがあるとよいとの要望もあがっている。

広尾館のAVブース年間利用者数は133名（前年比215名減）、AVルーム年間利用グループ数は101グループ（前年比2グループ減）である。武蔵野館のAVブース年間利用者数は0名（前年比10名減）である。

【点検・評価】

情報検索および視聴覚資料の利用のための機器の配備は必要を満たしている（目標達成）。このほかに館内でのレポート作成等にも対応できるパソコンの用意があればなお望ましい。

【平成24年度に持ち越す目標】

①情報検索とレポート作成が同時に行える利用者用パソコンの設置を検討する。

B. 情報インフラ

学部・研究科共通

1. 学術情報の処理・提携システムの整備

■平成21年度から持ち越した目標

- ①引き続きOPACで提供している目録についてのデータ検証と修正を急ぐ。
- ②電子ジャーナルについて、有用性を確認した上で導入を検討する。
- ③有用なデータベースについては、積極的に新規導入を検討する。
- ④データベース講習会の開催回数を増やす。

■平成22年度

【現状説明】

図書館システムについては特に変更はなかったが、OPAC利用状況照会画面からの接続によりCINAHLデータベースが学外からも検索できるようにするなど、細かい工夫を行った。

平成22年度は、大学のホームページ全体のリニューアルが行われた。図書館ホームページも日本赤十字看護大学歴史史料室の所蔵資料データベースのアイコンを貼るなど、委員会での検討を重ねて様々な要望を取り入れ一新した。また、ある程度の修正や追記等は図書館から直接行えるようになり、図書館情報の細かな発信ができるようになった。

電子ジャーナルは、平成22年1月より15タイトルを導入した。

図書・視聴覚資料・製本雑誌データについて、すべて目録が作成されOPACで提供されている。ただし、統合前の各館での図書館システムの変更、大学統合後の2館のデータの統合などを経て、データ移行もれや消失があり、所蔵があるにもかかわらず検索結果に反映されないなどの問題がある。前年度より引き続きデータの確認・修正を続けているが、他の業務の合間に行っていることのため、すべての確認には数年がかかる見通しである。

文献検索データベースは、平成22年度より、医中誌Webは同時アクセス数を5アクセスから12アクセスに、「CINAHL with Full Text」は1アクセスから4アクセスに契約を拡大した。「医中誌WEB」と「JDream II」(日赤学園の4大学で60アクセス)は日本赤十字学園コンソーシアム、「CINAHL with Full Text」(4アクセス)は日本看護図書館協会コンソーシアムにより契約し、データベース契約料の一部に同窓会からの寄付金50万円を充てている。「Cochrane Library」と「CiNii」のアクセス数は無制限である。

データベースについては、毎年各タイトル1～2回の講習会を開催しているが、平成22年度は、図書館主催が4回、図書館・FD共催1回、図書館・医療センター図書室共催が4回の、合計9回の講習会が開催された。

【点検・評価】

図書館システム内の資料データについては、膨大な量ではあるが引き続き確認と訂正を続けており、蔵書点検の結果判明したアンマッチデータについても書庫等を整理・再確認し、引き続き蔵書点検を繰り返して検証している(目標達成)。

電子ジャーナルは、15タイトルとまだ少ないが、目標通り導入が行われた(目標達成)。

データベースは、予算の面で新規タイトルの導入を断念した（目標は未達成）。ただし、文献検索データベースについて、要望が多かった「医中誌Web」と「CINAHL with Full Text」の2タイトルは、アクセス数が増加され、利用者からのクレームがなくなった。

データベース講習会は、学生の論文作成スケジュール等に合わせるなど、開催時期を工夫している（目標達成）。しかし、ほとんどの場合授業時間をはずした夕方の開催となるためか、全体としては参加者が多いとは言えず、今後は広報等の工夫も望まれる。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①引き続きOPACで提供している目録についてのデータ検証と修正を急ぐ。
- ②図書館ホームページからの情報発信を積極的に行う。

■平成23年度

【現状説明】

図書館システムおよび文献検索データベースの契約については、平成23年度は特に変更はない。OPACで提供している所蔵目録についてはデータ検証と修正を続けているが、ルーティンの業務が一段落した際に少々進む程度であり、処理数は200冊程度であった。

図書館ホームページは、他大学との相互利用に関する詳しい説明を追加したほか、東日本大震災被災者への利用案内なども含め、月1～2回「図書館からのお知らせ」の更新を行った。

データベース講習会は、例年通り各タイトル1～2回、平成23年度はすべて図書館主催であった。ただし、医学中央雑誌WEBとJDreamⅡ、CINAHL with Full TextとCochrane Libraryは合わせての開催としたため、開催日数としては前年度より少ない。データベース検索以外にも、情報システム委員会予算で契約している文献管理ソフトRefworksについて、バージョンアップ前の6月とバージョンアップ後の12月の2回開催した。

電子ジャーナルについては、冊子体と電子版の購読料を比較し、電子版のほうが安価な場合は電子ジャーナルに契約を変えることとし、前年より40タイトル増の55タイトルとなった。

【点検・評価】

図書館システム内の資料データ検証と修正については、あまり進展がみられない（目標は未達成）。作業量が膨大なため、全体に対して数カ年計画をたて、年度ずつの遂行目標を設定することが望ましい。

図書館ホームページからの情報発信については、必要事項に関してはきちんと行われている（目標達成）。電子ジャーナルと文献検索データベースについては、利用度と価格のバランスを考慮し、ながら追加導入の検討を続けていかなければならないが、現状では特に問題はない。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①OPACで提供している目録についてのデータ検証・修正計画、年度毎の作業計画をたてる。

2. 国内外の図書館との協力

■平成21年度から持ち越した目標

- ①現在の協力活動に加え、近隣の大学等とも連携を強化する。

■平成22年度

【現状説明】

本学図書館では、日本看護図書館協会、私立大学図書館協会、日本図書館協会に加盟、また、日本赤十字学園傘下の6大学図書館と密に連絡を取り合い、運営に関するノウハウの情報交換等

を行っている。日本赤十字学園傘下大学とは、メーリングリストによりさまざまな問題を相談し合う他、年1回、6大学の図書館職員が参集し、「日本赤十字学園図書館連絡会」を開催している。平成22年度は日本赤十字北海道看護大学で開催され、洋雑誌や文献管理ソフトの共同購入についての検討や、実務的情報交換を行った。

日赤関係では、日本赤十字社医療センター図書室との相互協力活動として、データベースマニュアルの共同作成、データベース講習会の共同開催等を行った。

また、隣接する聖心女子大学の図書館を、紹介状等の発行を必要とせず利用できるように相互利用覚書を交わしたほか、近隣のいくつかの大学図書館にも連携を打診中である。

そのほか、武蔵野館では、平成20年より武蔵野大学看護学部より継続的に依頼を受け、学生および教員の武蔵野赤十字病院における実習期間中の図書館利用を認めている。

学外者については、学生証や免許証等の身分証明書を提示すれば、すべての利用希望者が閲覧・複写等の館内利用ができる。平成22年度学外者の来館利用人数は、広尾館が1380名（前年比8%増）、武蔵野館が379名（前年比49%減）である。利用者構成としては、広尾館では、隣接する日本赤十字社医療センター職員が約40%、武蔵野館では武蔵野赤十字病院職員が87%となっている。

また、本学卒業生および元本学教職員、日本赤十字社関連団体の職員は、館外貸出を受けるための利用登録が可能となっている。平成22年度の利用登録数は、広尾館が71名（前年比16%増）、武蔵野館が80名（前年比表2%減）であった。

他機関との相互協力による文献複写サービスについては、平成22年度の学外からの受付件数は、広尾館が1,697件で前年度より微増であったが、武蔵野館では複写依頼の多い雑誌を広尾館へ移管したことから受付件数は606件（前年比735件減）と激減した。本学から他館への依頼件数は、広尾館623件、武蔵野館86件であった。

【点検・評価】

学外者に対しては、学生証や免許証等の提示と利用申込書記入のみで来館利用を受け入れ、卒業生や日赤関係者には貸出サービスも行うなど、広く開放されている。

一方、本学学内者の他機関図書館利用については、平成22年度は、聖心女子大学との正式な取り決めにより、利用の手続きが簡素化された。本学では所蔵の少ない心理学分野等の図書やデータベースが気軽に利用できるようになり、小規模校である本学にとっては意義のある連携となった（目標達成）。引き続き、本学学生と教職員が幅広い資料へ気軽にアクセスできるよう、その他の近隣の大学とも相互利用の提携を増やすことが望ましい。

文献複写送付サービスについては、NACSIS-ILLの料金相殺サービスおよびFAX等による複写依頼の両方に応じている。14:00までに依頼されたものは基本的に当日に送付するなど迅速に処理されている。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①渋谷区内・港区内など、近隣の大学図書館と連携し、相互利用を緊密化する。

■平成23年度

【現状説明】

平成22年の聖心女子大学図書館に加え、平成23年度は青山学院大学図書館青山キャンパス本館、東京慈恵会医科大学学術情報センター図書館（本館・国領分館）とも相互利用提携を結んだ。

図書館協会の加盟状況は平成22年度と同様である。

日本赤十字学園傘下6大学で、平成13年より平成22年までの10年間、年1回開催してきた「日本赤十字学園図書館連絡会」は、平成23年度より、日本赤十字学園法人本部主催により定期開催されることとなった「日本赤十字学園図書館長会議」に吸収され、発展的解消となった。第1回館長会議では、東日本大震災に係る石巻赤十字看護専門学校への図書支援、「学術機関リポジトリ」の構築、「学園リポジトリ」の6大学共同運用、6大学OPACのクロス検索、などが協議された。この会議ののち、本学でも東日本大震災で被災した石巻赤十字看護専門学校への図書の寄贈を教員や出版社へ依頼し、集まった259冊の目録データを作成して送付した。

学外者の来館利用人数は、平成22年度までは手書きの利用申込書のみのカウントであったが、平成23年度は、広尾館の図書館利用カードを所持している日赤幹部看護師研修センター所属者、日赤助産師学校所属者、利用登録者について、入館ゲートでのカウントを行ったところ、3,946名（前年比3倍増）であった。武蔵野館は、前年度と同じく本人の申し出による利用申請書記名の手続きであるが、289名（前年比24%減）であった。

貸出利用登録者数は、広尾館では平成23年度年間利用登録料を無料にしたことも影響して192名（前年比2.7倍）、武蔵野館ではもともと無料で貸出利用が可能だった武蔵野赤十字病院職員の利用が減り42名（前年比47%減）であった。

文献複写サービスについては、他機関からの受付件数は、広尾館が1,852件（前年比約8%増）、武蔵野館が548件（前年比約10%減）であった。他館への依頼件数は、広尾館が828件（前年比約30%増）、武蔵野館が49件（約40%減）であった。

【点検・評価】

本学学内者の他機関図書館利用については、他大学との連携の幅が広がり、本学学生・研究者にとって便利となった（目標達成）。このほかに、武蔵野館近隣の杏林大学や武蔵野大学との連携の要望も出ており、今後検討する。

学外者の本学図書館利用に対しては、卒業生や日赤関係者への貸出サービスにおいて、広尾館での登録料を無料化するなどの試みもされ、ますますオープンになり、利用者数は増加している。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①武蔵野キャンパス近隣の大学図書館と連携し、相互利用を緊密化する。

3. 学術資料の記録・保管のための配慮

■平成21年度から持ち越した目標

- ①武蔵野館所蔵図書のラベル剥落・破損図書等の状態改善を行う。
- ②赤十字資料をより利用しやすく整理する。
- ③書架整理の頻度を増やす。

■平成22年度

【現状説明】

図書については、劣化防止のため、ブックコートフィルムを装着して表面を保護している。広尾館では、平成15年度以降受入分のほとんどにコーティングがされ、また平成14年度以前受入分についても貸出利用があったものは書架に戻す前に汚れを落としてコーティング処理をしている。武蔵野館では、統合以前に受入したコーティングのされていない図書について、ブックカバーの破損や図書ラベルの剥落などが多く、利用および書架整理に支障をきたしている。認定コース研修生への図書館利用に関するアンケートでは、図書館システム上はデータがあるが、資料が

見つからなかったという回答が23名から寄せられた。

雑誌は、広尾館・武蔵野館とも巻ごとに製本されている。

VHSは、劣化が進んで使用に耐えないものも出てきているため、教員が必須資料と認めたものに関しては、DVDに切り替えを行っている。

学部生の卒業論文については、プラスチック・ファイルに入れて学務課へ提出されたものを図書館の開架書架に収めて閲覧に供している。利用は閲覧のみで、複写は禁止している。

大学院看護学研究科修士課程と博士後期課程の論文は、製本して学務課へ提出されたものを、図書館の学位論文コーナーに収め、閲覧に供している。複写に関しては各研究者からの許諾の範囲にしたがって制限をかけている。なお、それぞれの論文の研究者名とタイトルは、図書館のホームページ上に公開している。

広尾館・武蔵野館とも資料は貴重書を除き全開架式で、利用者が自由に閲覧できるようになっている分、書架の配列が乱れやすい。広尾館では、アルバイトやボランティアによる書架整理と職員による確認や移動によりある程度は保っているものの、実習中などは整理が追いつかないこともある。武蔵野館では、1名勤務体制のため、当日勤務の職員またはアルバイトが折を見て限られた箇所を整理する程度で、まとまった点検の時間がとれていない。

広尾館・武蔵野館とも、蔵書の紛失防止のため、すべての資料に磁気テープを装着し、ブック・ディテクション・システムを退出ゲートに設置している。

平成20年度には、広尾館・武蔵野館とも業者を投入しての蔵書点検を行い、新館移転時に所在場所のデータが未修正であったなどの問題が発見され、多くのデータ訂正がされた。平成21・22年度は、閉館日の設定が難しいこと、準備・調整・後処理にかなり時間がかかること等の問題から実現しなかったが、平成23年度は学生夏季休暇中の蔵書点検を予定している。

【点検・評価】

図書については、広尾館では破損・劣化防止がほぼできており、問題ないといえる。武蔵野館では、ラベルが剥落している図書に、ラベルの再貼付を進めているが、まだ多くの資料が残されており、早急に対応しなければならない（目標は未達成）。

雑誌については、両館とも現物・データ管理保管状況および利用の便とも良好である。

視聴覚資料については劣化したVHSは予算に応じDVDへの買い替えを進めている。

卒業研究・修士論文・博士論文は、閲覧者が多いが、傷みの目立つものはほとんどない。ただし学位論文コーナーはスペースに限りがあるため、5年以内に保管場所を検討する必要があると思われる。

赤十字資料は、パンフレット状の資料等が未整理のまま保管されている。平成22年度はほとんど整理ができないままであった（目標は未達成）。現在の細かい分類法をどうするかも合わせ、整理方法を検討していく必要がある。

館内の書架の整理については、両館とも整理に十分な時間がとれているとは言えず、継続課題となる（目標は未達成）。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①所蔵図書のラベル剥落・破損図書等の状態改善を行う。
- ②赤十字資料をより利用しやすく整理する。
- ③書架整理の頻度を増やす。

■平成23年度

【現状説明】

武蔵野館における図書ラベル剥落に対しては少しずつラベルの再貼付を行っている。

劣化が進んだVHSについては、平成23年度は、保護者会からの寄付金50万円を使用して、利用の多いVHS17点をDVDに切り替えた。

書架整理については、広尾館では、実習期間等を除けばある程度は整理状態が保たれている。武蔵野館ではぎりぎりの職員数で開館サービスに対応しているため、整理が間に合わない状況が続いている。

蔵書点検については、平成23年度は広尾館のみ学生夏季休暇期間に3日間閉館し実施した。前回平成20年度の蔵書点検後、新たに76冊の図書が紛失という結果が出ている。

赤十字資料の整理については、蔵書点検の際、未登録資料として点検対象からはずされた小冊子類が200冊程あったため、複本多数のものは処分し、貴重と思われるもの約100冊を史料室へ移管した。分類の検討等は、余裕がなく行われなかった。

【点検・評価】

- ①所蔵図書のラベル剥落・破損図書等の状態改善を行う。
- ②赤十字資料をより利用しやすく整理する。
- ③書架整理の頻度を増やす。

図書については、武蔵野館で問題となっている剥落または劣化ラベルの修理改善を進めているが、まだ多くの資料が残されている（目標は未達成）。

視聴覚資料は、劣化したVHSのDVDへの買い替えが順調に進んでいる。

赤十字資料は、冊子類の整理は進展があったが、分類の検討は行われていない（目標は未達成）。今後は、赤十字関係図書の現在の必要以上に細かい分類法を簡素化し、よりわかりやすく整理していく必要がある。

書架整理については、職員の少ない武蔵野館における整理方法に工夫が必要である（目標は未達成）。

蔵書点検については、平成22年度調査で紛失となっていた図書の事後調査が徹底していない。書庫の資料一時保管コーナー等、蔵書点検の対象から外れている場所もよく整理して再調査し、3回連続で蔵書点検結果が紛失となった場合は除籍手続きを行わなければならないが、同時に紛失の原因を分析し、防止対策をたてる必要がある。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①引き続き武蔵野館所蔵図書のラベル剥落・破損図書等の状態改善を行う。
- ②赤十字資料の分類方法を検討する。
- ③紛失図書の実態と原因についての調査を行う。

4. 大学の歴史資料

■平成21年度から持ち越した目標

- ①図書館と史料室で、貴重資料の現物とデータの照合およびデータ修正を行う。

■平成22年度

【現状説明】

本学では、看護実践・教育・研究フロンティアセンター事業の一環として歴史編纂プロジェクトを立ち上げ、明治・大正・昭和中期における日本赤十字社の看護婦養成事業を中心とした史料

の収集、保存、編纂を行っている。平成18年度より日本赤十字社からの研究助成金（学園助成金）を得て、日本赤十字看護大学史料室および歴史展示コーナーを設置し、ホームページを整備、データベースを一部公開している。

現在週1日のみ非常勤職員とアルバイトが資料整理業務のため勤務し、学外の研究者等の見学および閲覧希望や、史実に関する問い合わせの調査などにも対応している。

現在、史料室は、看護実践・教育・研究フロンティアセンター事業として活動しており、本学図書館から現物移管した貴重書を保管するほか、あらたに古書店より購入あるいは寄贈等により独自に史料収集を行っている。目録も独自に業者への外注およびアルバイトにより作成を進めている。このため、大学図書館に財産登録されている図書と登録されていない資料があり、データも共有している部分としていない部分がある。

【点検・評価】

目標としていた貴重資料の現物とデータの照合および修正については、方針や作業内容の確認等、基本的な調整が行えなかったことから平成22年度は実行されなかった（目標は未達成）。

本学史料室における、歴史的に貴重な資料の収集・整理・保存活動について、管理面では、コンディションの整った環境で保管していることは評価できる。

しかし、史料室の組織的位置づけ、図書館との業務分担や権限、責任の範囲などが定義されないまま活動が進んでおり、図書館では史料室蔵書の全容がわからないなど中途半端な管理状況である。今後のそれぞれの在り方と活動内容をはっきりさせ、それに合わせて必要な手続きを行い、正確なデータベース作成のためのシステムを整えなければならない。

【平成23年度に持ち越す目標】

- ①図書館と史料室の今後の役割分担についての確認を行う。
- ②貴重書として特別に取り扱うべき資料がないか、図書館所蔵資料を調査する。

■平成23年度

【現状説明】

平成18年度より平成22年度まで日本赤十字社からの研究助成金（学園助成金）が交付され、本学歴史編纂プロジェクトの活動として、古書店からの史料の購入や、ホームページおよびデータベース作成の外注、劣化防止処理、企画展示等を行ってきた。平成23年度より人道センター助成金として平成26年度まで助成金交付の継続が決定している。

【点検・評価】

平成23年度は、広尾館蔵書点検時に発見された日赤関係の未登録史料約50冊を移管できたが、目標のひとつであった図書館と史料室の役割分担確認は余裕がなく行われなかった（目標は未達成）。貴重資料として取り扱うべき資料の調査については広尾館のみ蔵書点検を契機に実行された（目標達成）。武蔵野館では現物とデータの照合に時間がかかるため今後の課題となる。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①図書館と史料室の今後の役割分担についての確認を行う。

Ⅲ. 看護実践・教育・研究
フロンティアセンター

A. センターの目的と運営

■平成22年度・平成23年度

【現状説明】

1. 目的と意義

看護実践・研究・教育フロンティアセンター（以下、フロンティアセンターという）は、大学がこれまで蓄積してきた知的・実践的ノウハウをもとに、人々に求められる看護の可能性を追求し、開かれた大学をめざして平成17年8月に開設された。人々の健康ニーズは多様化し、医療や看護への期待もますます大きくなってきている。そこで新たな発想で創造的な活動を行う必要があるとの共通認識のもとにスタートしたものである。

その目的は、以下の通りである。

- (1) 大学としての教育機能を学内にとどめず、看護界ならびに広く国内外の社会に貢献する資源として活用できるようにする。
- (2) 研究活動を通してその知見を学内外に発信し、研究成果を社会共有の知識として広め、人々の福祉と健康に資するために活用する。
- (3) 多様化する社会・個人のニーズに対応しつつ、一人一人を大切にしたい新しい看護活動を推進する核として活動する。

2. 学内の位置づけと組織・運営

a. 学内の位置づけ

フロンティアセンターは、日本赤十字看護大学学則第43条の3第2項に規定する学部、大学院からは独立した研究施設として位置づけられる。

b. 組織と運営

フロンティアセンターは、①実践部門、②教育部門、③研究部門、④広報部に大別され、フロンティアセンター長と各部門長を置く。

同センターの運営について討議するため、フロンティアセンター運営委員会が設けられている。運営委員会の構成員はフロンティアセンター長、学長、学部長、部門長、事務局長、事務局となっている。運営委員会は、平成22年度・平成23年度ともに年10回開催された。主な議題は①年間計画及び会計・予算、②認定看護師教育課程の運営、③広報（ホームページ並びにパンフレットのリニューアル）、④フロンティアセミナーの企画・運営等、⑤収益事業の運営等であった。

なお、フロンティアセンターの運営に関わる財源は、原則として自主財源となっている。

事務局はフロンティアセンター専従の職員は雇用せず、事務局が兼担する。

B. センターの事業

認定看護師教育課程

■平成 21 年度から持ち越した課題

学部 1 年生から 4 年生までを広尾キャンパスで教育することが決定したことに伴って、広尾キャンパスで開講していた認定看護師教育課程が武蔵野キャンパスに移転することになった。また、認定看護師教育課程は「感染管理」「皮膚・排泄ケアコース」「がん化学療法看護」の 3 分野ともに開講 5 年目となる平成 22 年度をもって休止する予定であったが、「皮膚排泄ケア」「がん化学療法」の 2 分野を休講とし、新たに「認知症看護」「糖尿病看護」「慢性呼吸器疾患看護」の 3 分野を加えた 4 分野で開講することが急遽決定された。これに関連して、以下の課題を達成することが急務となった。

- ①広尾キャンパスから武蔵野キャンパスへの引っ越し作業を円滑に行う。
- ②3 コースの教育を武蔵野キャンパスで行えるよう、施設設備を点検・整備すること。
- ③3 コースから 4 コースの教育になるにあたって、施設・設備の点検・拡充を行うこと。
- ④武蔵野キャンパスで開講するにあたり、実際の運営については実務担当者（教務主任）がその任に当たること。
- ⑤修了生と連携してスキルアップセミナーを企画・実施すること。
- ⑥新規開講する 3 分野について、看護協会への申請を円滑に行うこと。
- ⑦新規開設 3 分野を含めて 4 分野で定員を確保すること。

■平成 22 年度

【現状説明】

平成22年度、本課程は武蔵野キャンパスへの引っ越し作業を無事完了し、「感染管理」「皮膚・排泄ケア」「がん化学療法看護」の3分野について武蔵野キャンパスで認定看護師教育課程開講の準備を整えた。教員組織は、赤十字病院から派遣された認定看護師資格者の専任教員（3名、8ヶ月間派遣）を含め、本学教員と非常勤講師が共通科目、専門科目等を担当した。カリキュラムや実習施設はホームページで公開している。

入学者選抜試験を平成21年9月に一般入試・推薦入試、11月（A0入試）および平成22年3月（感染と皮膚のA0第二次）を実施し、平成22年度は、6月に95名が入学した。その95名と平成21年度入学者1名を含む96名が研修し、11月に所定の科目を修了した93名に修了証が授与された。皮膚・排泄ケアコースの2名については、修了単位不足（実習）があり、補充追加実習を行い、12月に修了証が授与された。

認定看護師認定審査を2か月後に控えた平成23年3月10日に各コース別に模擬試験と講評及び認定審査対策講義による1日間のフォローアップ研修を実施し、本学修了生105名、他の教育機関修了生97名、合計202名の参加があった。

平成23年5月10日に実施された第19回認定看護師認定審査には、本学修了生111名が受験し107名が合格した。

武蔵野キャンパスでの認定看護師教育課程運営にあたって、認定看護師教育課程運営委

員会の下に専任教員会議を設け、実務レベルの協議・検討を行うこととした。

平成 21 年度から修了生のスキルアップと修了生間の交流を図ることを目的として、スキルアップセミナーを開催することになった。平成 21 年度は教員主導で企画・実施したが、平成 22 年度は修了生のニーズ把握から企画・実施までを担当の修了生と共同で行った。遠隔地で勤務している研修生と連絡を取りながらの企画・実施は大変であったが、3 コースとも充実した内容で、外部参加者も含めて 350 名の参加者を得て、平成 22 年 11 月 27 日に実施することができた（表Ⅲ-B-1）。

表Ⅲ-B-1 平成22年度スキルアップセミナー概要

	演題	演者等
基調講演	「認定看護師の活用・看護管理者の立場から」	日本看護協会理事 福井トシ子氏
感染管理	「環境清掃の再考」	講演とパネルディスカッション
皮膚・排泄ケア	「局所陰圧閉鎖療法の実践」	講演とシンポジウム
がん化学療法看護	「多職種間のコミュニケーション」	講演とシンポジウム

【点検・評価】

4 月に 3 分野に係る教育機材を含めた引っ越し作業と共に武蔵野キャンパス A 館の 310 教室改修、B202・B206 教室の AV 機器の調整を終えて研修生を受け入れることができた（目標達成）。しかし、パソコンやプロジェクター等の機器は短期大学時代から使用してきたものもあり、開講後、認定看護師教育に必要な機能を満たしていないことが明らかになったものもあり（動画が動かない、PC ソフトが古い等々）、授業に支障をきたしたこともあった。次年度、4 コース開講に向けての課題である（目標は未達成）。また、毎年きめ細かに施設設備のメンテナンスを行ってはいるが、改修した教室の雨漏り等、建物（A 館）の老朽化に伴う施設設備の問題が残った。

新たに設けた専任教員会議で実務レベルの協議・検討を行いながら進めたことで円滑な運営ができたと考える。（目標達成）

スキルアップセミナーは企画から運営までの大部分を認定看護師教育課程に関わる教職員と研修生で行うことができた（目標達成）。しかし、フロンティアセミナーの一つとして位置付けられているので、もう少し大学全体の教職員の協力を得て実際の運営に当たることが必要である。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①4 コース開講に向けて教育機材・施設設備の補充と点検・整備を行う。
- ②新規 3 コースを含めた 4 コースの運営を円滑に行う。
- ③フロンティアセミナーの一つであるスキルアップセミナーの運営を改善する。
- ④一般入試で定員を満たせない状況が続いており、入試広報の方法について検討が必要である。特に赤十字施設への働きかけについて検討する。

■平成 23 年度

【現状説明】

入学者選抜試験は平成22年12月に行ったが、定員を満たすことができず、2次募集を行い、平成23年3月に2回目の入試を実施した。

4コース、約120名の教育にあたり必要な教育機材を整えることができ、6月1日に感染管理(32名)、糖尿病看護(31名)、認知症看護(31名)、慢性呼吸器疾患看護(32名)、合計126名の研修生が入学した。

11月に所定の科目を修了した115名が修了証書を授与された。

教員組織・カリキュラム・実習施設については、ホームページで公開している。

平成24年3月13日に各コース別に模擬試験と講評及び認定審査対策講義というプログラムで1日間のフォローアップ研修を実施し、本学修了生116名、他の教育機関修了生73名、合計189名の参加があった。

平成24年5月22日に実施された第20回認定看護師認定審査には、本学修了生118名が受験し112名が合格した。

平成23年度のスキルアップセミナーは11月26日に実施した。感染管理コースと休講している皮膚・排泄ケアコース、がん化学療法看護コースの3コース修了生と当該コース主任教員(を務めた教員)、過去に赤十字病院から派遣され、専任教員を務めた方々が協力して企画した。基調講演として世論を巻き込んだ話題となっている「特定看護師(仮称)」について取り上げたことに加え、3コースともに東日本大震災における認定看護師の活動の実態と課題に焦点を当てたプログラムとなったため、370名を超える参加者を得て盛会であった(表Ⅲ-B-2)。

表Ⅲ-B-2 平成23年度スキルアップセミナー概要

	演題	演者等
基調講演	「特定看護師(仮称)ーこれまでの経緯ー」	本学看護管理学 鶴田恵子教授
感染管理	東日本大震災と感染管理認定看護師の果たす役割	講演とパネルディスカッション
皮膚・排泄ケア	皮膚・排泄ケア領域における災害対応ー現場の実際と支援ー	講演とシンポジウム
がん化学療法看護	東日本大震災ーがん化学療法の周辺で起こったこと・起こっていること	同上

【点検・評価】

4コース分の教育機材・施設設備の準備を整え、赤十字施設から派遣された専任教員を迎えることができ、開講後も大きなトラブルはなかった(目標達成)。

新規開設コースの研修生で実習単位未修得のため未修了者が複数出たことは、今後の教育方法や入試の検討課題である。

新規立ち上げの3コースについて、日本看護協会の認可が下りた時点からの入試広報であったため、一般入試を12月、二次募集の試験を3月に行ったが、受験者確保に難渋した。

教育課程全体の運営については、感染管理コース以外の3コースが新規コースであり、新しい教員組織になることから、コース運営のノウハウを共有し、認定看護師教育課程全体を円滑に運営することが重要と考え、前年度までに蓄積された運営に関する詳細をマニュアルとしてまとめ、活用した。また、専任教員会議で詳細にわたる説明・検討を重ね、スムーズに運営できた(目標達成)。

開講以来、赤十字施設への実習依頼については、本社看護部に委ねてきたが、急遽、平成24年度以降の実習依頼はフロンティアセンターが直接交渉することとなり、教務主任がこの任を担い大方の赤十字施設で実習を受け入れていただくことができた。しかし、実習契約上、実習費は支払わないことになっていることに問題意識をもつ施設もあり、実習依

頼に大きな支障となっている。このことについては、フロンティア運営委員会に問題提起し、経営委員会に検討を委ねているところである。

スキルアップセミナーの運営については、大学の教職員全体から実行委員を出し、協力して行えた（目標達成）。企画に関しては、休講しているコースも含めた企画になり担当者の負担が大きいこと、遠隔地の修了生と密な連絡を取り合うことの困難さ、過去に専任教員を務めた赤十字施設の認定看護師にボランティアで企画をお手伝いいただいていること等から、毎年このセミナーをフロンティアセミナーとして位置付けて行うことに限界がある。次年度の企画についてフロンティア運営委員会で検討する。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①質の良い入学者確保と定員確保につながるように入試広報を見直す。
- ②実習施設の確保にあたって実習費の問題を解決する。
- ③新規開設3コースの認定教育機関認定審査をうける。
- ④フロンティアセミナーとしてのスキルアップセミナーの企画・運営について再検討する。

看護実践部門

1. 新人看護師をサポートする会

■平成 22 年度

【現状説明】

「新人看護師をサポートする会」が、新人看護師の職場適応や離職防止を意図して、平成 21 年度から開催されている。平成 22 年度は 6 月に開催した。臨床実習の場となっている日本赤十字社医療センター、武蔵野赤十字病院、横浜みなと赤十字病院、大森赤十字病院、葛飾赤十字病院の新人看護師に案内状を送付し、27 名の参加があった。学内教員も 17 名の参加があり、終始なごやかな雰囲気、それぞれの悩みや体験を語り合った。

【点検・評価】

プログラム内容、参加者数から鑑み、おおむね目的は達成されていると考える。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①広報活動を積極的に行い、新人看護師に広く周知していくようにする。

■平成 23 年度

【現状説明】

「新人看護師をサポートする会」は前年度と同様に 6 月に開催し、新卒看護師 18 名、教職員 28 名が参加した。開催場所を食堂ラウンジ前とし、気軽に話しやすい雰囲気になるように会場を変更した。

【点検・評価】

平成 22 年度に比べて参加者数は減ったが、食堂ラウンジでの開催は小テーブルを囲み話しやすかった。マイクの使用、飲食もしやすいため適切であった。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①開催日時を 6 月初旬の大学祭と同時に行い、卒業式の時に広報するなどの工夫を行うことにより、より参加者数を増やし、新人看護師の支援につながるプログラムとする。

看護教育部門

1. フロンティアセミナー

■平成 22 年度

【現状説明】

平成 22 年 11 月 23 日に、ナイチンゲール没後 100 年と「看護覚え書」150 周年を記念したセミナーを開催した。参加者数は 354 名であった（プログラム等の詳細は本学ホームページに掲載）。また、平成 22 年 11 月 27 日に、「臨床看護師のためのスキルアップセミナー」を開催した（前述、詳細は本学ホームページに掲載）。

【点検・評価】

多くの参加者があり、円滑に開催できた。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

①より魅力的な企画を考え、全学的取り組みとして運営していく。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 23 年 11 月 26 日に「臨床看護師のためのスキルアップセミナー」を開催した（前述、詳細は本学ホームページに掲載）。

【点検・評価】

認定教育課程修了生を主な対象としたセミナーとして開催し、多くの参加者があった（目標達成）。本学修了後 5 年間は、何らかの形でフォローアップ教育を行う必要があるため、フロンティア・セミナーとして開催することが適切であろうと考える。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

①認定看護師教育課程修了生のフォローアップのためのセミナー開催を継続する（がん化学療法コースおよび、皮膚・排泄ケアコースについては、教育課程自体が休止しているため、セミナーの企画・運営にあたってはこれまでの専任・主任教員の協力を得て企画運営していく）。

2. 外国人看護研修生の受け入れ協力活動

■平成 22 年度

【現状説明】

看護教育部門では、平成 18 年の日本赤十字武蔵野短期大学閉学を機に、当短大が行っていた外国人看護研修生の受け入れ協力活動を統合大学が受け継ぎ、毎年 3~4 回開催してきた。JICA 独立法人国際協力事業団の招聘により来日したアジア、アフリカ、中南米諸国からの外国人看護研修生を対象に、災害看護、母子保健、看護教育等のテーマで研修を展開している。受け入れの主な目的は、日本の保健医療・看護を取り巻く状況を研修員が理解し、必要な諸理論や管理方法、実践的スキルについて学び、研修員が自国で活かすための機会を提供することである。本学へ研修員を受け入れることにより、学生や教職員の国際交流の場にもなっている。

平成 22 年度は、「アフリカ母子保健看護管理コース・看護指導者育成コース」合計 18 名、

「災害看護・リハビリテーションコース」ベトナムのみ 6 名、「アフリカ看護教育コース」10 名の 3 コースを受け入れた。主に災害看護、災害看護教育手法、災害現場のシミュレーション等について研修を行った。

【点検・評価】

外国人研修生が机上シミュレーションや実動シミュレーション、自国への取り入れる討論などの参加型プログラムを通して、災害看護の理解を深めていることが確認できた。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①各コースの学習目標の特性をふまえたプログラムを立案・運営する。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 23 年度は看護管理コースとアフリカ看護教育コースの 2 回、研修生を受け入れた。研修プログラムの詳細は本学ホームページに掲載している。

【点検・評価】

DVD[東日本大震災における日本赤十字社の救護活動 40 日間]（ナレーション英語版）に興味を示し、日本赤十字社の許可を得て、ダビングしたものを提供した。またトリアージ映像シミュレーションも申し出により、紙面で提供した。シミュレーションでも熱心に取り組み、メンバー間の意見交換をしながら成果物の発表を行った。自国の病院で生かしたいとのコメントが寄せられた（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①各コースの教育特性をふまえたプログラム内容での実施を継続する。
- ②研修終了後のアンケートを実施し、研修の評価を行う。

3. 地域防災活動ネットワーク

■平成 22 年度

【現状説明】

平成22年度の主な活動は、従来と同様に本学の武蔵野キャンパスと武蔵野市民防災協会で、年間12回開催する防災ボランティア育成セミナーの企画運営である。開催に伴う経費は、大学と武蔵野市が継続的に拠出してきた。活動の特徴は、本学の学生災害救護ボランティアサークルがメンバーとして、一緒に企画運営に加わり、住民と共に学習や交流を展開している点にある。また本学学部1年生の赤十字災害看護論 I の授業1コマを本セミナーの参加に当てている。学生は、プログラムの中からテーマを選択しセミナーに参加、地域住民と共にディスカッションやシミュレーションを通して交流しながら、学習を展開した。学生の参加数が多いのは、避難所のケア、市民でもできるトリアージ等である。

【点検・評価】

平成 22 年度の参加者数はおよそ 550 名である。毎年、恒例のプログラムに加え、新しいプログラムを取り入れているが、平成 22 年度は従来の「災害とこころのケア」ではなく、シミュレーション「いざという時あわてない・困らない災害心理学」を取り入れた。講師の巧みな手法で参加者の満足度が高かった。東日本大震災の発生により交通網の乱れや余震の持続に備え、予定していた 3 月 12 日のセミナーは延期した。延期の連絡は、会場の表示とブログにて行った。日程の関係でプログラム数を年間 12 回から 10 回に変更した。プ

プログラムの詳細は本学ホームページに掲載している。

【平成 23 年度に持ち越す目標】

- ①武蔵野市民防災協会と連携し、武蔵野市で指定された100名の地域防災活動推進委員の参加を促進する。
- ②住民のニーズに合ったプログラム内容を採り入れていく。
- ③授業以外に、学部生や院生の地域防災セミナーへの参加を推進していく。
- ④延期した3月12日の分については、平成23年度セミナーで開催する。
- ⑤10回プログラムの企画運営していく。

■平成 23 年度

【現状説明】

平成 22 年度延期分は平成 23 年 5 月に実施した。「被災地における支援活動」をテーマにシンポジウムを開催した。シンポジストは被災地で活動を行った学生を含むメンバー5名である。参加者はおよそ 60 名、タイムリーなテーマであり好評であった。平成 23 年度の年間参加者数は、例年より多い状況であった。東日本大震災に関連したテーマや内容でプログラムを構成した。

【点検・評価】

平成 22 年度延期分を実施でき、住民との約束を果たしたことができた（目標達成）。「被災地における支援活動」のテーマはタイムリーであり評価できる。東日本大震災を反映したテーマ及び内容でプログラムを構成したことは、年間参加者数の増加に繋がったと評価できる（目標達成）。年間開催数を 12 回から 10 回に変更したことは住民の理解を得ることができた（目標達成）。

【平成 24 年度に持ち越す目標】

- ①東日本大震災の教訓と従来の課題から、要援護者トリアージの対策を具体化し、平成24年度セミナーで展開する。
- ②平成23年度のシンポジウムは被災地からシンポジストを招聘したが、平成24年度は被災地外からの支援者で構成する。
- ③従来の目標を変えずに、年間10回のプログラム内容を構成していく。

4. 東日本大震災支援関係

■平成23年度

【現状説明】

平成 23 年度、本学の教職員で東日本大震災の被災地で支援活動を行った延べ人数は 50 名、学生及び院生のボランティア数は 36 名である。大学の組織的活動としては、日本赤十字社、特に看護部の依頼である石巻赤十字病院支援、石巻看護専門学校実習指導支援、日本赤十字社東京都支部よりこころのケア、看護協会による避難所支援活動、その他学会、NPO として活動に参加した。5 月、本学で活動報告会を開催した。学生の自主的活動としては、5 月のゴールデンウィークに 3 名が石巻赤十字病院のボランティア活動に参加し、NPO 関連で避難所に 8 名、夏休みの 8 月、9 月に 4 名が活動している。

【点検・評価】

被災地におけるケア提供活動は、被災者同士の出会いや交流になったことが確認できた。

支援活動初体験の教員は、体験を自分の言葉で伝えるのが一番教育になること、組織・赤十字の理念の理解に繋がること等、体験の重要性を再確認した。また、学部生と大学院生を対象に、12月課外授業として仮設住宅における支援活動を企画し実施した。それを機に、学部生によるボランティア支援活動が継続されていることは教育の成果として評価できる。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①いわきに居住する浪江町住民の健康生活調査と支援活動については、本社看護部と協働の上、改めてプロジェクトを立ち上げ、大学全体として取り組んでいく。

看護研究部門

■平成22年度

【現状説明】

患者教育研究会

平成6年から患者教育のための看護実践モデル開発の試みを続け、平成22年度現在、モデルは「看護の教育的関わりモデルとして」Version6.3まで改定され、アクションリサーチなどの研究を積み重ね、内容を再吟味し、実践での活用に向けて検討している。平成22年度は、毎月研究会を開催し、年間参加者数は187名であった。

セルフケア能力を高める看護実践の検討

平成22年度の活動は、セルフケア能力を高める看護実践に関する個別対応と研究会の開催である。個別対応では、希望者に対して「セルフケア能力を査定する質問紙 (Self-Care Agency Questionnaire, 以下、SCAQとする)」(作成者：本庄恵子)の使用を許可し、SCAQの使用手法や分析方法を助言した。研究会は3回開催し、セルフケア能力を高める看護実践の事例分析や、SCAQを活用するナースの能力育成の検討を行った。年間参加者数は27名であった。

精神科看護事例研究会

現場の看護師や保健師から提供された事例を検討し、ケアの質の向上と、看護職同士のピア・サポートを目指している。平成22年度は、8月と3月を除き毎月開催し、年間参加者数は207名であった。テーマは、「病棟の文化に挑む一師長としての悩み」「不安と葛藤が強い女性患者とのかかわり」「衝動的な破壊行為を繰り返す男性患者への援助」「精神科クリニックにおけるうつ病患者のリワークグループを振り返って」「アメリカ、マクレーン病院とボストンカレッジでの研修報告」等である。

ナースのためのグループ研究会

看護職者を対象としたグループの研究会。今年で20期を迎える。毎年10月から翌年3月まで、毎月第3土曜日の午後13時45分から16時まで、クローズド・グループを行っている。テーマは特になく、そのとき、その場で話したいと思ったことを話すという方法である。開始当初は、グループ・ダイナミクスについての研修の目的もあったが、年を重ねるごとに、ナースのセルフヘルプの意味合いが強まってきている。定員は20名としているが、勤務などの都合もあり、毎回の参加者は10～15人前後である。

母性看護研究会

平成22年度は、①従来以上に本研究会への学生および教員、周産期看護・母性看護・助

産に興味や関心がある方の参加を図ること、②修士課程の学生と相談しながらプログラム内容の充実を図ること、を目標に活動した。年5回開催し、参加者総数は135名であった。テーマは、「助産師による地域での女性支援」「妊産褥婦が助産師に求めるもの」「赤ちゃんタッチケア」等である。

①については、平成22年度は、開催回数を6回から5回へ縮小し、学生および教員の参加が多く期待できる日程を毎回調整しながら行った。その結果、平成21年度におけるテーマそれぞれの参加人数は、1回平均12.8人（最小7人～最大22人）であったが、平成22年度におけるテーマそれぞれの参加人数は、1回平均27人（最小19人～最大31人）と増加した。また大学院修了生も参加し、意見交換の場ともなった。

②については、国際保健助産学専攻修士課程1年の学生が中心となり運営をした。プログラムは学生が企画し、研究会ごとに参加者へアンケートを配布、評価をまとめていた。研修内容評価は、「とてもよかった」が88～100%を占めていた。

以上の結果より、目標①②は達成したと評価する。平成23年度は平成22年度の目標を継続し、従来以上に本研究会への学生および教員、リプロダクティブ・ヘルスケアに興味や関心がある方の参加を図る。修士課程の学生と相談しながら、プログラム内容の充実を図ることを目指す。運営者上の目標としては：担当者が毎年変わるたびに申し送りが滞ってしまうため、運営マニュアルを作成し、円滑な研究会運営ができるようにする。

優れたわざを学び伝える会

キネステティックセミナーは5年目を迎えた。講師のハイジ・パウダー・ミスバッハ女史（ドイツでキネステティックの教育機関VIV-ARTE）を迎え、平成22年度は2回のセミナーを開催した。7月18日のモジュールIVでは14名の修了者を輩出した。3月11日の入門セミナーには66名の参加があったが、セミナー開催中に東日本大地震が発生した影響でセミナーは途中解散となった。

看護歴史研究室

【収集】

(1) 寄贈・寄託

卒業生のご遺族ならびに個人からの3件の寄贈を受けた。以上については、本学「文書等の寄贈・寄託取り扱いの手続き」に従い、受け入れを行った。

(2) 古書の購入

古書店を通じて関連図書8冊を購入した。

(3) 関係機関での資料収集を行った。

【整理】

(1) 史料の媒体変換・データベース作成

2010年度は教育資料としての掛図の媒体変換を行った。筆で手書きされているもの、赤十字の看護教育の特徴を反映して、包帯法や救急法なども多い。巻軸の形で保管されているため開封により破損しやすい状態である。卒業生答辞、戦時救護関係の電子媒体化と合わせ、950件の電子化を行った。電子化された史料は看護歴史研究室ホームページのデータベースにて一般に公開している。

(2) カタログの作成

2010年度は第四巻「大アルバム五」を作成した。これにより現在、歴史研究室で発刊し

た史料集は全四巻となった。カタログは本学以外にも、日本赤十字社情報プラザや日本赤十字学園系列の各大学図書館に寄贈した。

【保存】

(1) 保存処置

史料は中性紙箱、封筒を用い、写真アルバムについては各頁に中性紙の薄紙を敷き込んで保存処置を行った。2010 年度は、調湿剤の有効期限が終了する時期にあたったため、交換して、適度な湿度が保たれるようにした。保管庫については調湿、紫外線防止などの対策を講じている他、免震装置も備え付けていたため、東日本大震災でも保管史料の破損は起こらなかった。

【利用】

(1) 史料の閲覧・問い合わせ、他機関からの史料利用願い

日本赤十字看護大学「史料室利用内規」にしたがい、毎週金曜日 10:00～16:00 を史料室利用日と定め、利用者の閲覧に応じた。史料の利用申請は、個人、歴史研究者、あきる野市、岐阜県立歴史博物館、医学書院等出版社（3 社）、赤十字社支部・病院（長野・熊本・東京）、長崎県看護協会、ナガイレーベン、NHK（大阪）からあった。利用目的は研究教育の他、番組作成、出版予定の書籍・ホームページへの写真掲載、プレゼンテーション、展示等である。

(2) 学内・ホームページでの展示

2010 年度は下記の 3 つの展示を行った。そのうち「赤十字看護のフロンティア—本学卒業生たちの活躍の歴史—」は日本赤十字看護大学の 120 周年を記念した展示である。

① 日本赤十字看護大学 120 周年記念展示

「赤十字看護のフロンティア—本学卒業生たちの活躍の歴史—」平成 22 年 4 月～現在

② 日本赤十字看護大学学園祭クロアージュ祭展示

「ハイチ地震」平成 22 年 6 月 12 日、13 日

③ 日本赤十字看護大学フロンティアセミナー、ナイチンゲール没後 150 年記念

「日本赤十字看護大学ナイチンゲールコレクション」平成 22 年 11 月 23 日

小児看護研究会:Children and You

本研究会の目的は、臨床で子どもと家族にかかわる看護師とその他の専門職者が、事例を通して幅広い知見から援助の方向性を検討し共有することにある。平成 22 年度は計 9 回開催した。参加者の所属は総合病院、小児専門病院、大学院等であり、毎回 20 名程度の方が集まった（年間参加者数は 178 名）。テーマは、「家庭環境に問題のある子どもと家族への退院支援」「再発を繰り返す AML の子どもと家族への在宅療養に向けた支援」「虐待が疑われる医療処置が必要な子どもと家族への支援」等である。

がんサポート研究会

平成 22 年度は、日本赤十字看護介護研究助成を受けて、日本赤十字社医療センターと共同で、赤十字社医療センターで「がんサポートプログラム」を年間 10 回開催した。テーマは「ひとりでがんばりすぎないがん治療」「スキンケア」「がんとお金のはなし」「がんと食事」等で、講師は専門看護師・認定看護師・ソーシャルワーカー・管理栄養士等をお呼びした。年間参加者数は 140 名であった。

また、平成 22 年度から「患者学セミナー」終了後、スタッフや参加者同士で 30 分程度

話合う「おしゃべりサロン」を設けた。参加者同士が語り合ったり、参加者とスタッフが個別に話をしたり、交流できる場とした。プロジェクト・メンバー4～5名程度がこの運営に携わった。ヨガ&ストレッチは患者学セミナーとともに開始し、大学側のスタッフが担当した。講師は専門のヨガインストラクターに依頼した。場所は大学の多目的教室で開催し、ヨガ終了後に30分程度、ヨガの講師、参加者、及び大学のスタッフとお茶会を行い参加者同士の交流を図った。このヨガ&ストレッチは8月を除き年間11回開催し、参加者総数75名であった。

【点検・評価】

平成22年度は9つのグループがフロンティアセンター研究部門に登録し活動を展開した。臨床と実践、また他の研究教育機関と広く連携し、研究活動を行うことができた。

【平成23年度に持ち越す目標】

①各研究会の活動はフロンティアセンターのホームページなどを活用し広報する。

■平成23年度

【現状説明】

患者教育研究会

平成23年度現在、モデルは「看護の教育的関わりモデルとして」Version6.4まで改定され、アクションリサーチなどの研究を積み重ね、内容を再吟味し、実践での活用に向けて検討している。平成23年度は、年間12回研究会を開催し、参加者総数は189名であった。

セルフケア能力を高める看護実践の検討

平成23年度の活動は、セルフケア能力を高める看護実践に関する個別対応と研究会の開催である。個別対応では、希望者に対して「セルフケア能力を査定する質問紙 (Self-Care Agency Questionnaire, 以下、SCAQ とする)」(作成者: 本庄恵子)の使用を許可し、SCAQの使用手法や分析方法を助言した。研究会は2回開催し、SCAQを活用した支援を行うナースへの教育的サポートの検討や、SCAQを活用した支援内容についての検討を行った。出張講義は、講義希望があった1施設に出向いて実施した。年間参加者数は43名であった。

精神科看護事例研究会

現場の看護師や保健師から提供された事例を検討し、ケアの質の向上と、看護職同士のピア・サポートを目指している。平成23年度は、8月と3月を除き毎月開催し、年間参加者数は203名であった。テーマは、「強迫症状が強い女性患者への自立生活に向けた地域での支援を考える」「一方的な訴えが多い女性患者とのかかわり」「東日本大震災後の体験を語り合う」等。

ナースのためのグループ研究会

平成22年度同様の活動を継続した。

母性看護研究会

平成23年度も22年度同様に、①従来以上に本研究会への学生および教員、周産期看護・母性看護・助産に興味や関心がある方の参加を図ること、②修士課程の学生と相談しながらプログラム内容の充実を図ること、を目標に活動した。年5回開催し、参加者総数は123名であった。テーマは、「出生後、児がダウン症と告知された家族への早期助産ケア」「災害発生後、助産師に求められる母子への支援－東日本大震災における被災地外からの災害拠点病院での救援－」「助産師に求められる能力と専門性」等である。

平成23年度における参加人数は、1回平均24.6人(最小15人～最大36人)で平成22

年度と参加人数は大幅な増減なく推移した。また母性看護学に興味のある学部生が継続して参加したことで、GWでは多面的な視点から意見交換が図れていた。

また、国際保健助産学専攻修士課程1年の学生が中心となり運営をし、研究会前には、資料作成などを含めた入念な事前準備を行い、また研究会当日には、ファシリテーターを担当しながら、参加者が協働できる環境を提供することができていた。そのため参加者人数に左右されず質が担保できる運営方法であったと考える。プログラムについては興味ある内容を院生が選定し、事前準備やファシリテーターを担当することでさらに学びを深めることができていた。プログラムは学生が企画し、研究会ごとに参加者へアンケートを配布、評価をまとめていた。研修内容評価は、「とてもよかった」が90～100%を占めていた。

小児看護研究会:Children and You

平成23年度も計9回開催し、それぞれ12名～25名の参加があった(参加者総数149名)。参加者の所属は総合病院、小児専門病院、大学院等であった。テーマは、「子どもと家族の医療環境(ベトナム)」「家族が離れていく長期入院中の子どもへの援助」「妊婦健診未受診で飛び込み出産した症例」「長期入院を要する小児がんの学童期の子どもへのかかわり」等である。

【点検・評価】

平成23年度は6つのグループがフロンティアセンター研究部門に登録し活動を展開した。臨床と実践、また他の研究教育機関と広く連携し研究活動を行っていくことができた。

研究会の活動はホームページを通して広報できた(目標達成)。

【平成24年度に持ち越す目標】

- ①各研究会活動の内容について、タイムリーにフロンティアセンターホームページに掲載・更新し広く周知し、関心をもってもらえるようにしていく。

日本赤十字看護大学 年報
平成 22 年度・平成 23 年度
自己点検・評価報告書

平成 24 年 12 月発行

発行者 日本赤十字看護大学

〈広尾キャンパス〉

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 4-1-3

TEL 03(3409)0875(代表)

〈武蔵野キャンパス〉

〒180-8618 東京都武蔵野市境南町 1-26-33

TEL 0422(39)7546

印刷所 コクダイ印刷株式会社

〒104-0041 東京都中央区新富 1-9-2

TEL 03-3553-9686(代表)